

# Disclose

2025

JA神奈川県信連の現況



## ごあいさつ

当会(神奈川県信用農業協同組合連合会(略称「JA神奈川県信連」))は、昭和23年の設立以来、県内JAとともに「農業の専門金融機関」として農家経営の向上に資するとともに、「地域金融機関」として組合員・利用者のニーズに応え、地域社会の発展に役立つ金融機関を目指した業務展開に努めております。

この度、当会の事業・経営に対する一層のご理解をいただくため、最近の業績や業務内容をとりまとめた「DISCLOSE 2025」(ディスクロージャー誌)を作成いたしました。ご一読いただければ幸いに存じます。

令和6年度は、日本銀行が2度に亘り政策金利を引き上げ、国内金融市場が「金利ある世界」へ移行するなか、欧米中銀は政策金利の引き下げを決定するなど、各国の金融政策の方向性が異なる不安定な環境が続きました。また、年度後半にかけては、米国の関税政策の動向が市場を大きく揺さぶり、市場環境の先行きの不透明さは一層色濃くなっています。

こうしたなか、市場環境の変化を捉えた収益力の強化に注力しつつ、中期経営計画(令和4~6年度)に掲げる5つの基本戦略に役職員一丸となって取り組み、当会の令和6年度決算については、所期の目標を達成することが出来ました。

わたしたちが経営理念に掲げる「農業と地域の未来を創る」は、将来においても変わることなく果たすべき使命であり、わたしたちは「経済」・「社会」・「環境」を意識したサステナブル経営を通じて、この役割を果たし続けます。

環境が大きく変化するなかでも役割を果たし続けるための具体的な戦略・戦術として、令和7年度を初年度とした中期経営計画を策定し、その達成に向けた取り組みを始めております。

JAの地域特性・経営状況に即した課題解決型の「機能還元」や、「農業・地域活性化」への貢献、長期的な視点を踏まえた持続安定型の「収益還元」の実現に努め、組合員・利用者・会員JAをはじめとしたステークホルダーの負託に応え続ける所存でございます。

引き続きのご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月



## Contents

### 業績

令和6年度の経営環境と業績 ..... 4

### 経営

- 1 経営方針 ..... 6
- 2 社会的責任・地域貢献活動への取り組み ..... 8
- 3 リスク管理 ..... 17
- 4 コンプライアンス ..... 24
- 5 法令に基づく開示債権等の状況 ..... 32

### 業務

- 1 JAグループの組織と役割 ..... 34
- 2 JA神奈川県信連の役割 ..... 34
- 3 JA神奈川県信連の業務 ..... 35
- 4 JAバンク神奈川でご利用いただける各種金融商品・サービス ..... 38
- 5 JAバンク神奈川のトピックス ..... 40

### 組織

..... 42

### データ ファイル

..... 47

### 索引

..... 92

## 令和6年度の経営環境と業績

令和6年度の経済・金融情勢は、欧米を中心にインフレの鈍化を受けて利下げを開始したなか、海外経済は底堅く推移していましたが、年度後半からは、米国において第二次トランプ政権が発足するなど不確実性が高まる状況となりました。一方で、国内においては、物価上昇が重荷となるも、賃金の上昇が個人消費を下支えしたほか、堅調な企業収益を背景に設備投資も増加基調であり、国内経済は緩やかな回復が進みました。

こうしたなか、国内長期金利については、米欧金利の上昇や、日本銀行の追加利上げなどを受け、大幅に上昇しました。

為替相場は、一時1ドル160円台に乗せ、歴史的な円安水準を付けましたが、その後日米金融政策の方向性の違いなどから、1ドル140円台まで円高に反転する場面もみられ、年度を通して振れ幅が大きい推移となりました。

また、国内株式市場は、堅調な企業業績等が下支えとなり、日経平均株価は史上最高値を更新いたしました。その後は円高急進などを受けて過去最大の下落幅を記録したほか、年度後半においては世界経済の不透明感などが重荷となり、前年度末対比で下落いたしました。

### 最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	56,490	56,343	54,965	58,431	62,860
経常利益	13,199	21,174	7,162	7,509	6,674
当期剰余金	8,826	18,066	6,227	7,116	5,876
貯金等	4,707,547	4,591,796	4,476,356	4,371,532	4,141,512
預け金	2,930,385	2,807,360	2,643,230	2,652,222	2,347,726
貸出金	622,126	621,843	620,827	601,543	681,234
有価証券等	1,997,713	2,039,788	1,994,699	1,976,266	1,787,634
出資金	203,678	298,878	298,878	300,478	300,478
(出資口数)	20,367,851口	29,887,851口	29,887,851口	30,047,851口	30,047,851口
純資産額	443,064	539,783	512,513	559,414	546,887
総資産額	5,777,717	5,701,738	5,495,055	5,467,406	5,101,120
剰余金配当金額	5,640	5,697	3,560	3,571	4,633
普通出資配当の額	525	525	393	393	393
後配出資配当の額	1,333	1,333	1,428	1,432	1,436
事業分量配当の額	3,781	3,838	1,737	1,745	2,802
職員数	198人	205人	207人	205人	208人
自己資本比率(単体)	13.75%	17.48%	17.57%	16.16%	13.29%
信託報酬	7千円	2千円	3千円	3千円	19千円
信託勘定貸出金残高	-	-	-	-	-
信託勘定有価証券残高	-	-	-	-	-
信託財産額	246,420千円	315,821千円	285,222千円	299,903千円	404,369千円

注：① 貯金等は譲渡性貯金を含めて記載しています。

② 有価証券等は金銭の信託・買入金銭債権を含めて記載しています。

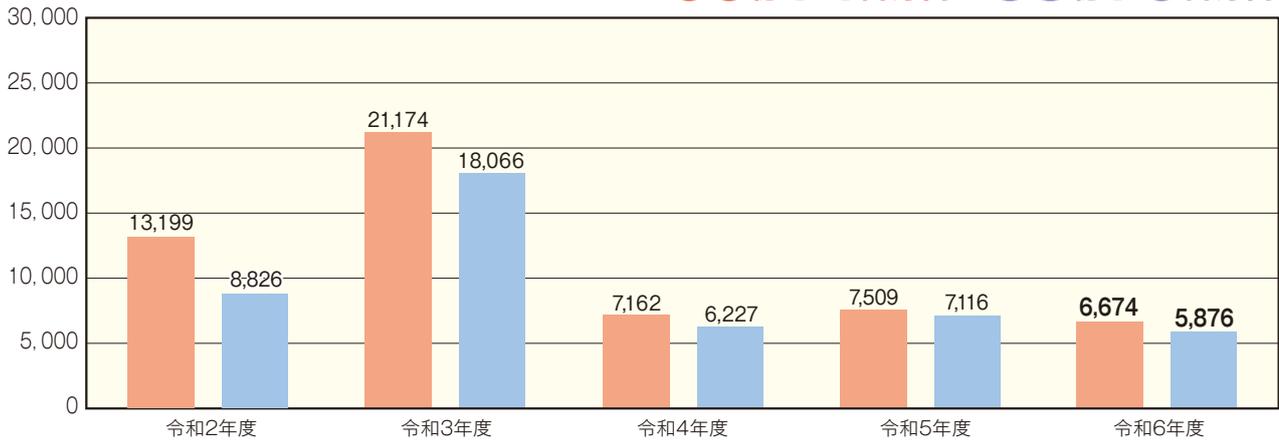
③ 職員数は常勤嘱託を除いた人数となっています。

④ 「自己資本比率(単体)」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

⑤ 信託勘定有価証券残高は、信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高(最近5年間に於いて残高は発生していません)を含めて記載しています。

## ■利益の推移

(単位:百万円)



経常利益

66億74百万円

当期剰余金

58億76百万円

## ■自己資本比率(単体)の推移

(単位:%)



13.29%

## ■貯金等の推移

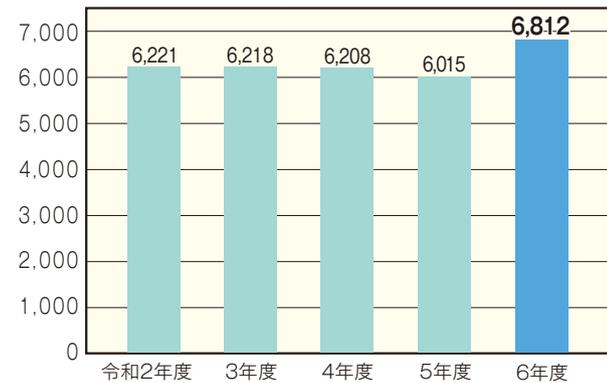
(単位:億円)



4兆1,415億円

## ■貸出金の推移

(単位:億円)



6,812億円

## ■有価証券等の推移

(単位:億円)



1兆7,876億円

## 収支状況

有価証券等の運用効率化・多様化による自主運用の収益向上に努めたことから、経常収益は628億円と、前年度を上回る水準となりました。一方で、日銀の利上げに伴い資金調達費用が増加したほか、国内の金利上昇に伴う評価損の拡大抑制を目的として、多額の有価証券等売却損を計上したことなどから、経常利益は66億円、当期剰余金は58億円と、いずれも前年度を下回る水準となりました。

## 自己資本比率

内部留保の増加により自己資本の額が増加したものの、パーゼルIII最終化の適用や貸出の増加などからリスク・アセットが大幅に増加したため、自己資本比率は前期比2.87ポイント低下し13.29%となりました。なお、JAバンク基本方針で定める8%基準(国内基準は4%)を大きく上回る水準を確保しております。

## 貯金等

貯金等は、会員JAの積極的な自主運用等を背景として、期中2,300億円、5.2%減少し、期末残高は4兆1,415億円となりました。

## 貸出金

貸出金は、農業関連資金に積極的に対応したほか、変動金利貸出を積み上げた結果、期末残高は前年比796億円、13.2%増加し、6,812億円となりました。

## 有価証券等

有価証券等は、国内の金利上昇に伴う有価証券等の評価損の拡大抑制を目的とした国内債券の売却を行った結果、期中1,886億円、9.5%減少し、期末残高は1兆7,876億円となりました。

## 1 経営方針

### 経営理念

当会は、JAグループの基本的な価値・役割を定めた「JA綱領」を踏まえ設定した次の経営理念に基づき、農業専門金融機関として、かつ、地域金融機関として、組合員・利用者、地域の皆さまに支持されるJAバンクを目指し事業に取り組んでいます。

#### 基本的使命

### 農業と地域の未来を創る

協同の理念のもと、人とのつながりや自然環境を重視した健全経営を行い、「食」「農」「地域」への貢献を通じ、持続可能な社会を実現する。

#### ありたい姿

- ▶ 私たちは、農業専門金融機関として、あらゆる取り組みを通じ、農業を支える人々とともに、農業基盤を維持・振興します。
- ▶ 私たちは、地域金融機関として、その時代に合わせた多様な価値の提供により、人々のより豊かな生活と地域社会の活性化を実現します。
- ▶ 私たちは、自由な発想と創意工夫により、常に成長を続けるとともに、ゆとりや働きがいのある魅力に富んだ職場をつくります。

### ■ サステナブル経営の考え方

上記の経営理念を踏まえ、当会は以下の4点を経営上の重要課題(マテリアリティ)と定義し、経済・社会・環境を意識した持続可能な経営を実践しています。

① 農業基盤の維持・振興 ② 地域社会の活性化 ③ 自然環境の保全 ④ ゆとりや働きがいのある職場づくり

また、これらの考え方は国際連合が提唱する持続可能な開発目標(SDGs)との親和性が高く、当会はSDGsに賛同したうえで、その取組方針や取組内容を「SDGs取組宣言書」としてまとめ、発信しています(内容は当会ホームページを参照ください)。



SDGs17のゴール

[https://www.jakanagawa.gr.jp/sin/about\\_us/sdgs.html](https://www.jakanagawa.gr.jp/sin/about_us/sdgs.html)

### ■ 中期経営計画

大きく変動する環境下においても基本的使命である「農業と地域の未来を創る」を達成し続けるため、令和7年度から令和9年度にかけて取り組む中期経営計画を策定しました。

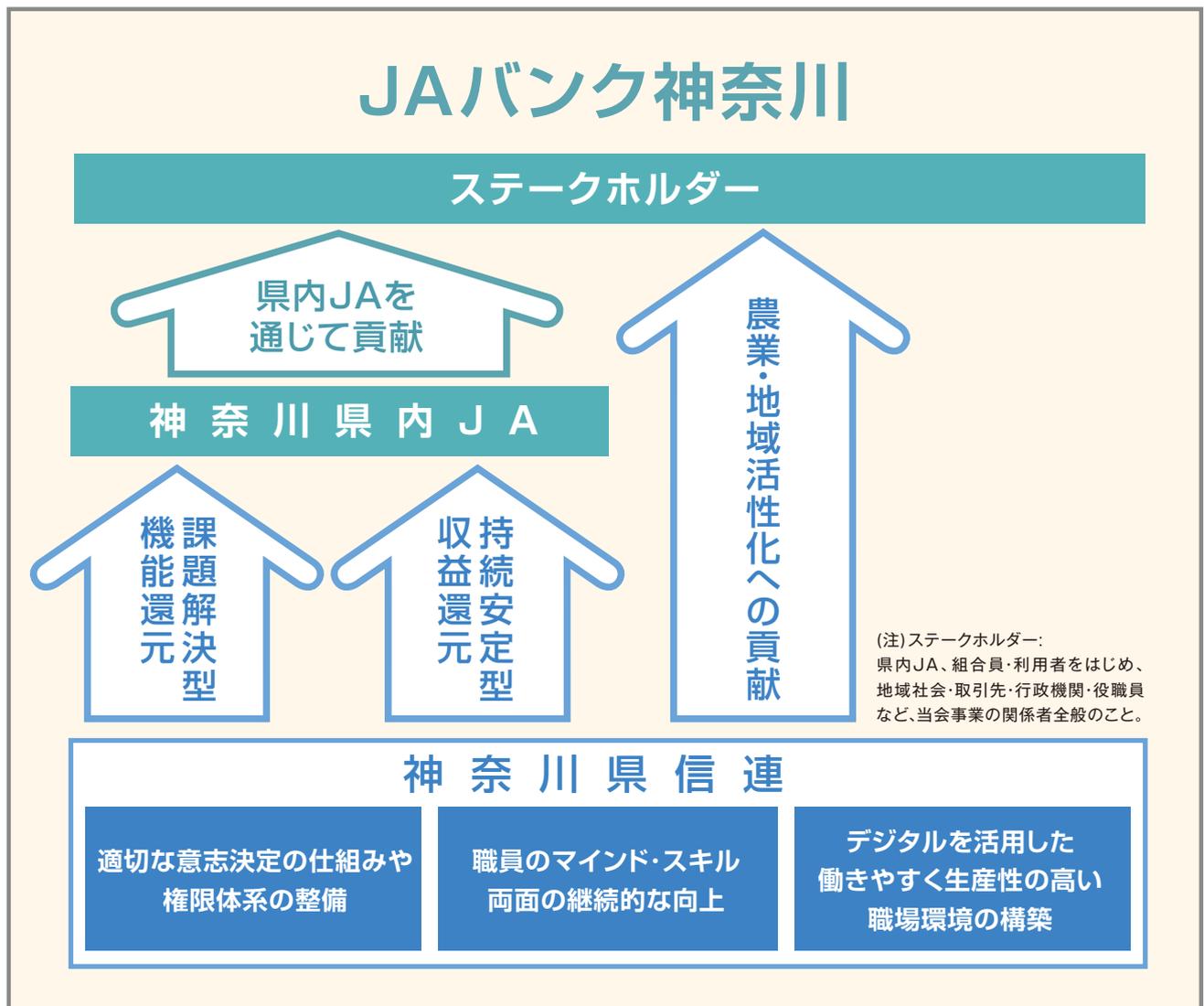
この中では、ステークホルダーに対し提供すべき価値(「課題解決型機能還元」「持続安定型収益還元」「農業・地域活性化への貢献」)やそのための経営基盤強化策(「適切な意思決定の仕組みや権限体系の整備」

「職員のマインド・スキル両面の継続的な向上」「デジタル技術を活用した働きやすく生産性の高い職場環境の構築」)を定義しつつ、5つの基本戦略を設定しています。

当計画に基づき、全役職員がステークホルダーに寄り添った事業を展開し、農業そして地域に貢献してまいります。

中期経営計画の詳細については、当会のホームページ(神奈川県信連について)をご覧ください。

[https://www.jakanagawa.gr.jp/sin/about\\_us/tyuki.html](https://www.jakanagawa.gr.jp/sin/about_us/tyuki.html)



	5つの戦略	目指す姿
提供すべき価値	<b>① 機能還元戦略</b>	●JAが経営戦略として重点的に取り組む事項を把握し、各事業戦略を提案・サポートできる体制が整備できている
	<b>② 農業・地域活性化戦略</b>	●金融・非金融を問わず、農業融資・アグリコンサル・ビジネスマッチング等、農業の活性化に資する総合的なソリューションを提供できている ●地域への直接的な貢献に資する取り組みを模索し、新たな取り組みを展開できている
	<b>③ 収益還元戦略</b>	●環境に応じた適切な調達戦略の策定や機動的な収支・リスクシミュレーションとこれを踏まえた適切な資金投下により、JAへの持続的な収益還元を実現できている
強化経営基盤	<b>④ 組織・人事戦略</b>	●適切な意思決定の仕組みや権限体系の整備、職員のマインド・スキル両面の継続的な向上により、高度・複雑化する業務へ対応できている
	<b>⑤ デジタル化戦略</b>	●いつでも・どこでも・快適な業務環境が整備されるとともに、本会役職員のITリテラシーの向上が図られている

## ② 社会的責任・地域貢献活動への取り組み

### ～農業専門・地域金融機関として～

#### ■ 農業・地域に対する考え方

当会は、神奈川県内JA等が会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念とする相互扶助型の農業専門金融機関であり、また、JAの組合員・利用者の繁栄と地域社会の発展に資するための地域金融機関です。

その資金は、大半が県内のJAにお預けいただいた組合員・利用者の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としています。また、皆さまからお預かりした大切な貯金は、資金を必要とする組合員・利用者の皆さまや、JA・

農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や地方公共団体などにご利用いただいています。

当会は組合員・利用者の皆さまの豊かな生活のお手伝いができるよう、JAとの強い絆とネットワークを構築するとともに、農業振興と地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めています。

また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、福祉、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

#### ■ 地域からの資金調達の状況

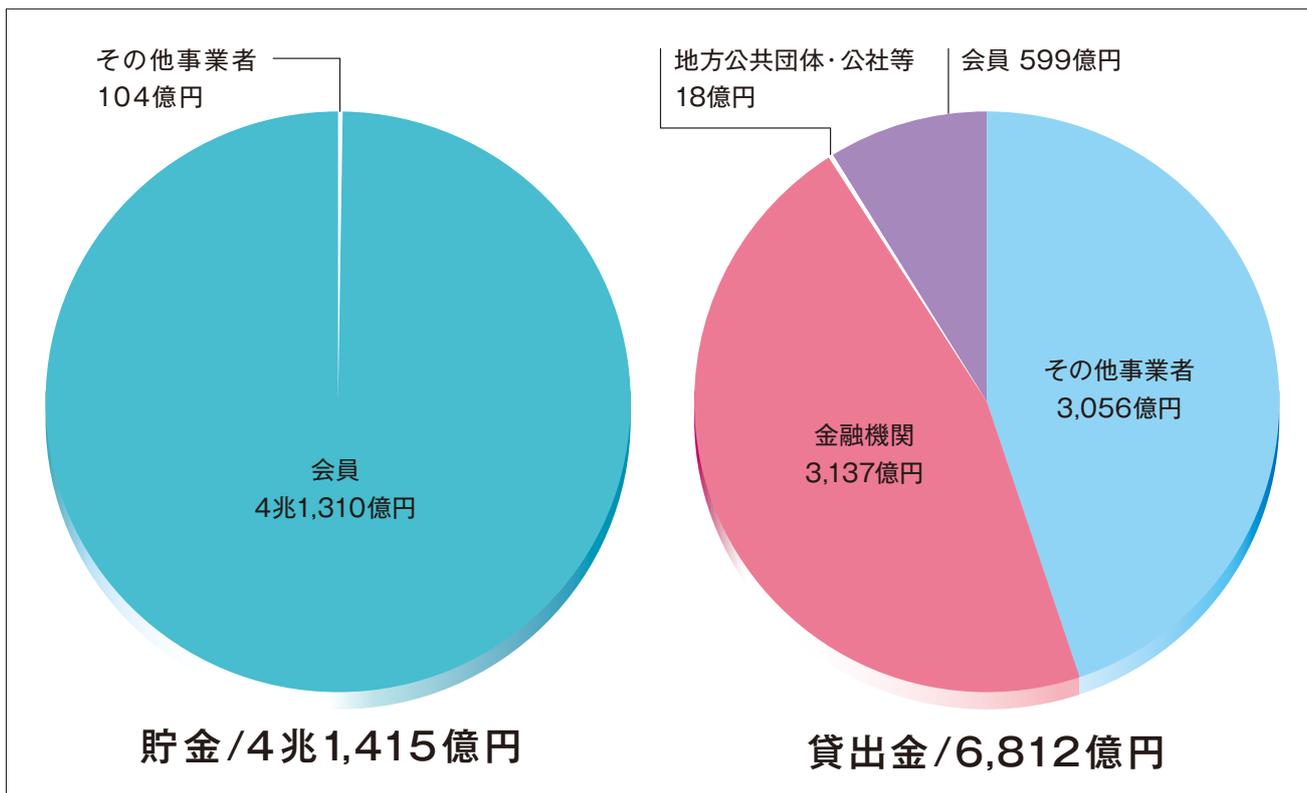
当会の令和7年3月末の貯金残高は4兆1,415億円となっており、うち4兆1,310億円は神奈川県内JA等の会員からお預りしています。

また、JAバンク神奈川(当会ならびに県内12JAの信用事業部門の総称)では組合員・利用者の皆さまの計画的な資産づくりをお手伝いさせていただくため、目的に応じた各種貯金や国債、投資信託等の取り扱いをしています。

#### ■ 農業・地域への資金供給の状況

当会の令和7年3月末の貸出金残高は6,812億円となりました。このうち、農業関連貸出金としては、プロパー資金のほか、かながわ都市農業推進資金等の取り扱いをしています。

また、JA組合員の資産活用には賃貸住宅向け資金等の取り扱いをするとともに、地方公共団体や県内企業等のお取引先の皆さまには、各種用途に応じた資金の取り扱いをしています。



## ■お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当会は、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を制定・公表いたしました。

お客さまが「人生100年時代」において安心して豊かな生活を送るため、県内の地域特性をふまえ、当会は県内

JAの信用事業をサポートする県域組織としての役割を果たし、県内JAと連携してお客さま本位の業務運営に努めてまいります。

(公表内容は、当会ホームページを参照願います。)

[https://www.jakanagawa.gr.jp/sin/customer-oriented\\_business\\_operation.html](https://www.jakanagawa.gr.jp/sin/customer-oriented_business_operation.html)

## ～農業振興にかかるとる取り組み～

令和6年に開催した第77回神奈川県農業協同組合大会においては、JAグループ神奈川の向こう3か年における協同活動の指針として、「未来につなぐ協同の力ー食と農を支える協同活動と総合事業の展開ー」を決議し、「かながわ農業と健康で豊かな暮らしを支える事業および活動の展開」および「持続可能な協同組合としての組織基盤・経営基盤の確立と人づくり」に取り組むこととしました。

当会におきましても、JA、関係団体等と連携した農家等への資金供給および食農関連事業への貸出を強化するとともに、農業専門・地域金融機関として、アグリコンサルティングによる農業経営支援のほか、効果的な金融仲介機能(投融資・ビジネスマッチング等)を発揮することで、JAグループの経営基盤確立に向けた取り組みを実践しています。

## ■総合的な担い手支援の実現

JAグループ神奈川では、県と連携したマッチング商談会の開催など、県内JAの営農経済事業のサポートを通じ、担い手への総合的な支援策を実践しています。

また、総合的な担い手支援の実現に向けて、県内JAの渉外・融資・営農経済担当者向けに、農業貸出金の基礎研修会等を実施するほか、JAバンクにて推奨している「農

業金融プランナー」資格取得に向けた試験対策研修会を開催し、担い手に対し農業金融面から支援が出来る人材の育成にも取り組んでいます。

なお、「農業金融プランナー」資格保有者は、906名(令和6年度資格取得者数28名)にのぼります。

## ② 社会的責任・地域貢献活動への取り組み

### ■ 多様な農業資金ニーズへの的確な対応・支援

県内農業法人等の農業者を訪問し、農業に関する様々なニーズ把握に努め、農業融資を実行しています。

また、農業融資に留まらず、農業法人と販売業者等とのマッチングをコーディネートし、県内農業法人等の販路拡大にも努めています。

#### 農業融資に対する取り組み

JAバンク神奈川では、農業メインバンクとして様々なニーズに的確に対応していくことが必要であると考え、JA・信連が一体となって、資金供給等を通じて地域の農業振興に貢献しています。

JAでは運転資金や加工設備等幅広い資金需要に対応できる「アグリマイティー資金」の他、農機具等の取得にかかる資金需要に対応する「JA農機ハウスローン」等を提供しています。また、信連ではJAで対応できない資金についても更に幅広く対応を行っています。

なお、上記資金を含む県内12JAが取り扱うすべての農業資金に対し、利子補給を行う「利子補給事業」や、借入者負担となる神奈川県農業信用基金協会への一括前払い保証料を全額助成する「保証料助成事業」を展開し、農業者の借入負担軽減に取り組んでいます。

このほかにも農業近代化資金や日本政策金融公庫資金を取り扱っており、農業者の農業経営と生活をサポートしています。



#### 災害等被害に対する支援

災害等被害(ウクライナ情勢の悪化に伴う物価高騰・大型台風による被害)を受けた農業者に対し、被災農業者の農業経営安定のため、無利息、保証料無料の災害救済資金を設定し、借入負担軽減による支援を行っています。

#### 農業者等の経営支援に関する取り組み

当会では、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域の皆さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を役割とし、適正な業務の遂行に向け「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき実践しています。

また、農業者等が抱える経営課題への解決策の提示とフォローアップを行うべく、「アグリコンサルティング」による支援を実践しています。

#### 農業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

当会では、農業事業者や中小事業者のお客さまに対する経営相談、経営改善支援等を適切に行うため、以下の態勢を整備しています。

- ① 金融円滑化対応部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や、経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善または再生のための助言を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組めます。
- ② 経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当会職員およびJAグループ職員に対し、必要な研修・指導を行っています。
- ③ 農業者の経営支援については、外部機関(日本政策金融公庫等)との連携を行っているほか、農業者の資金ニーズに応えるべくJAバンク神奈川一体となった資金提供を行っています。
- ④ 経営者保証に関するガイドラインに対しては、内部規程等を定めガイドラインに則した対応を行っています。

## 金融円滑化にかかる基本方針の概要

1

当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

2

当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めます。また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めます。

3

当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4

当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。

5

当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等(政府系金融機関、農業信用基金協会等を含む。)との緊密な連携を図るよう努めます。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6

当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備しています。

### ■ 農業所得増大・地域活性化応援プログラムの実践・支援

当会では神奈川県農業の現状と課題を踏まえ、課題解決を通じたJAグループ自己改革の実現に結びつく「農業所得増大・地域活性化応援プログラム」を以下のとおり展開しており、神奈川県内の農業振興への取り組みを強化しています。

令和6年度は9の事業を展開し、総額280百万円を助成しました(平成29年度から令和6年度までの累計助成実績:1,484百万円)。

当プログラムについては、県内共通課題や個別JAでは手掛けにくいものに対して、県域施策を設定し、「スマ

ート農業応援事業」や「太陽光発電設備導入助成事業」により、ロボット、AI、ICT等の先端技術を活用した省力化を図るスマート農業機器の普及や再生可能エネルギー分野におけるSDGsの取り組みを後押ししています。

また、JAの地域特性や個別課題に応じて、JAが独自に設定した農業所得増大や農業振興を通じた地域活性化に資する施策を実施するJAに対して助成を行っています。

業績

経営

業務

組織

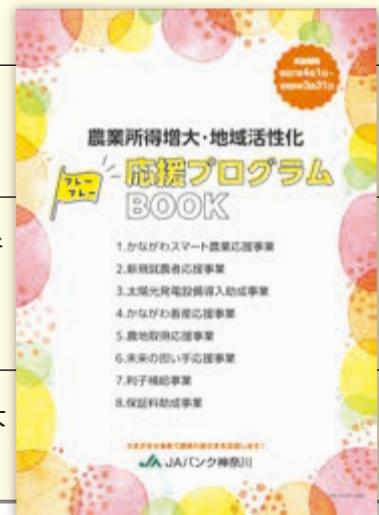
フェア  
イル

索引

## ② 社会的責任・地域貢献活動への取り組み

(令和7年4月1日現在)

プログラム	概要
かながわスマート農業 応援事業	ロボット、AI、ICT等の先端技術を活用して、省力化、高品質生産を図るスマート農業技術等の導入費用(設置費用含む)を助成します。
かながわ畜産応援事業	畜産経営に必要な畜産専用機器の購入費用(設置費用含む)を助成します。
太陽光発電設備導入 助成事業	営農型太陽光発電設備や蓄電システム等を備えた農業用施設への太陽光発電設備の設置費用を助成します。
新規就農者応援事業	新規就農者が、営農開始時に必要な農機具および農業用施設等の取得・導入費用を助成します。
未来の担い手応援事業	県内農業高等学校および農業アカデミーへの研究費の助成および農業クラブ県大会の副賞を授与します。
JAグループ神奈川 マッチングフェア (商談会)の開催	販路拡大による農業所得増大およびマーケットインの考えに基づく作付け提案等による農業生産拡大に向けたJAグループ神奈川マッチングフェア(商談会)開催のための費用を助成します。
JAバンク神奈川 利子補給事業	JAが取り扱うすべての農業資金について、最大1%の利子補給を行い、農業者の金利負担を軽減します。
JAバンク神奈川 保証料助成事業	JAが取り扱うすべての農業資金において、一定条件のもとで農業信用基金協会の保証が付された場合の保証料を全額助成します。
JA応援プログラム 支援事業	地域特性に応じJA独自に実施した施策に対して最大半額を助成します。



### 令和6年度実績

#### ● 農業クラブ県大会

応援プログラムの一つである「未来の担い手応援事業」では、かながわ農業の未来の担い手である農業高等学校の在学生在が、より高度な営農技術等を取得できるよう、研究等に必要となる費用を一部助成しています。

また、同事業では、農業高等学校の甲子園と呼ばれる「日本学校農業クラブ全国大会」への出場権をかけた県大会において、優秀な成績を収めた学校に対し副賞を授与し、県内農業の”未来の担い手”の育成支援を行いました。



農業クラブ県大会

## ■ ビジネスマッチングの取り組み

当会では「総合的な担い手支援」の一環として、「JAグループのネットワークを活用したビジネスマッチングへの取り組み」を行っています。

概要	取り組み事例
当会取引先への 県内農産物等の紹介	食品関連の小売・卸売会社等における農産物や飲料品等の加工品の仕入れのニーズを発掘し、JAや当会取引先の飲料メーカー等の紹介を行い、取引の成約を実現しました。
当会取引先に対する 事業用地の紹介	当会取引先の農業者から土地売却のニーズをキャッチし、当会取引先に紹介したところ、成約しました。
当会取引先等の商品販売会 (信連マルシェ)の開催	JAグループ神奈川ビル勤務者に当会取引先等の地場農産物に触れる機会を設け、地産地消を促すとともに、取引先等の農業所得増大を支援。養豚法人・野菜農家(2先)・果樹農家の全4先に販売いただきました。
県内農業者に対する 牛糞堆肥の紹介	当会取引先の肥育牛法人が牛糞処理に困窮していたことから、当会から露地野菜農家を中心に声掛けしたところ、計10トン以上の引取りが成立しました。
(株)農協観光に対する 当会取引先の紹介	(株)農協観光が企画する観光ツアー(ドライブラリー)の訪問先として、取引先3先(養鶏法人、施設野菜生産法人、酪農法人)を紹介いたしました。

## ■ 農業振興の応援団の拡大に向けた取り組み

### ● 直売所におけるJAカード利用

県内農産物等の魅力を多くの方々に知っていただくため、また、直売所売り上げの増加を通じて、生産者の所得向上に資することを目的として、神奈川県内36のJA直売所において、JAカードをご利用しお買い物いただくと、

カード利用代金請求時に5%割引となる、「JAカード直売所割引施策」を実施しています。

また、9~10月には「JAカード直売所割引施策」に加え、JAカード利用金額の10%相当額をポイント還元する「期間限定ポイントアップ施策」を実施いたしました。

## ■ 食農教育応援事業に対する取り組み

### ● 教材本贈呈事業

JAバンク神奈川では、次世代を担う子どもたちに食農・環境保全の大切さを伝えるため、県内小学校約900校の5年生約7万4000人に対し、教材本「農業とわたしたちの暮らし」を配布しました。



## ■ 「農業体験活動」の開催

職員教育を目的に、神奈川県内の組合員に、田畑の耕運作業や収穫作業を体験する機会をご提供いただき、耕運機の使い方から出荷に至るまでの作業等、様々なことをご教示いただいています。職員一人一人が積極的に参加し、農業専門金融機関の職員として「農」や「土」に親しみを深め、見聞を広めています。



農業体験活動の様子

## ② 社会的責任・地域貢献活動への取り組み

### ～地域貢献にかかる取り組み～

#### ■地域の金融機関としての地方公共団体への資金協力

県内JAは各市町村の指定金融機関をはじめ、指定代理金融機関、収納代理金融機関として税金等の公金事務を担当しています。

また、市町村等に対する融資により、生活環境の整備等に貢献しています。当会も公共団体等に対する融資はもとより神奈川県債の引受金融機関として資金協力を行っています。

#### ■利用者同士をつながり支援への取り組み

県内JAでは、年金友の会等、組合員および利用者の皆さまの親睦や健康増進に向けた活動を行っています。

##### ●各種相談会・セミナーの開催

組合員および利用者の皆さまの計画的な資産づくり等をお手伝いさせていただくため、県内JAと協力して各種相談会・セミナーを開催しています。

相談会・セミナー名	令和6年度年間実績		
	実施JA数	開催場所(注)	来場者数
年金相談会	11JA	409店舗	2,867名
年金・社会保険セミナー	5JA	21店舗	489名

注：開催店舗数について、同一店舗で複数開催の場合はのべ店舗数を記載しています。

#### ■利便性向上に向けた取り組み

##### ●非対面チャネルの効果的活用

JAバンク神奈川では、非対面チャネルの効果的活用により、組合員・利用者の皆さまの利便性向上や窓口事務の削減等に取り組んでいます。

個人向け非対面チャネルでは、貯金残高・入金明細等をスマートフォンで確認できるJAバンクアプリおよび振込・振替や税金等の払込等が可能なJAネットバンクのほか、JAネットバンクの機能をスマートフォンアプリ化した

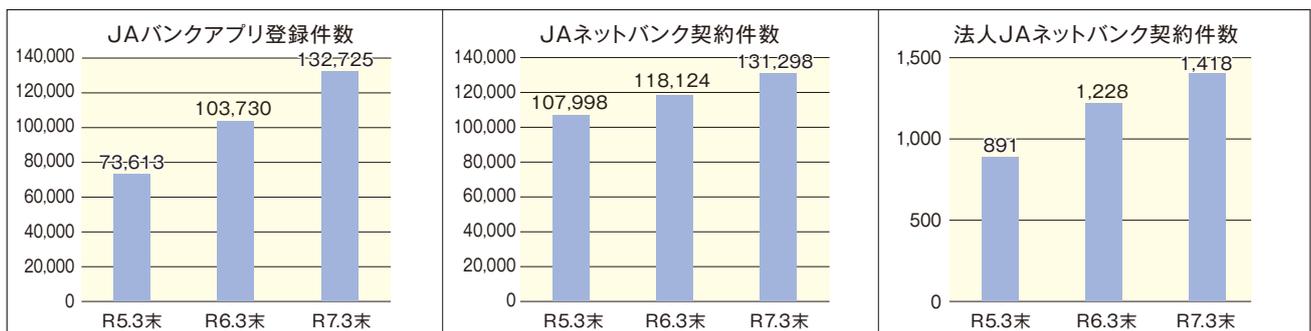
JAバンクアプリプラスを取り扱っています。

即時口座振替機能では、各種キャッシュレス決済サービスへの即時入金が行えます。

法人向け非対面チャネルでは、法人JAネットバンクに加え、企業・自治体向けに専用回線等を使用する「JAデータ伝送サービス(AnserDATAPORT方式)」を取り扱っています。

各種非対面チャネルで利用可能な取引				
<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種貯金残高照会</li> <li>●入出金明細照会</li> <li>●投資信託残高照会および各種お取引</li> <li>●通帳レス口座</li> <li>●PayB 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●貯金残高照会</li> <li>●振込・振替</li> <li>●税金等払込</li> <li>●住所・電話番号変更 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●貯金残高照会</li> <li>●振込・振替</li> <li>●税金等払込</li> <li>●定期貯金(口座開設) 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●貯金残高照会</li> <li>●振込・振替</li> <li>●税金等払込</li> <li>●総合振込 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合振込</li> <li>●給与・賞与振込</li> <li>●口座振替</li> <li>●振込入金通知 等</li> </ul>

##### ■各種非対面チャネル契約(登録)件数



## ●営業店システムの導入

JAバンク神奈川では、組合員・利用者の皆さまの利便性向上、および店舗事務の効率化ならびに堅確化を目的として営業店システム(効率化機器)の導入を行い、令和6年11月までに県内すべてのJAにおいて利用を開始しております。

また、今後窓口でのタブレットを活用した取引受付も開始予定であるなど、継続的な機能開発を行っております。

## ■JAスマホ教室の取り組み

県内JAでは、地域の皆さまのくらしの利便性向上に向けて、携帯電話会社のスタッフからスマートフォンの使い方等を学べる「JAスマホ教室」を開催しております。

## ■高齢者福祉にかかる取り組み

県内JAでは、介護保険制度に基づき、訪問介護事業(2JA)に取り組んでいます。JA神奈川県厚生連でも、介護老人保健施設(伊勢原市)や訪問看護ステーション(相模原市(2カ所)・伊勢原市)、デイサービスセンター(秦野市・愛川町)、地域包括支援センター(相模原市)等を整備し、サポート体制を確立しています。

## ■情報提供活動

JAバンク神奈川では、ホームページ等を通じて、最新の金融情報を提供しています。また、JAグループ神奈川が企画・提供するテレビ番組「かながわ旬菜ナビ」および各JA独自の機関紙等によって、農業への理解浸透や地域に関する情報等を提供しています。

## ■食品ロス削減に向けた取り組み

当会では、食品ロス削減に向けた取り組みとして、当会役職員を対象に「フードドライブ」(家庭で使いきれない食品を持ち寄り、フードバンク等に寄付することで、食べ物を必要とする方に届ける活動)を実施しています。令和6年度は、約27キログラムの食品を公益社団法人フードバンクかながわへ寄贈いたしました。

## ■地域の金融リテラシー向上に向けた取り組み

当会では、人生100年時代の到来や金融トラブルの多様化等が進む中、地域の金融リテラシー(経済的に自立し、より良い生活を送るために必要なお金に関する知識や判断力)の向上は、地域金融機関に求められる重要な役割との認識のもと、学生向けに金融教育授業、社会人

## ●県域センターによる事務集約化の取り組み

JAバンク神奈川では、県域センター機能を拡充させることにより、JA・信連一体となった効率的な事務処理態勢を構築しています。

事務部では、為替集中発信業務、電子交換所による手形等持出・持帰業務、口座振替依頼書集中処理業務および地方税統一QRコード集中処理業務等をJAから受託し、県域での後方事務の集約化を実現しています。

令和6年度までの累計で10JA・402回の教室を開催いたしました。

また、介護保険制度施行以前からJAグループとして取り組んでいる地域に根ざした高齢者福祉活動は、JAごとにある「助け合い組織」を中心として、ミニデイサービスの実施、特別養護老人ホーム・デイサービス施設でのボランティア等、様々な活動を行っています。



フードバンク食品仕分け

向けに資産形成セミナーを実施しています。令和6年度は、県立高校1年生向けに金融教育授業を3回(2校)、県立高校教員向けに資産形成セミナーを1回実施いたしました。

## ② 社会的責任・地域貢献活動への取り組み

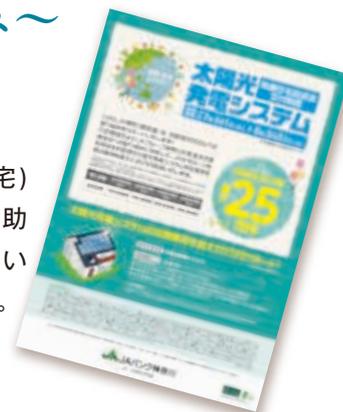
### ～自然環境の保全にかかる取り組み～

#### ■太陽光発電システムの導入支援

JAバンク神奈川では、JA住宅ローン利用者のSDGsへの取り組みをサポートする制度として、「太陽光発電システム設置住宅助成金交付制度」を展開しています。

所定の要件を満たす住宅ローン利用者を対象に、太陽

光発電システム(設置住宅)の新規取得・設置にあたり助成金を交付し、環境に優しい家づくりを応援しています。



#### ■業務におけるCO<sub>2</sub>排出量の削減

当会では、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)の提言に基づき、気候変動に対応するための取り組みを実践・開示しております。

この中で、業務において直接排出するCO<sub>2</sub>に関して削減目標を掲げ、クールビズ・ウォームビズの取り組み、

社用車の電気自動車化等の取り組みを通じ、排出量削減に努めています。

TCFD提言に基づく開示内容は、当会ホームページをご参照ください。

[https://www.jakanagawa.gr.jp/sin/about\\_us/sdgs.html](https://www.jakanagawa.gr.jp/sin/about_us/sdgs.html)

#### ■森林保全への取り組み

SDGsへの取り組みの一環として、森林保全への取り組みを実施しています。

令和6年度においては、「公益財団法人かながわトラストみどり財団」が主催する植栽活動や除伐活動に参加し、森林保全の重要性を学びました。



除伐作業への参加風景

### ～働きがいのある職場づくりにかかる取り組み～

#### ■職員エンゲージメント調査の実施

当会では、職員が働きがいを感じ、能力を最大限に発揮できる職場環境を実現していくため、令和6年度に職員エンゲージメント調査を実施しました。

調査を通じて組織の課題を特定し、必要な対応を実践することで、経営理念に掲げる「ゆとりや働きがいのある魅力に富んだ職場」を実現していきます。

#### ■多様な働き方支援

当会では、様々なライフサイクルにある職員に対応した制度を検討・導入し、職員のワークライフバランス充実を目指しています。

就業時間を調整可能な「時差出勤制度」の運用やテレワークの一部実施等により、職員の柔軟な働き方の実現を支援しています。

#### ■企業型確定拠出年金制度の導入

当会では、職員の資産形成・ライフプラン設計を支援するため、令和6年度に企業型確定拠出年金(選択型DC)制度を導入しました。

投資経験により金融リテラシー向上につながる、職員の成長にも寄与する制度であり、投資教育の実施など必要なサポートを継続して行っています。

# ③ リスク管理

金融機関経営は自らの責任により業務の健全性と適切性を確保していくことが必要であり、そのためには、役員自らが内在する各種リスクの特性を十分に理解し、必要な資源配分を行い、有効な内部管理態勢を整備していくことが不可欠であります。また、金融機関経営には、単にリスクを最小化するだけではなく、適切なリスク管理を行いながら必要なリスクをとり、収益向上に結びつけていくことも必要であります。

当会では、従来から金融機関にとって自己責任原則に基づく適切なリスク管理こそが、経営の健全性を確保する最大のポイントのひとつであると認識し、リスク管理態勢の強化・拡充に取り組んでいます。また、リスク管理の取り組みは、その時々々の経営戦略や保有するリスクの種類・特性に応じて、管理方法やそのための体制整備の見直しが必要であると認識しており、今後とも継続的な見直しを行ってまいります。

## ～リスク管理の方針・体制等全般～

### ■ リスク管理の方針

「リスクマネジメント基本方針」において、リスク管理の方針、対象リスクの種類、リスク管理の枠組み等を定め、「リスクマネジメント規程」ほか内部規程でリスク管理態勢や管理方法の具体的な内容について定めています。

このような考えのもと、保有するリスクを一定の前提のもとに金額に換算して、経営に与える影響を測定し経営体力の範囲に収まっているかモニタリングを行っています。

当会は、リスク管理の高度化の取り組みに合わせてリス

クとリターンのバランスの取れた経営管理が実践できるよう統合的リスク管理を志向し、その中心的な役割を果たすものとして、経済資本管理を導入しています。経済資本管理では、「収益」と予測される「リスク量」、そのリスク量の許容限度である「資本」の3つのバランスを保ち、全体としてリスク量を十分カバーできる資本を確保しつつ、効率的な運用により収益の向上を図るよう努めています。

### ■ 対象リスクの種類

信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク(事務リスク、法務リスク、システムリスク、情報漏洩等リスクほか)を主に管理しています。

リスク種類	内 容	
信用リスク	●信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク	
市場リスク	●金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により保有する資産・負債(オフバランス資産・負債を含む)の価値が変動し損失を被るリスク	
流動性リスク	●財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク) ●市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)	
オペレーショナル・リスク	事務リスク	●業務の過程または役職員の活動が不適切であることにより損失が発生するリスクであり、具体的には、事務処理を手続に定められたとおりに行うことを怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク ●実務規定の整備が不十分あるいは規定する業務プロセス自体に不備があり、適切な処理が行われないリスク
	法務リスク	●経営判断や個別業務の執行において、法令違反や不適切な契約締結等に起因し、損失が発生したり、取引上のトラブルが発生するリスク
	システムリスク	●コンピュータシステムのダウン、誤作動、システム不備等に伴い損失を被るリスク ●コンピュータやコンピュータネットワークが不正に使用されることにより損失を被るリスク
	情報漏洩等リスク	●セキュリティ・ポリシーが遵守されずに、情報が漏洩することに伴うリスク

## ③ リスク管理

### ■ リスク管理の体制

経営管理委員会で決定する「リスクマネジメント基本方針」に基づき、理事会が経営戦略やリスクの種類・特性に応じて、必要なリスク管理態勢の整備を行っています。このため、リスク管理担当理事を定め、諸リスクの統括部署であるリスク統括部が、統合的リスク管理の実践に向けた具体的な取り組みを進めています。

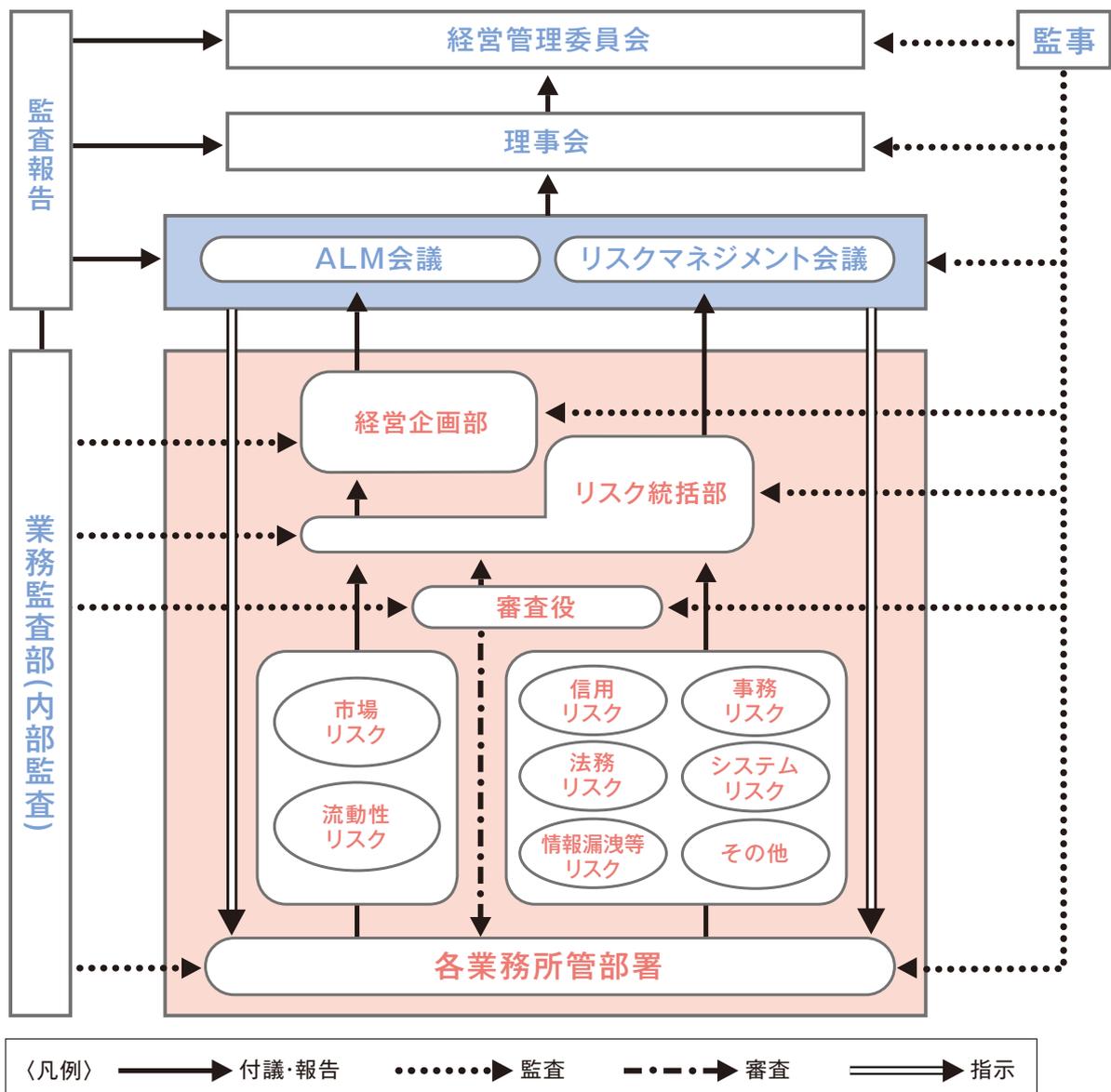
リスク管理の枠組みのなかで、リスク統括部は審査役のほか関係部署と連携のうえ、内在する各種リスクを適切に把握し、各業務所管部署からのリスク情報を集中することで統合的リスク管理を行い、経営判断に必要な情報は理事等に報告し、これによりリスクに関する認識の

共有化を図っています。

さらに、信用リスクや市場リスクをはじめ、その他のリスクにかかる重要事項の報告・協議は「リスクマネジメント会議」で、諸リスクを踏まえた運用方針の協議・決定は「ALM会議」で行い、協議・決定事項に基づきリスク管理や資金運用を行っており、その内容を経営管理委員会や理事会に報告しています。

また、日常業務のなかでは各業務所管部署で内部牽制機能を発揮するとともに、リスク管理態勢全般について業務監査部がその適切性の検証を実施しています。

リスク管理体制



## ～信用リスク管理～

### ■信用リスク管理の方針

与信取引にかかるリスク管理の方針は、良質な貸出等運用資産の積上げを基本とし、業種・大口集中等に配慮し、リスクを分散しながら収益向上を図ります。

### ■クレジットポリシー

クレジットポリシーは、与信業務の基本原則等を定めたものであり、与信業務における役職員の行動規範として位置づけています。

### クレジットポリシー【与信の基本原則】の概要

1	<b>合法性の原則</b>	農業協同組合法はもちろんのこと、あらゆる法令やルールを厳守し、社会的規範にもとることなく、誠実かつ公正であること。
2	<b>公共性の原則</b>	公共の利益と地域経済の発展に寄与するものであること。
3	<b>安全性の原則</b>	確実な回収を確保するため、与信先の返済能力を確認し、かつ担保・保証による補完に留意すること。
4	<b>収益性の原則</b>	この会の健全経営を保持するため、適正な収益を確保できるものであること。
5	<b>成長性の原則</b>	与信先の成長に寄与するとともに、この会の自らの成長にも貢献するものであること。
6	<b>流動性の原則</b>	固定化を避けるために長期与信は分割弁済を基本とする。 一括返済のような長期間にわたり返済が行われない場合は、その妥当性に留意すること。

### ■信用リスク管理の体制

審査役は、食農営業部または資金証券部等で取り扱う融資・市場関連・オフバランス等与信関連取引について、個々の取引先の経営内容、業界動向、大口与信集中排除や担保等の観点から厳格な審査を行っています。また、資産の二次査定、内部信用格付、および不良債権の処理方針の審査・意見機関としても機能しています。

所管部署からは、与信取引に関連する情報がリスク統括部に伝達されます。このうち自己査定、その結果に基づく償却・引当、不良債権の処理方針等、重要な事項は「リスクマネジメント会議」で協議・決定のうえ、経営管

理委員会、理事会に報告し、全ての経営管理委員、理事が信用リスクを認識・把握できる体制にしています。

当会では、融資審査と自己査定事務の効率化および融資データベースの構築等、信用リスク管理強化を目的に総合融資審査支援システム(融資審査支援・自己査定システム)を導入しています。

リスク統括部は、貸出金ポートフォリオの状況を把握するとともに、貸出金や有価証券等の信用リスクの計量化を実施しています。

## ③ リスク管理

### ■ 信用リスク管理の手法

信用リスクに対しては、リスクアセットに対する規制自己資本の十分性を確認するとともに、与信限度額の設定による大口与信集中や業種別与信集中のモニタリング、貸出金ポートフォリオの状況把握、自己査定による個別の与信リスクの把握、日常的な与信取引審査による内部牽制の発揮等を行っています。

貸出金や有価証券等の信用リスクについては、モンテカルロシミュレーション法によるVaR(バリュー・アット・リスク)※等を計測し、市場リスクやオペレーショナル・リスクとあわせて経済資本管理の中で管理しています。

※詳細は次項参照

### ■ 内部信用格付

「内部信用格付」とは、債務者の信用リスクの程度に応じた格付をいい、信用リスク管理のために不可欠なものであるとともに、正確な自己査定および適正な償却・引当の基礎となるものです。

当会では、内部信用格付に基づく与信限度額の設定と貸出等債権の自己査定を実施しており、内部信用格付の管理状況等は、「リスクマネジメント会議」に報告しています。

## ～市場リスク管理～

### ■ 市場リスク管理の方針

市場リスクは、当会にとって極めて重要な収益源であり、主体的なリスクテイクにより、効率的な市場ポートフォリオ(市場性信用リスク資産を含む)を構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

リスクテイクにあたっては、市場ポートフォリオのリスク量、各資産のリスク・リターン、各資産間の相関等を踏まえ、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した分散投資を基本とし、財務の状況、市場環境等に応じて、機動的に資産の入替等を行っています。

#### 用語解説

# VaR

バリュー・アット・リスク とは

現在のポートフォリオ(資産)を一定期間保有した場合に、現在からの最大損失額(最大時価下落幅)を過去の市場変動等から統計的に算出した額。

#### 観測期間1年、保有期間1年、信頼水準99%のVaRが10億円である場合

これは、過去1年間の市場変動から、今後1年以内に損失(時価下落)が10億円以内に収まる確率は99%であることを意味する。逆に、今後1年以内に損失(時価下落)が10億円を超える確率は1%と言い換えられる。VaRは、各資産の残高の変化やリスク要素(金利、デフォルト率)の変動により増減する。異なる資産のリスクを統合的に捉えることができ、自己資本と比較し易いため、リスク管理手法の1つとして広く認知されている。

#### ■ VaRの計測手法

手 法	内 容
分散共分散法	対象資産の変動が正規分布に従うと仮定し、標準偏差と資産間の相関からリスク量を計算する方法。
モンテカルロシミュレーション法	確率モデルを想定した対象資産の変動シミュレーションにより、リスク量を測定する方法。対象資産の変動を正規分布だけでなく、様々に想定できる。
ヒストリカルシミュレーション法	過去に起きた変動が将来も同じように発生すると見込んで、過去の変動を踏まえたリスク量を測定する方法。

## ■市場リスク管理の体制

市場リスクについては、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクを主なものとして認識しており、これらのリスクは、有価証券、貸出金、それに貯金等を含めた全体ALMで管理しています。毎月の「ALM会議」では、当面の金融経済見通しを分析・検討のうえ、市場リスク・流動性リスクに配慮しながら運用方針を協議・決定して

います。資金証券部等取引執行部門は、決定した運用方針に基づき取引を実行します。リスク統括部では有価証券等全体のVaRを計測してリスク量のモニタリングをしています。運用結果は四半期毎に経営管理委員会、理事会に報告し、全ての経営管理委員、理事が運用状況を認識・把握できる体制にしています。

## ■市場リスク管理の手法

市場リスクは、金利感応資産・負債全体の金利リスクの計測(再評価法)のほか、①保有する有価証券等の金利・価格・為替変動リスクのVaRの計測(ヒストリカルシミュレーション法等)、②ストレステストの実施による有価証券時価変動額の把握、③限度額の設定による株式等価格変動リスクを負う商品の損失額(評価損益含む)のモニタリング、④有価証券ポートフォリオの状況把握、⑤金利変動に伴う収支シミュレーションによる損益状況把握、⑥マクロ経済分析、市場分析等をもとにした経済・金融見通し等を総合的に勘案し、市場ポートフォリオ全体のリスクの継続的な把握等を通して適切なリスク管理を行

っています。

リスク統括部では、統括部署として市場動向のモニタリングを行うほか、必要に応じて運用等の判断に資する提言も行っています。また、新たな商品のリスク情報の収集・分析や、リスク計量化手法の高度化に向けた研究も継続して実施しています。

当会は、リスクが顕在化した場合等に備え、十分な自己資本を確保している一方で、今後も有価証券の運用を安定的に継続するためには、リスク管理の一層の高度化を図り、一定の範囲にリスクをコントロールすることが必要と考えています。

### 用語解説

#### 再評価法とは

金利感応資産・負債の将来キャッシュ・フローの割引現在価値と想定する金利ショックを勘案した後の割引現在価値の差を金利リスク量として計算する方法。

#### ストレステストとは

VaRは過去の一定期間の市場データに基づき将来のリスク量を計測するものであるが、金融市場では時として、数十年に一度の通常では考えられないような大幅な変動が起こりうることもあり、この不測の事態が生じた場合を想定してリスク量を測定し、予め損失の回避策等をシミュレーションしておくリスク管理手法。

## ③ リスク管理

### ～その他のリスク管理～

#### ■流動性リスク管理の方針

運用・調達全体の資金繰り管理を徹底するほか、農林中央金庫への預け金と有価証券運用等に必要な資金量を確保するなど、適切な資金流動性を保持します。

また、資金調達状況により流動性リスクが顕在化した場合に備えて「危機管理規程」に基づき事前の対策を行っています。

#### ■オペレーショナル・リスク管理の方針

取引に内在するリスクを把握し、継続的に管理していくことで健全かつ適切な業務運営を図り、リスクが顕在化することを未然に防止します。リスクが顕在化した場

合には速やかに復旧に努め、再発防止策を講じるなど適切な対応を図ります。

#### ■事務・法務・システムリスク管理の体制

事務リスク、法務リスク、システムリスク等については、当該リスクに応じた予防的措置を講じることで、適切なリスク管理を行っています。特に経営に重要な影

響を与えるリスクが内在する場合、または発生するおそれがある場合は、適時適切に「リスクマネジメント会議」で協議・検討を行っています。

#### ■情報漏洩等リスク管理の体制

情報資産は金融機関にとって重要な経営資源ですが、様々な脅威にさらされており、実際に漏洩等が発生した場合、重要性の度合いによっては経営に重大な影響を及ぼすおそれがあります。したがって、情報資産の安全性を確保するため、セキュリティに関する態勢整備に努めることは経営上の重要事項と位置づけています。

特に個人情報保護法により、企業の個人情報の取り扱いに対する法的責任が定められており、情報管理の厳格化が制度上も求められています。

このため、情報資産を適切に保護することを目的としたセキュリティ態勢を構築しています。具体的な安全対策として役職員への情報セキュリティ教育のほか、ファイルの暗号化、操作履歴保存、印刷制御、外部記録媒体の使用制限、電子メール送信時の事前承認システムの導入および送受信可能な拡張子の制限などを行っています。今後もセキュリティ水準の向上に必要な諸施策を実施します。

## ～内部監査の体制～

リスク管理体制を含む内部管理態勢の適切性・有効性を確保するため、被監査部署から完全に独立した部署として業務監査部を設け、経験を踏まえた人員配置と人材育成により、内部監査体制の充実を図っています。

具体的には、従来の事務処理の堅確性を確保する事後チェック型の監査から、各部署の業務改善や内在するリスクを回避するための予防型監査へ移行するため内部監査の高度化を図っています。また、子会社に対する内部監査も業務監査部が実施しています。

内部監査の結果は、経営管理委員会、理事会、「コンプライアンス会議」および「リスクマネジメント会議」に報告し、経営管理委員、理事をはじめ全ての役職員が内部管理態勢の現状を把握し、適正な業務運営がなされているか認識・把握できる体制となっています。

## ～危機管理の体制～

防犯・大規模災害等緊急事態発生時の体制を整備し、安定的な業務運営を図ることを目的に「危機管理規程」を策定しています。あわせて、緊急事態発生時における具体的実施事項を定めた「防犯対策要領」、「大規模災害対策要領」、「JAバンク業務継続要領」、「資金安定化対策要領」、「新型インフルエンザ等感染症対策要領」等を策定し、体制等を明確にしています。

また、地震・火災・風水害等の自然災害による被災、電力・水道・交通網等の広域ライフライン障害およびオンラインセンター・通信回線の障害等、大規模災害時の事業継続に向け、JAグループ神奈川ビルを拠点とした取り組みを「大規模災害対策要領」・「大規模災害対策マニュアル」により明確にしています。

## ④ コンプライアンス

当会は、農業専門金融機関として、かつ、協同組織の地域金融機関として、組合員・利用者をはじめ地域の皆さまに支持されるJAバンクの信頼性の向上に取り組んでいます。

このため、これまで以上に厳格な自己規律に支えられた自己責任原則に基づき、業務の健全性と適切性の確保に努めるとともに、地域からの揺るぎない信頼を勝ち得ていくために、経営理念や行動規範を示すものとして「倫理憲章」を制定しています。このなかで、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつと位置づけ、体制の整備や推進活動等を行い、コンプライアンスの徹底を図っています。

### ～コンプライアンス体制～

コンプライアンス体制は、会議体として経営管理委員会、理事会、「コンプライアンス会議」、およびコンプライアンス統括部署としてリスク統括部を位置づけています。また、各部署にはコンプライアンス担当者を配置しています。

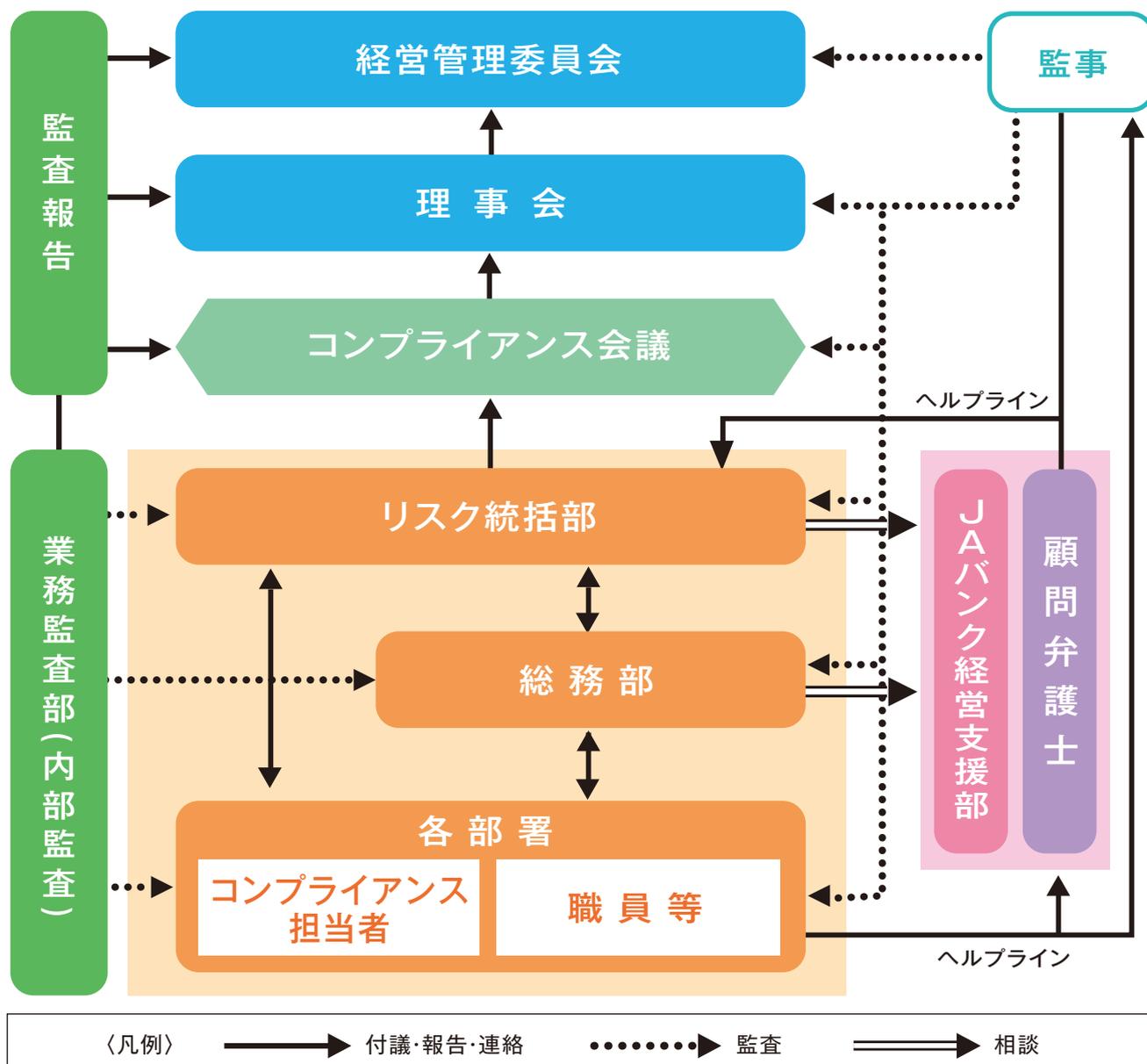
コンプライアンスに関する重要事項を審議する場として「コンプライアンス会議」を定期的で開催しており、重要な法令等違反が発生した場合には、経営管理委員会・理事会に付議し、是正・改善措置を行う体制を構築しています。

リスク統括部は、「コンプライアンス会議」の事務局であるとともに、コンプライアンス体制に関する企画・推進などを担当し、コンプライアンスに関する諸施策を一元的に管理しています。

各部署のコンプライアンス担当者は、それぞれの部署で勉強会を実施するなど啓発活動を行うとともに、職員の相談やリスク統括部との連絡窓口の役割を果たしています(人事・労務に関するコンプライアンスは総務部と連携しています)。

また、監事監査・内部監査の事後チェックにより実効性を確保し、さらに、JAバンク経営支援部内の相談機能や顧問弁護士・税理士など専門家のサポート体制を構築しています。

コンプライアンス体制



～コンプライアンス活動～

コンプライアンスを実現するため、日常の業務を遂行していくうえで必要な法令上の基本的事項をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、会内に周知しています。また、「倫理憲章」および「金融商品の勧誘方針」をいつでも確認できる態勢を整えており、コンプライアンスの啓発や周知徹底を行っています。

コンプライアンス体制整備や推進活動など、コンプライアンスに関する年間の実践計画を「コンプライアンス・プログラム」として定め、これに基づき各種集合研修会や勉強会などを通じて、より一層の浸透に取り組んでいます。

コンプライアンスの観点から自浄作用を一層高めるため、職員等が組織内の法令違反や不正行為等の情報を経営者等へ伝えるヘルプラインを設置しています。通報窓口は会内（リスク統括部）・監事のほか、外部窓口として顧問弁護士があります。

業績

経営

業務

組織

フェイタル

索引

## ④ コンプライアンス

### 倫理憲章

1	<p><b>この会の基本的使命と社会的責任</b></p> <p>この会の基本的使命と金融機関としての社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、地域社会に対する一層の揺るぎない信頼の確立を図る。</p>
2	<p><b>顧客本位で質の高い金融サービスの提供</b></p> <p>県内JAがよりお客さま本位のサービス提供ができるよう支援することにより、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高い金融サービスの提供を通じて、県内JA信用事業の事業本部的機能を十全に発揮し、「JAバンクシステム」の一員として地域社会の発展に寄与する。</p>
3	<p><b>法令等の厳格な遵守</b></p> <p>関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。</p>
4	<p><b>反社会的勢力等の排除、テロ等の脅威への対応</b></p> <p>社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。</p>
5	<p><b>透明性の高い組織風土の構築</b></p> <p>経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、会員農協の組合員・利用者をはじめ地域社会等とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、透明性の高い組織風土を構築する。</p>
6	<p><b>職員の人権の尊重等</b></p> <p>職員等の人権、個性を尊重するとともに、健康と安全に配慮した働きやすい環境を確保する。</p>
7	<p><b>環境問題への取り組み</b></p> <p>資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に取り組む。</p>
8	<p><b>持続可能な社会貢献活動への取り組み</b></p> <p>この会が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、社会と共に歩む「企業市民」として、持続可能な社会貢献活動に取り組む。</p>

### 金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1	<p>お客さまの資産運用の目的、知識、経験および財産の状況を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。</p>
2	<p>お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。</p>
3	<p>不確実な事項について断定的な判断を示したり、確実であると誤認させるおそれのあることを告げるなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。</p>
4	<p>電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。</p>
5	<p>お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。</p>
6	<p>販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。</p>

## ～利用者保護に関する取り組み～

組合員・利用者の皆さまの保護および業務の健全性、適切性の観点から、組合員・利用者に対して、取引に関する説明や相談・苦情等への対処を適切に行っています。また、組合員・利用者の利益が不当に害されることのないよう利益相反回避のための措置をとっています。あわせて組合員・利用者に関する情報についても適切に保護・利用等を行っています。

### ■管理体制

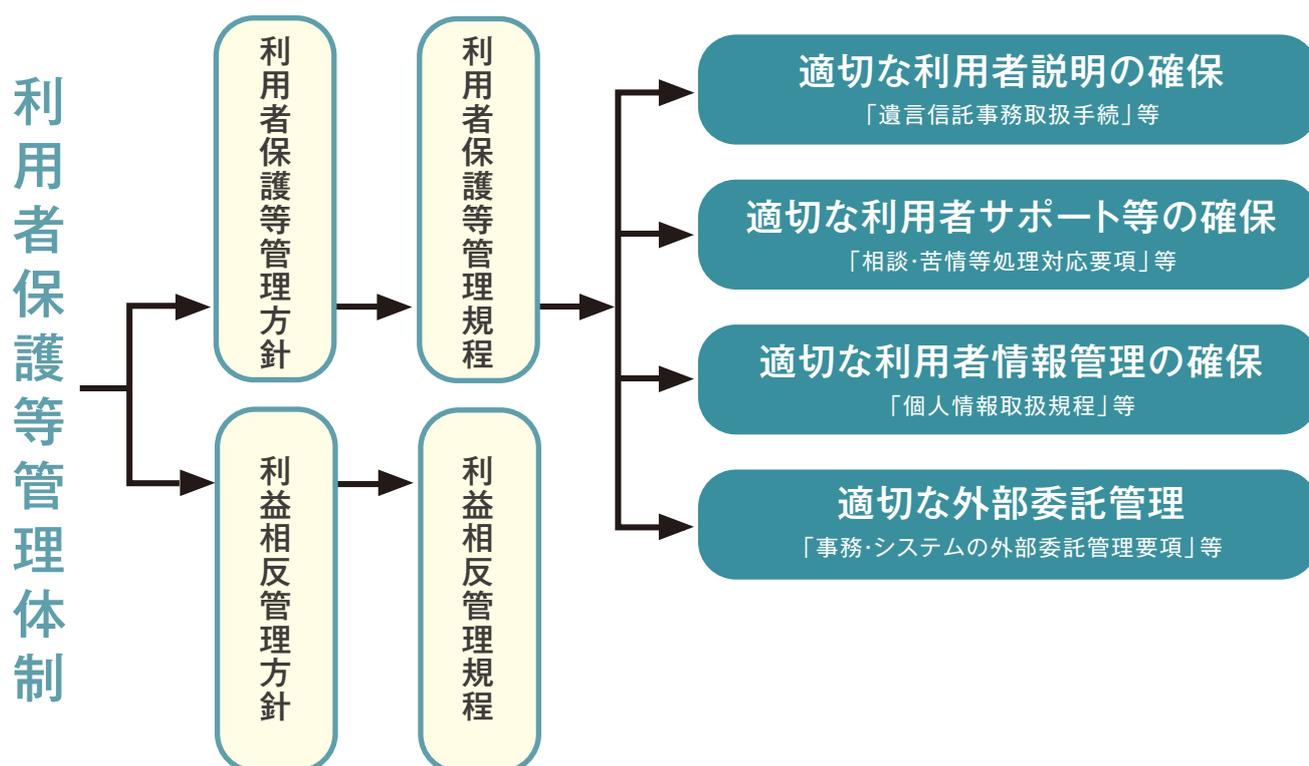
組合員・利用者の皆さまの保護と利便性の向上にむけて「利用者保護等管理方針」を定めるとともに、組合員・利用者の利益を不当に害するような利益相反行為を行わないよう、利用者保護の一環として「利益相反管理方針」を定め、会内に周知しています。

また、利用者保護等管理および利益相反管理を体系的に行うため、「利用者保護等管理規程」および「利益相反管理規程」を制定しています。

これらに基づき、利用者保護等管理・利益相反管理全般に関する統括部署としてリスク統括部を位置づけています。また、利用者保護については各部署に管理責任者を配置しています。

利用者保護等管理・利益相反管理に関する業務が規程等に則り適正に遂行されているかどうかの検証は、業務監査部が行っています。

利用者保護等管理体制イメージ図



## ④ コンプライアンス

### 利用者保護等管理方針の概要

1	利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。)および情報提供を適切にかつ十分に行います。
2	利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3	利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4	当社が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5	当社との取引に伴い、当社の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

### 利益相反管理方針の概要

1	<p><b>対象取引の範囲</b></p> <p>本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当社の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。</p>
2	<p><b>利益相反のおそれのある取引の類型</b></p> <p>「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。</p> <p>(1)お客さまと当社との利益が相反する類型</p> <p>(2)当社の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型</p>
3	<p><b>利益相反の管理の方法</b></p> <p>当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。</p> <p>(1)対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法</p> <p>(2)対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法</p> <p>(3)対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法(ただし、当社が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。)</p> <p>(4)その他対象取引を適切に管理するための方法</p>
4	<p><b>利益相反管理態勢</b></p> <p>(1)当社は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当社全体の管理態勢を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めています。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当社の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。</p> <p>(2)利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。</p>
5	<p><b>利益相反管理態勢の検証等</b></p> <p>当社は、本方針に基づく利益相反管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。</p>

# ～ 金融ADR(金融分野における裁判外紛争解決)制度への対応～

当会では、組合員・利用者の皆さまに一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、相談・苦情等の申し出について、これを誠実に受け付け適切に対応するとともに、迅速な解決に努めています。また、会内において、相談・苦情等の情報を共有し、対応態勢の改善や苦情等の再発・未然防止策に活用しています。

また、相談・苦情等の申し出について、当会の対応に理解いただけない場合は、中立的な外部機関を利用して解決を図る体制をとっています。

## ① 苦情処理措置の概要

当会の苦情等受付窓口

リスク統括部

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等を解決します。

■電話番号：045-680-3047 ■FAX：045-212-4591

■受付時間：午前9時～12時 午後1時～5時 月曜日～金曜日(金融機関の休業日を除く)

## ② 紛争解決措置の概要

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

JAバンク相談所

■電話番号：03-6837-1359

■受付時間：午前9時～午後5時 月曜日～金曜日(金融機関の休業日を除く)

信用事業

神奈川県弁護士会紛争解決センター

■電話番号：045-211-7716

■受付時間：午前10時～12時 午後1時～5時 月曜日～金曜日  
(祝日および年末年始・1月4日・1月5日を除く)

※ご利用手続の詳細は、当会のリスク統括部またはJAバンク相談所にお尋ねください。  
※神奈川県弁護士会紛争解決センターに直接お申込みいただくことも可能です。

信託事業

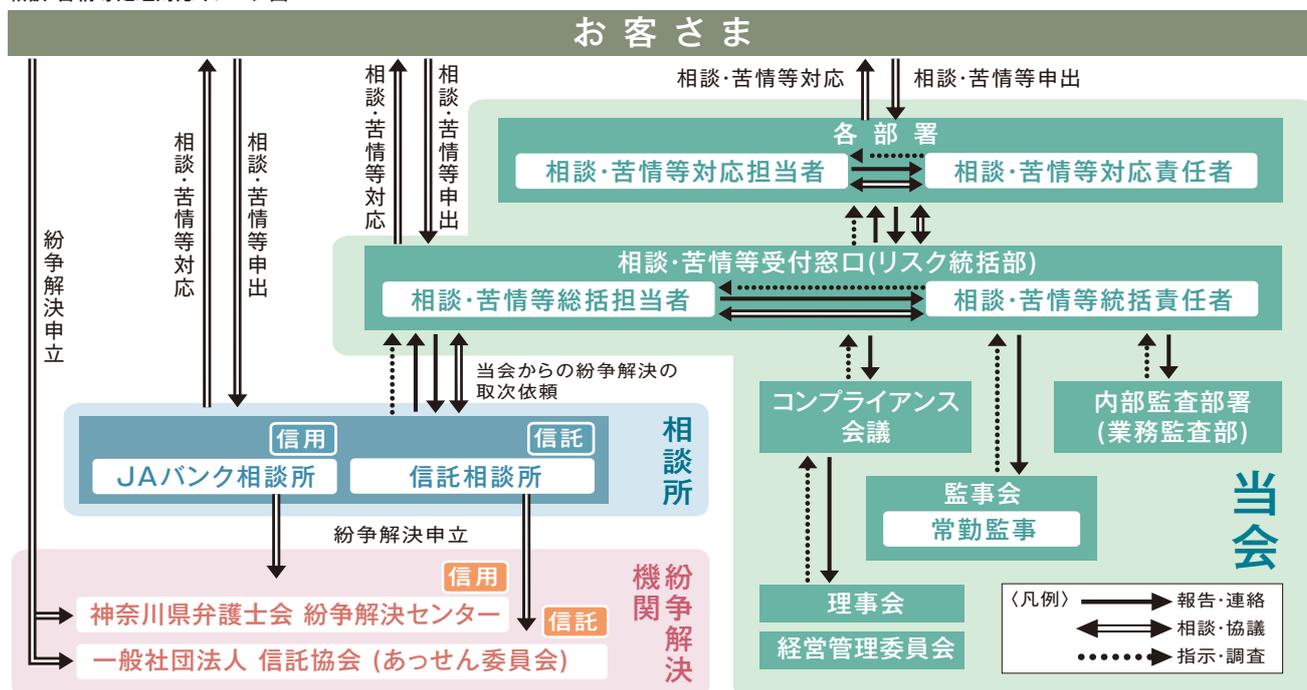
一般社団法人信託協会  
信託相談所(あっせん委員会)

■フリーダイヤル：0120-817-335

■携帯電話から：03-6206-3988

■受付時間：午前9時～午後5時15分 月曜日～金曜日(金融機関の休業日を除く)

相談・苦情等処理対応イメージ図



## ④ コンプライアンス

### ～ 個人情報ならびに特定個人情報の保護に関する取り組み～

「個人情報利用者本人のもの」で「預かり資産」であるとの考えに基づき、常日頃から間違いのないように慎重に取り扱っています。

このような基本的な考え方を会内の役職員等に周知するとともに組合員・利用者の皆さまにもご理解いただくため、「個人情報保護方針」を公表しています。

また、リスク統括部の担当理事を個人情報保護統括管理者とし、その指示のもと個人情報保護に必要な内部管理態勢整備に努めています。

### 個人情報保護方針の概要

#### 1 関係法令等の遵守

この会は、お客さまの個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」といいます。 )および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。 )をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項およびこの会の諸規程を誠実に遵守します。

#### 2 利用目的

この会は、お客さまの個人情報等の取り扱いにおいて利用目的をできる限り特定したうえで、お客さまの個人情報等を取引するにあたっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取り扱いはいたしません。

また、この会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。この会の個人情報等の利用目的は、この会の店頭に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

#### 3 適正取得

この会は、個人情報等を取引する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

#### 4 安全管理措置

この会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏洩等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先(再委託先等も含みます。 )を適正に監督します。

#### 5 第三者提供の制限

この会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、予めお客さまの同意を得ることなく、個人情報を第三者(外国にある第三者を含みます。 )に提供いたしません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

#### 6 機微(センシティブ)情報の取り扱い

この会は、お客さまの機微(センシティブ)情報(金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。 )につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてお客さまの同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

#### 7 仮名加工情報の取り扱い

この会は、仮名加工情報(個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。 )の取り扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8

**匿名加工情報の取り扱い**

この会は、匿名加工情報(個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。)の取り扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

9

**開示、訂正等・利用停止等**

この会は、保有個人データにつき、法令に基づきお客さまからの開示、訂正等および利用停止等ならびに第三者提供の停止のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。  
また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10

**継続的改善**

この会は、取り扱う個人情報等の保護のための取り組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

11

**苦情窓口**

この会は、取り扱う個人情報等の取り扱いに関するお客さまからの苦情に対し誠実かつ迅速に対応します。

〒231-8806 神奈川県横浜市中区海岸通1-2-2

神奈川県信用農業協同組合連合会 リスク統括部 TEL 045-680-3047

## ～ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等排除への対応～

当会では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の金融サービス濫用の防止および、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等との取引を排除するため、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を定め、公表しています。

また、基本対応や態勢等に関する「マネー・ローンダリング等への対応に関する要項」および「反社会的勢力等への対応に関する要項」を制定し、金融機関としての業務の適切性および健全性の確保に取り組んでいます。

## マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針の概要

1

**管理態勢等**

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

2

**マネー・ローンダリング等の防止**

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

3

**反社会的勢力との決別**

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

4

**職員の安全確保**

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、役職員の安全確保を最優先に行動します。

5

**外部専門機関との連携**

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

## 5 法令に基づく開示債権等の状況

令和6年度決算における債権の状況は以下のとおりです。貸出金に対するこれらの債権の割合は、0.01%となっています。

### ■農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

【令和6年度】

(単位:百万円)

区 分	債 権 額	保 全 額	保 全 率	
			担保・保証	引 当
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	38	38	6	31
危険債権	49	49	14	34
要管理債権	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—
小 計 (A)	88	88	21	66
正常債権	682,120			
合 計 (B)	682,208			
(A) / (B)	0.01%			

【令和5年度】

(単位:百万円)

区 分	債 権 額	保 全 額	保 全 率	
			担保・保証	引 当
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	47	47	12	35
危険債権	73	73	15	58
要管理債権	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—
小 計 (A)	121	121	28	93
正常債権	602,278			
合 計 (B)	602,400			
(A) / (B)	0.02%			

注:①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

②危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

③要管理債権

農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

④三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

⑤貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑥正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、①、②、④、⑤に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## ■元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

## ■貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

【令和6年度】

(単位:百万円)

区 分	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,405	1,947	—	2,405	1,947
個別貸倒引当金	93	66	21	71	66
合 計	2,498	2,013	21	2,476	2,013

【令和5年度】

(単位:百万円)

区 分	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,959	2,405	—	2,959	2,405
個別貸倒引当金	233	93	96	137	93
合 計	3,193	2,498	96	3,097	2,498

## ■貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
貸出金償却	—	—

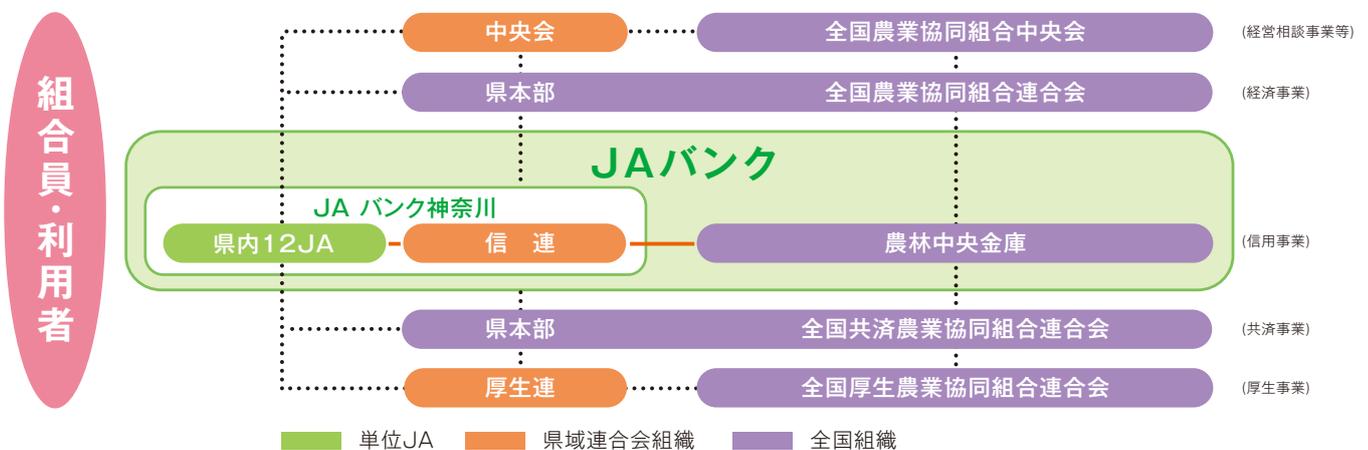
注: ①貸出金償却の額は、直接償却額(部分直接償却額を含みます)を記載し、業種別の貸出金償却(65ページ)の合計と同じ金額となります。

②貸出金償却の額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を相殺した数値です。

### 1 JAグループの組織と役割

JAグループは、組合員および利用者を基盤に、市町村段階のJA、都道府県・全国段階の連合会組織で構成し、それぞれが機能分担のもと、信用事業(貯金・貸出・為替等)のほか、経営相談事業等(経営相談・代表・総合調整等)、経済事業(販売・購買等)、共済事業(生命・自動車・火災共済等)、厚生事業(医療・健康管理・高齢者対策等)等の総合事業を展開しています。この市町村段階から全国段階までの仕組みを農協系統組織(JAグループ)と呼んでいます。

このうち、信用事業においては、JAバンクトータルで、より高度で質の高い総合金融サービスの提供を目指しています。(「JAバンク」=JA、信連、農林中央金庫)



### 2 JA神奈川県信連の役割

JAバンクにおいて、連合会組織(信連・農林中金)が担う役割は、①JA信用事業の補完、支援②業務の集中化によるJAバンクトータルでの合理化・効率化の追求③余裕金の効率運用による安定還元であり、この役割は今後、環境・情勢がいかに変化しようとも変わることはありません。JAバンクにおける当会の役割は、県域連合会組織として、地域性を重視した柔軟できめ細かな対応や全国組織を上回る還元水準の確保等、付加価値を高めたかたちでこれらの役割を果たしていくことであります。

#### JA信用事業の補完、支援

金融新商品・新システムの企画・開発や事業推進、相談・研修、金融情報の提供、リスク管理等のJA信用事業に対する補完および支援を行っています。

#### 業務の集中化によるJAバンクトータルでの合理化・効率化の追求

為替、歳入金、手形交換等の業務を集中処理し、JAバンクトータルでの合理化・効率化を追求しています。

#### 余裕金の効率運用による安定還元

JAの余裕金(JA貯金は貸出金という形で地元で運用されるほか、余った資金は当会に預けられます)を、大きな単位で貸出や証券投資に運用し、その収益をJAへ還元することでJAの経営に貢献しています。

# 3 JA神奈川県信連の業務

当会は、貯金、貸出、為替などいわゆる金融業務といわれる信用事業を行っています。

この信用事業では、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

## 貯金業務

JA・農業関係団体、農業関連産業等から当座貯金・普通貯金・定期貯金等をお預かりしています。

## 為替業務

JAは系統為替オンラインシステム・全銀データ通信システムにより、全国のJAおよび他金融機関への振込・代金取立を行っており、当会は全国のJA、他金融機関との中継センターの役割を果たしています。

## 貸出業務

農業者の皆さまや農業関連事業に必要な資金をご融資し、地域農業の振興に貢献しています。

また、地方公共団体や県内企業などへのご融資を通して、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、日本政策金融公庫などの代理店として、農業や生活に必要な資金をご融資しています。

## その他の業務およびサービス

当会では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や給与振込サービス等を取り扱っています。

また、全国のJAでの貯金の入出金や銀行、信用金庫、コンビニなどでも現金の入出金のできるキャッシュサービス等、各種サービスを提供しています。

## 信託業務

### ■ 遺言信託

遺言信託は、遺言書作成の相談および相続に関するサポートを行う業務です。遺言書の作成は財務コンサルタントがお手伝いします。作成した遺言書は、責任を持ってお預かりし、将来の相続発生時には、遺言に基づいた執行手続を誠実にを行います。

↓ 次のような方々に、遺言がお役に立ちます。

- 農業や事業の後継者などに事業用の資産を相続させたい方
- 相続争いを未然に防ぎ、円満に遺産分割を済ませたい方
- 相続対策などでお借入れのある方
- 夫婦間に子どものいない方



### ■ 遺産整理

遺産整理は、財産目録および遺産分割協議書の作成、各種財産の名義変更、納税資金のご相談まで、相続サポートを行う業務です。

財務コンサルタントが責任をもってお手伝いさせていただきます。

↓ 次のような方々に、遺産整理をお勧めしています。

- 相続手続が煩雑で、何から手をつけてよいかわからない方
- 慣れない相続手続にお困りの方
- ご多忙で遺産の名義変更などの手続ができない方



## 特定贈与信託

特定贈与信託は、特定障害者(重度の心身障がい者等)の方の生活の安定を図る目的に、そのご親族など個人の方〔委託者〕に金銭を信託していただき、当会〔受託者〕がその財産を運用・管理し、特定障害者の方〔受益者〕の生活・医療費等として、定期的に金銭を交付するものです。

## 土地信託

土地信託は、土地の有効利用を目的として、お客さまが所有する土地を信託していただき、お客さまに代わって土地有効利用の企画・立案・資金調達・建物の建築および完成後の建物の維持管理等一切の業務を行い、その成果をお客さまに信託配当として交付するものです。

業績

経営

業務

組織

フェイタル

索引

## ③ JA神奈川県信連の業務

### ～各部署の業務内容～

#### 役員室

総会・経営管理委員会等の運営、会長秘書、連合会共通庶務に関することを行っています。

#### 監査室

監事会・監事監査等に関することを行っています。

#### 広報局

テレビ番組の企画・提供、新聞等報道機関との連絡提携、その他広報事業に関することを行っています。

#### 業務監査部

内部監査部署として、子会社を含む業務運営全般と県内JAが行っている国庫金振込事務等に関する監査・検査を実施し、個人情報保護、利用者保護およびリスク管理を踏まえた内部管理態勢の適切性確保を図っています。

#### 総務部

経理関係、固定資産管理、役員秘書、関係機関・団体との連携、および労務管理など、職場内外での運営がスムーズに進み、職員が仕事に専念できる環境づくりに努めています。

また、採用から人事異動、教育、給与、福利厚生、そして退職にいたるまで、職員のライフステージすべてにわたって関わりを持っています。

#### 経営企画部

中長期計画の立案を担うほか、質・量ともに強靱な経営体質を作り上げるため、資産・負債総合管理、予算統制を行っています。

また、経営を取り巻く環境の変化に対応するため、会内業務のデジタル化の推進も行っています。

#### リスク統括部

リスクマネジメント全般にかかる統括部署として、貸出や有価証券の取引にかかるリスク情報の収集、与信限度額管理、リスクの計量化によるリスク量の把握を行うほか、会内ネットワークシステムの管理、情報セキュリティ管理を行っています。

また、コンプライアンス、個人情報保護、マネー・ローンダリング対策の統括部署として会内における取り組み推進や役職員への啓発等に取り組むとともに、審査役を配置し、貸出金の審査、有価証券等の取得の審査、信託業務の審査、広告審査、各種契約書類等の審査を行っています。

#### JAバンク企画推進部

JA金融業務の一層の充実を図るため、金融商品の企画・開発や金融情報の提供等を行っています。

また、JAの組合員・利用者のライフイベントに応じた提案活動(年金、JAカード、給振、ローン、投資信託)の推進・支援を行う「ライフプランサポートセンター」、遺言信託をはじめとする信託業務および資産相談業務を行う「相続遺言・信託センター」の運営を行っています。

#### JAバンク経営支援部

##### ■JA経営支援業務

JAの持続可能な経営基盤確立・強化に向けた取り組みの支援や、JAの健全性等を確保するためのJAバンク基本方針に基づく経営指導、JAの人材育成のための各種研修を行っています。

##### ■JA事務支援業務

JAの貯金・貸出等に関する事務の指導、振替決済機能の拡充、特殊詐欺等未然防止にかかる取り組みの実施、マネー・ローンダリング対策指導を行っています。

##### ■JA金融システム支援業務

JASTEMシステムの安定稼働支援のほか、JAバンクアプリ、JAバンクアプリプラス、JAネットバンク等の各種非対面チャネルの推進支援を行っています。

## 事務部

貯金業務、為替業務のほか、以下の業務を行っています。

### ■ 決済業務

給振、年金等の口座振込、県公金、公共料金等の口座振替をはじめ、全国の金融機関との間でキャッシュカードの相互支払サービス、各種クレジット会社とのキャッシング提携を実施しており、当会は県センターとしての役割を果たしています。

### ■ 資金業務

現金の出納・整理・搬送・保管、資金の回金・回送業務を行っています。

### ■ 日銀歳入復代理店業務

所得税、相続税等の国税ならびに国民年金保険料、厚生年金保険料等歳入金の収納事務を行っています。

### ■ 県内JA信用事業のサポート業務

県内JAからの委託を受けて、為替通知電文の発信事務、口座振替依頼書の管理・保管事務、電子交換所による手形等持出・持帰事務、地方税統一QRコード集中処理業務等を集中処理することにより、県内トータルでの事務の合理化・効率化によるコスト削減および事務の堅確性確保を図っています。

## 食農営業部

農業専門金融機関として、農業・地域振興に関わる各種ご融資や、課題解決型の農業経営支援、ビジネスマッチングに取り組むとともに、JAの営農サポート・農業金融機能のさらなる発揮と強化を支援しています。

### ■ 営農サポート・農業金融

JAが展開する営農支援にかかる取り組みのサポートや、「農業所得増大・地域活性化応援プログラム」の実践・支援、および訪問活動の積極展開によるJAの農業貸出金の伸長・支援に取り組んでいます。

### ■ 農業経営支援

農業者が抱える農業経営に関する課題を「見える化」し、課題に対する解決策を提供したうえで、農業者による解決策の実施をフォローアップしていく「アグリコンサルティング」により、農業所得の増大に貢献しています。

### ■ 融資業務

JA組合員の資産管理事業資金をはじめ、農業関連産業、地方公共団体・事業法人等への事業資金をご融資するとともに、日本政策金融公庫等、公的資金の代理店としてご融資を行っています。

### ■ ビジネスマッチング

JAグループのネットワークを活用し、当会取引先の収益・所得向上等を目的にビジネスマッチングに取り組んでおります。

## 資金証券部

### ■ 短期運用業務

余裕金運用として系統預け金のほか、債権流動化商品等への投資を行っています。

### ■ 有価証券運用業務

リスク・リターンを考慮し、国内債券運用のほか、分散投資の観点から外貨建債券・株式投資等を行っています。

なお、投資にあたっては、金利リスク・信用リスク・為替リスク・流動性リスク等に十分留意しています。

### ■ 公共債窓販とりまとめ業務

JAの国債窓販業務のとりまとめ店業務および神奈川県債・横浜市債のシ団引受業務を行っています。

## ④ JAバンク神奈川でご利用いただける各種金融商品・サービス

JAバンク神奈川(JA・信連)では、各JAで定めた「金融商品の勧誘方針」を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行っています。当会の「金融商品の勧誘方針」は26ページをご参照ください。

### ～貯金業務のご案内～

#### 当座性貯金

年金振込・給与振込などの自動受取サービスや、公共料金やクレジットカード決済などの自動支払サービスがご利用いただける「普通貯金」や、いざという時に通帳にお預け入れの定期貯金および定期積金の残高90%(最高300万円)まで自動的にご融資が受けられる「総合口座」、お預入れ残高に応じて段階的に有利な利率が適用される「貯蓄貯金」などをお取り扱いしています。

#### 定期積金

旅行やライフイベントに合わせて積み立てる「定期積金」をお取り扱いしています。

#### 定期貯金

1か月から最長5年まで、プランに合わせてご利用いただける「スーパー定期貯金」や、1,000万円以上のまとまった資金ならではの金利設定により、お得な金利で運用できる「大口定期貯金」等、各種商品がございます。

また、一定の条件を満たした方を対象とした金利優遇定期貯金やキャンペーンを取り扱っているJAもございますので、詳しくはお近くのJAへお問い合わせください。貯金やキャンペーンを取り扱っているJAもございますので、詳しくはお近くのJAへお問い合わせください。

皆さまからお預かりした大切な貯金は、JAバンク独自の仕組み「破綻未然防止システム」と公的制度の「貯金保険制度」からなるJAバンク・セーフティーネットでしっかり守られています。

### ～為替・決済業務のご案内～

#### 内国為替

全国の金融機関とオンラインで結ばれ、振込、代金取立等の内国為替を行っています。

#### キャッシュカード

JAのキャッシュカードは全国のJA、銀行、信用金庫、コンビニ等のATMでご利用いただけます。

キャッシュカードは、偽造や不正な読み取りが困難なICチップを搭載したICキャッシュカードをご用意しています。

また、ICキャッシュカードとクレジットカードが一体となった「JAカード(一体型)」もお取り扱いしています。

なお、キャッシュカードには、全国の加盟店でのショッピングや飲食等の代金を貯金口座から直接支払うことのできるデビットカード機能が付いています。

#### 自動受取・支払サービス

簡単な手続で給料、年金、配当金等の自動受取と各種公共料金、学費、家賃等の自動支払をご利用いただけます。



#### 日銀歳入金収納事務

日銀歳入金の受入窓口として各種国庫金の収納事務をお取り扱いしています。

#### 代金回収サービス

集金先のお取引金融機関から、口座振替により代金を自動的に回収するサービスをご利用いただけます。

#### クレジットカード

ICチップ搭載によりセキュリティが高く、多彩なサービスがついた「JAカード」をお取り扱いしています。

JAバンクのキャッシュカードなら日本全国でご利用いただける手数料無料ATMがあります。

ご利用されるATM	お取引	無料でご利用いただける時間帯
JAバンク	ご入金・ご出金	終日
JFマリンバンク	ご出金	終日
三菱UFJ銀行	ご出金	平日 8:45～18:00

※各ATMの稼働日および時間については、ATM設置金融機関へお問い合わせください。

## ～貸出業務のご案内～

### 農業資金

農機具や加工設備等取得にかかる設備資金や運転資金など、幅広い資金需要にご融資しています。また、国や県の各種農業制度資金や、農業生産法人の財務基盤強化に活用できる「アグリシードファンド」もご利用いただけます。

### 賃貸事業資金

賃貸住宅やテナントビルやサービス付高齢者向け住宅建設等、資産(土地)の有効活用をお考えの方に資金面からご支援いたします。

### 事業資金

運転資金や設備資金、年末等の一時的な季節資金等、企業経営に必要な各種資金をご融資しています。また、神奈川県信用保証協会、横浜市信用保証協会、川崎市信用保証協会の保証付き融資もお取り扱いしています。

### 各種ローン

住宅ローン、リフォームローン、マイカーローン、教育ローン等、ライフプランにあわせてご利用いただけます。



### 代理貸付

日本政策金融公庫等による農業資金や進学資金のご融資がご利用いただけます。

## ～証券業務のご案内～

### 投資信託の窓口販売業務



県内11JAにおいて、投資信託およびJAバンク資産運用サービス(愛称:まかせるぞう)をご用意しており、窓口でご購入いただけます。

また、毎月一定額を投資する「JAの投信つみたてサービス」もお取り扱いしています。

### 国債の窓口販売業務

県内11JAにおいて、新窓販国債、個人向け国債が窓口でご購入いただけます。

### 株式払込金等の受入れ

会社設立時や増資時の株式払込事務をお受けしています。

## ～その他の業務のご案内～

### JAバンクアプリ・JAネットバンク等

#### <個人のお客さま>

JAバンクアプリでは、キャッシュカードをお持ちの個人のお客さまに対し、貯金残高、入出金明細、定期預入明細および投資信託残高の照会、投資信託に関する各種お取引、通帳レス口座機能等のサービスを提供しています。

JAネットバンクでは、残高照会、振込・振替、税金等払込のほか、定期貯金(口座開設等)、各種ローン(一部繰上返済等)、各種Eメール通知(定期満期、入出金通知等)等のサービスを提供しています。また、「JAバンクアプリプラス」では、JAネットバンクの機能に加えて住所・電話番号変更等の機能も提供しています。

ページ口座振替受付サービスでは、お届け印なしでキャッシュカードで口座振替の手続きができるサービスを提供しています。

Web口座振替受付サービスでは、JAバンクと連携した収納機関のホームページから、インターネットを通じて口座振替の手続きができるサービスを提供しています。

即時口座振替サービスでは、JAバンクと連携した各種キャ

ッシュレス決済サービスに、JAバンクの口座から即時でチャージ(入金)や口座振替を行うことができるサービスを提供しています。

#### <法人のお客さま>

法人JAネットバンクでは、インターネットに接続できるパソコンから、貯金残高、入出金明細、振込入金明細の照会や、振込・振替、税金等払込のほか、データ伝送・ファイル伝送等ができるサービスを提供しています。

JAデータ伝送サービス(AnserDATAPORT方式)では、企業・自治体のパソコンやホストシステムから、総合振込、給与・賞与振込、口座振替等ができるサービスを提供しています。



### 信託業務

遺言信託、遺産整理、特定贈与信託、土地信託をご利用いただけます。

## 5 JAバンク神奈川のトピックス

### 物価高騰や台風の影響による農業所得減少も、支援資金でしっかりサポート

物価高騰や令和6年8月に発生した台風10号により、経営・資金繰りがひっ迫する農業者の支援のため、JAバンク神奈川では、無利息・保証料無料の災害救済資金を通じて、農業者の事業継続をサポートしました。

### JA信用・営農経済部門と連携した農業経営支援「アグリコンサルティング」の強化

JAバンク神奈川では、農業所得向上を目的とした農業者の経営課題の解決に向けた提案・相談等の取り組みを支援するため、農業者の現状把握、経営課題の見える化、課題に対するソリューション提供を実施する「アグリコンサルティング」に取り組んでおります。

「アグリコンサルティング」の取り組みを強化するため、JAへの浸透・定着に向けた「アグリコンサルティング」の実践および実践支援を行い、県内全12JAで実施しました。また、JA(信用・営農経済部門)、全農、県機関等と連携し、JAならではの総合的な提案の実現に取り組んでいるほか、県内有力農家からのアドバイスなどの協力を得ながら質的向上にも取り組んでおります。



### 農業所得増大に向け、販売力強化を支援

JAグループ神奈川(神奈川県内JA・中央会・信連等連合会)では、地産地消の活性化により神奈川農業を強化することを目的に、神奈川県との共催で令和6年10月に「令和6年度かながわ農林水産品マッチング商談会」を開催しました。同商談会には県内の農畜産物生産者、JAと関連団体など32団体が出展し、同じく県内を中心に事業展開する小売、外食、食品加工、宿泊、卸売などと商談を行いました。

また、当会では神奈川農業の実情に即した「農業所得増大・地域活性化応援プログラム」を展開し、農業振興への取り組みを強化しています(詳細は11ページ参照)。



商談会の様子

## 「かながわ未来アグリサミット」を通じた 農業者との関係構築・強化

神奈川農業の未来を担う農業者からの情報収集を通じ、農業経営における課題認識とJAバンク神奈川の施策検討、ならびにJAグループとの関係構築・強化を目的として、農業者交流会「かながわ未来アグリサミット」を開催しました。

第2回目となる今回は、13名の方に参加いただき、「収支管理」、「労働生産性」、「神奈川農業の維持・発展」の3テーマでディスカッションを実施し、活発な意見交換が行われました。



サミットの様子

## 「JA農機ハウスローン」通年の 農業者応援企画実施

JAバンク神奈川では、組合員をはじめとする農業者の金融ニーズに対し、きめ細やかに応えていくため、「JA農機ハウスローン」を一年通じて低利で提供しました。

## JAの組合員、大口利用者および 次世代との関係強化に向けた取り組み

組合員・利用者の資産相談ニーズに即した「提案型相談活動」について、JAや中央会・他連合会と連携して対応するとともに、相続相談業務も継続的に取り組んだ結果、資産相談(コンサルティング)および遺言信託関連業務(遺言信託・遺産整理)の令和6年度の取扱件数は過去最多になりました。

また、「ライフプランサポートセンター」を中心に、組合員・利用者の安定的な資産形成・運用や、様々なライフイベントを支援できるJA職員の養成に取り組みました。

## 健診受診率向上支援事業の実施

当会の基本的使命である「農業と地域の未来を創る」を実現するため、令和4年度より、農業者等の健康管理を支援することを目的に、健診受診率向上支援事業を展開しました。

JAグループ神奈川での連携のもと、農業者等の健診受診率向上を通じ、神奈川農業の維持・発展に貢献します。

## 「令和6年度JAエグゼクティブセミナー」の開催

令和5年度から引き続き、県内JA経営層向けに「JAエグゼクティブセミナー」を開催いたしました。令和6年度は、有識者講演2部に加えて、特殊詐欺被害防止において、警察とJAが一体となって対策に取り組む必要性を周知することを目的に神奈川県警察本部からの講演も実施いたしました。

## 「顧客本位の業務運営」に向けた取り組み支援

組合員・利用者のライフイベントに寄り添った「提案型相談活動」を実践し、組合員・利用者の課題解決の窓口となることを目的に、県内JAの優良事例を共有するために各種取り組みを実践いたしました。

## 沿革・あゆみ

大正	9年	1月	有限責任神奈川県信用購買組合 聯合会設立	平成	8年	3月	神奈川県公募公債引受 シンジケート団加入
	14年	4月	保証責任神奈川県信用購買組合に 名称変更		10月	支所を廃止	
昭和	16年	5月	保証責任神奈川県信用販売購買 利用組合聯合会に名称変更	9年	3月	横浜市縁故債引受 シンジケート団加入	
	19年	1月	保証責任神奈川県信用販売購買 利用組合聯合会解散	6月	信託業務取扱開始 (農中信託銀行の業務代理)		
		1月	神奈川県農業会設立	10年	12月	投資信託窓販業務取扱開始	
	23年	8月	神奈川県農業会解散	11年	1月	日本銀行横浜支店と現金直接取引 開始(農林中央金庫の業務代理)	
		8月	神奈川県信用農業協同組合連合会設立	12年	5月	郵貯とのATM提携の開始	
	24年	11月	農林中央金庫の代理業務を開始	13年	6月	本体での信託業務取扱開始 (土地信託・不動産管理信託および 特定贈与信託)	
	29年	4月	農林漁業金融公庫の受託業務を開始	6月	経営管理委員会制度導入		
	35年	3月	貯金1千億円達成	11月	インターネット・モバイルバンキング 取扱開始		
	38年	4月	住宅金融公庫の受託業務を開始	14年	4月	JA神奈川信用の信用事業譲受け	
	40年	6月	横浜市収納代理金融機関の指定	10月	JAバンク神奈川ローンセンター開設		
	41年	7月	内国為替取扱開始	17年	3月	貯金3兆円達成	
	44年	4月	9支所を7支所に変更	18年	4月	遺言信託・遺産整理業務取扱開始	
	50年	7月	国庫金振込取扱事務開始	23年	4月	相続遺言・信託センター設置	
	53年	12月	国民金融公庫の受託業務(進学貸付)を 開始	24年	10月	特定信用事業代理業務取扱開始	
	54年	2月	全国銀行内国為替制度加盟	25年	1月	旧神奈川県産業組合館の 歴史的建造物認定	
		3月	貯金5千億円達成	26年	5月	JAグループ神奈川ビル竣工	
		11月	県内農協貯金ネット受払サービス 取扱開始	8月	貯金4兆円達成		
59年	4月	7支所を2支所に変更	29年	1月	為替集中発信システム県域稼働		
	12月	貯金1兆円達成	4月	食農営業部・ 営農サポートセンター設置			
61年	12月	国債等窓販業務取扱開始	30年	1月	新JASTEMシステムへ移行		
平成	2年	7月	全国キャッシュサービスの取扱開始	令和	2年	4月	JAバンク企画推進部・ ライフプランサポートセンター設置
	12月	日本銀行歳入金取扱開始 (農林中央金庫代理事務)	3年		11月	厚木事務所を廃止 (店舗を横浜本所に集約)	
	3年	8月	両替業務取扱開始		4年	3月	食農営業部・営農サポートセンターを廃止
	4年	9月	日本銀行歳入復代理店取扱開始		7年	3月	JAバンク企画推進部・ ローンサポートセンターを廃止
	12月	貯金2兆円達成	3月		特定信用事業代理業務取扱廃止		
	5年	3月	神奈川県縁故債引受シンジケート団加入				
6年	3月	後配出資制度導入					

# 組織体制等

## ■会 員

(単位:会員)

資 格 別	令和5年度末	令和6年度末
正 会 員	19	19
准 会 員	19	19
合 計	38	38

## ■役 員

(令和7年6月30日現在)

経営管理委員会	
会 長	平本 光男
副 会 長	梶 稔
経営管理委員	柳下 健一
	龍崎 智
	西山 國正
	宮永 均
	天野 信一
	中里 州克

理 事 会	
代表理事理事長	鈴木 俊春
常務理事	麻生 和義
	野田 嘉彦
	石原 智則

監 事 会	
代表監事	庄司 彰雄
常勤監事	山口 博保
監 事	夏目 和徳
	青木 哲也
員外監事	川上 元久

## ■職 員

(単位:人)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
男 性 職 員	125	126
女 性 職 員	80	82
常 勤 嘱 託	47	52
合 計	252	260

## ■店舗一覧

(令和7年6月30日現在)

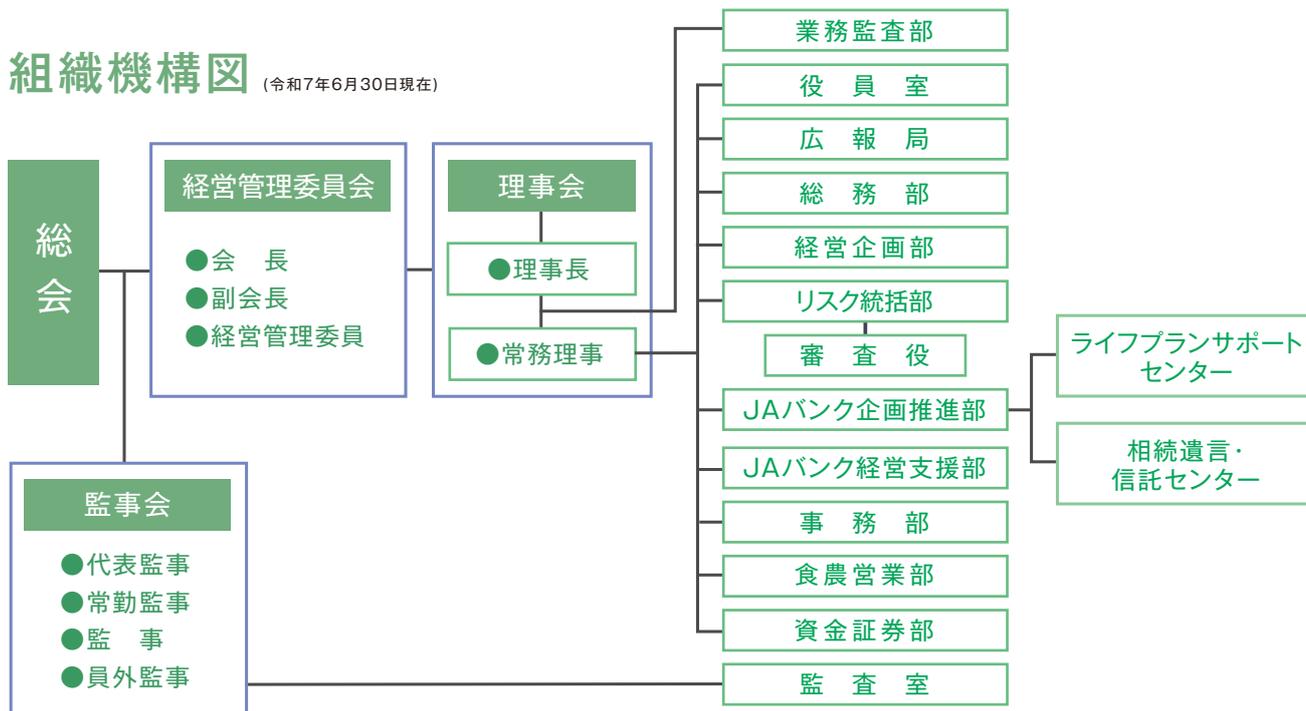
店 舗 名	所 在 地	代表電話番号
本 所	横浜市中区海岸通1丁目2番地の2	045-680-3011

## ■特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

## 組織機構図

(令和7年6月30日現在)



業  
績

経  
営

業  
務

組  
織

フ  
ァ  
イ  
ー  
ル

索  
引

## 役員等の報酬体系

### 1

### 役員

#### ◆対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。

#### ◆役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は現金のみであり、毎月所定日に指定口座への振り込みの方法により支払っています。また、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続を経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

#### ◆対象役員に対する報酬等

(単位:百万円)

支給総額	
基本報酬	退職慰労金
76	43

注: ①対象役員は、理事5名、監事1名です。

②退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

#### ◆対象役員の報酬等の決定等

##### 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に、各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しています。

### 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、退任経営管理委員については経営管理委員会、退任理事については理事会、退任監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当な会計慣行に即して引当金を計上しています。

### 2

### 職員等

#### ◆対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員および当会の主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当した者はありません。

注: ①対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

②「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

③「同等額」は、令和6年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

④令和6年度において、当会の常勤役員が受けた報酬等と同等額以上の報酬等を受けた者はありません。

### 3

### その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」、その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容ははありません。

# 県内JAの所在地およびATM設置状況等

## JAの所在地等

(令和7年6月30日現在)

JA名	郵便番号	住 所	電話番号	店舗数	ATM台数
横 浜	241-0821	横浜市旭区二俣川 1-6-21	045-414-0001	51	86
セレサ川崎	216-0033	川崎市宮前区宮崎 2-13-38	044-877-2111	38	78
よこすか葉山	239-0831	横須賀市久里浜 1-17-10	046-838-5051	8	11
三 浦 市	238-0111	三浦市初声町下宮田 3024-1	046-888-3145	1	5
さ が み	252-0804	藤沢市湘南台 5-14-10	0466-45-4111	43	55
湘 南	259-1142	伊勢原市田中 250	0463-93-8111	20	25
は だ の	257-0015	秦野市平沢 477	0463-81-7711	8	11
あ つ ぎ	243-0004	厚木市水引 2-9-2	046-221-1666	14	20
県 央 愛 川	243-0303	愛甲郡愛川町中津 747	046-286-2111	4	5
かながわ西湘	250-0874	小田原市鴨宮 627	0465-47-8125	27	31
相 模 原 市	252-0237	相模原市中央区千代田 1-2-17	042-755-2111	15	26
神奈川つくい	252-5185	相模原市緑区中野 550	042-784-1321	7	17
12JA	合 計			236	370

注：①JAの本所・本店所在地および代表電話番号を記載しています。

②JAかながわ西湘では当座性貯金の入出金や通帳記帳等の窓口業務を可能とする金融移動店舗車「きんじろう号」を運行しております。(店舗数からは除く)

## ATMの設置台数

(令和7年6月30日現在)

店 舗 内	店 舗 外
344	26

ATMの詳しい設置場所については、各JAのホームページをご確認ください。

## ホームページのご案内

当会の概要や経営・財務の情報ははじめ、JAバンク神奈川の各種のお知らせはインターネットでご覧いただくことができます。

<b>JA神奈川県信連のホームページアドレス</b> <a href="https://www.jakanagawa.gr.jp/sin/">https://www.jakanagawa.gr.jp/sin/</a>	<b>JAバンク神奈川のホームページアドレス</b> <a href="https://www.jabank-kanagawa.jp/">https://www.jabank-kanagawa.jp/</a>
---	---

業  
績

経  
営

業  
務

組  
織

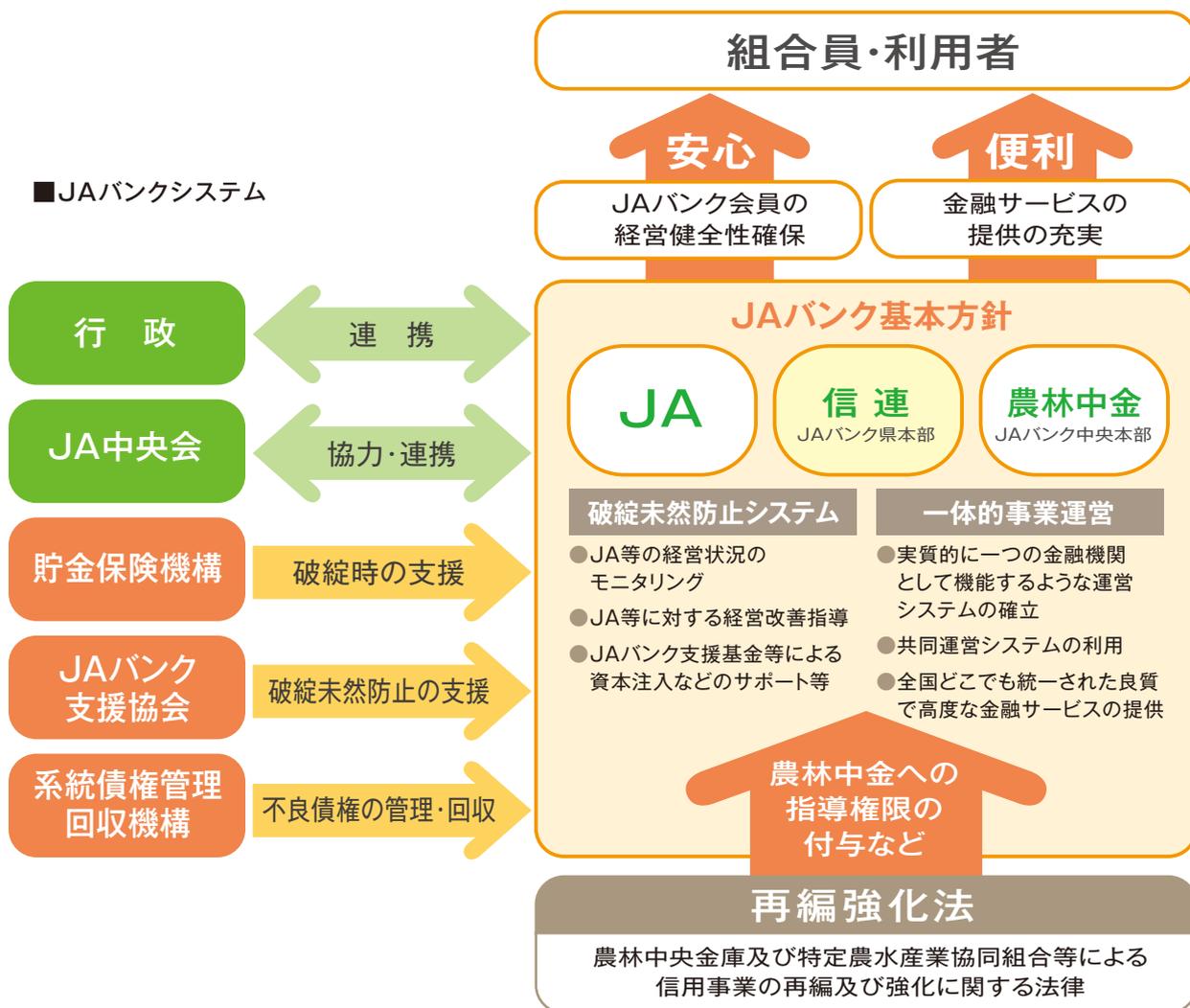
フ  
デ  
ィ  
ィ  
ル

索  
引

# JAバンクシステム

JAバンクは、万全の体制で、組合員と利用者の皆さまのために、「より一層の便利と安全」をお届けします。

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、JAバンク会員(JA・信連・農林中金)総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



## 国の公的な制度「貯金保険制度」

貯金保険制度とは国の公的な制度であり、農水産業協同組合貯金保険法に基づき「JAなど加入組合」から徴収された保険料をもって運営されています。本制度は万一「JAなど加入組合」が経営破綻して貯金の払い戻しができなくなった場合などに、一定の金額を限度に貯金者を保護する制度で、貯金業務を取り扱う全てのJA、信連、農林中金などが加入しています。なお、本制度における貯金者保護のための仕組みは、銀行・信金・信組等が加入する預金保険制度と基本的に同じです。



組合員・利用者の皆さまに、より一層の「安心」をお届けするためのJA金融システムが「JAバンクシステム」です。このシステムに一体的に取り組むJAバンク(JA・信連・農林中金)の金融店舗には、「JAバンク会員マーク」が掲示されています。

# Data File

データ  
ファイル

## C O N T E N T S

### 単体情報

単体財務諸表 .....	48
賃借対照表 .....	48
損益計算書 .....	49
キャッシュ・フロー計算書 .....	50
剰余金処分計算書 .....	51
注 記 表 .....	51
自己資本の充実状況 .....	59
付 属 明 細 .....	80

### グループの概況 90

### 経営者確認書 91

### 会計監査人の監査 91

# 単体財務諸表

## 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	令和5年度末	令和6年度末	負債及び純資産の部	令和5年度末	令和6年度末
現金	3,732	2,941	貯金	4,371,532	4,141,512
預け金	2,652,222	2,347,726	当座貯金	43,212	28,367
系統預け金	2,652,209	2,347,698	普通貯金	10,250	9,357
系統外預け金	12	28	貯蓄貯金	0	0
コールローン	—	20,000	通知貯金	124,400	96,500
買入金銭債権	29,458	7,697	別段貯金	1,133	1,650
金銭の信託	228,187	237,694	定期貯金	4,192,535	4,005,637
有価証券	1,718,620	1,542,242	債券貸借取引受入担保金	398,777	321,029
国債	576,271	510,282	借入金	92,200	50,700
地方債	19,190	5,141	代理業務勘定	0	0
短期社債	—	9,996	その他負債	3,701	4,367
社債	657,087	493,486	貸付留保金	1,004	519
外国証券	143,163	136,259	未払法人税等	119	294
株式	49,113	42,061	貯金利子諸税その他	23	27
受益証券	273,794	345,012	金融派生商品	1	—
貸出金	601,543	681,234	仮受金	216	28
証書貸付	377,346	342,085	資産除去債務	16	16
当座貸越	22,393	25,410	その他の負債	15	7
金融機関貸付	201,803	313,738	未払費用	2,296	3,447
その他資産	9,114	10,246	前受収益	7	10
従業員貸付金	79	72	未決済為替借	0	16
差入保証金	26	26	諸引当金	20,199	20,159
金融派生商品	1	—	相互援助積立金	19,805	19,805
仮払金	114	144	賞与引当金	154	163
その他の資産	2,750	2,900	退職給付引当金	22	1
未収収益	6,065	6,748	役員退職慰労引当金	65	48
前払費用	40	78	特例業務負担金引当金	150	140
未決済為替貸	36	276	繰延税金負債	21,272	16,136
有形固定資産	4,491	4,352	債務保証	308	328
建物	3,461	3,306	<b>負債の部合計</b>	<b>4,907,991</b>	<b>4,554,233</b>
土地	977	977	出資金	300,478	300,478
その他の有形固定資産	51	67	(うち後配出資金)	(287,349)	(287,349)
無形固定資産	215	192	再評価積立金	1	1
借地権	63	63	利益剰余金	201,780	204,085
ソフトウェア	142	120	利益準備金	86,100	87,600
その他の無形固定資産	9	8	その他利益剰余金	115,680	116,485
外部出資	222,011	248,478	経営基盤安定化積立金	32,500	32,500
系統出資	219,244	245,711	施設整備積立金	2,800	3,200
系統外出資	2,101	2,101	固定資産圧縮積立金	138	138
子会社等出資	665	665	SDGs 取組積立金	5,854	7,016
債務保証見返	308	328	特別積立金	45,600	45,600
貸倒引当金	△ 2,498	△ 2,013	当期末処分剰余金	28,787	28,031
			(うち当期剰余金)	(7,116)	(5,876)
			処分未済持分	△ 0	△ 0
			会員資本合計	502,260	504,565
			その他有価証券評価差額金	57,154	42,322
			評価・換算差額等合計	57,154	42,322
			<b>純資産の部合計</b>	<b>559,414</b>	<b>546,887</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>5,467,406</b>	<b>5,101,120</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>5,467,406</b>	<b>5,101,120</b>

# 損益計算書

(単位：百万円)

科目	令和5年度	令和6年度
経常収益	58,431	62,860
資金運用収益	39,381	47,988
貸出金利息	5,152	3,344
預け金利息	50	2,205
有価証券利息配当金	21,306	27,430
コールローン利息	—	117
その他受入利息	12,871	14,890
(うち受取奨励金)	(12,549)	(14,843)
(うち受取特別配当金)	(225)	(0)
(うち買入金銭債権利息)	(95)	(46)
役務取引等収益	383	347
受入為替手数料	34	34
その他の受入手数料	130	140
その他の役務取引等収益	218	172
その他事業収益	7,527	4,408
国債等債券売却益	4,486	4,397
金融派生商品収益	0	0
受取出資配当金	3,040	10
その他の事業収益	0	0
その他経常収益	11,140	10,117
貸倒引当金戻入益	598	462
償却債権取立益	2,119	10
株式等売却益	—	636
金銭の信託運用益	8,109	8,664
その他の経常収益	312	342
経常費用	50,922	56,186
資金調達費用	25,511	27,405
貯金利息	156	1,476
譲渡性貯金利息	1	—
債券貸借取引支払利息	35	625
その他支払利息	25,318	25,304
(うち支払奨励金)	(25,278)	(25,255)
役務取引等費用	894	994
支払為替手数料	4	3
その他の支払手数料	826	923
その他の役務取引等費用	63	67

科目	令和5年度	令和6年度
その他事業費用	19,328	20,077
国債等債券売却損	18,540	20,077
国債等債券償却	788	—
経費	3,883	4,082
人件費	1,909	1,991
物件費	1,770	1,907
税金	204	184
その他経常費用	1,304	3,625
株式等売却損	—	416
金銭の信託運用損	1,264	3,199
その他の経常費用	39	9
経常利益	7,509	6,674
特別利益	3	3
その他の特別利益	3	3
特別損失	6	0
固定資産処分損	6	0
税引前当期利益	7,506	6,677
法人税、住民税及び事業税	303	787
法人税等調整額	86	12
法人税等合計	390	800
当期剰余金	7,116	5,876
当期首繰越剰余金	21,427	21,816
SDGs 取組積立金取崩額	244	338
当期末処分剰余金	28,787	28,031

業績

経営

業務

組織

フ  
ァ  
イ  
タ  
ー

索引

キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
<b>1 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期利益	7,506	6,677
減価償却費	247	248
固定資産除却損(非資金損益部分)	6	0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 694	△ 484
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 2	8
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 3	△ 20
その他の引当金・積立金の増減額(△は減少)	△ 17	△ 27
資金運用収益	△ 39,381	△ 47,988
資金調達費用	25,511	27,405
有価証券関係損益(△は益)	15,327	15,854
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△ 6,845	△ 5,465
貸出金の純増(△)減	19,284	△ 79,690
預け金の純増(△)減	128,009	183,511
貯金の純増減(△)	△ 104,824	△ 230,019
借入金の純増減(△)	△ 61,300	△ 41,500
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	75,190	△ 77,747
買入金銭債権の純増(△)減	20,306	21,761
コールローンの純増(△)減	—	△ 20,000
利息及び配当金の受取額(資金運用による収入)	45,603	52,827
利息の支払額(資金調達による支出)	△ 25,537	△ 26,263
事業分量配当金の支払額	△ 1,737	△ 1,745
その他	576	△ 939
小 計	97,226	△ 223,597
法人税等の支払額	△ 619	△ 761
事業活動によるキャッシュ・フロー	96,606	△ 224,359
<b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△ 197,030	△ 212,176
有価証券の売却による収入	227,316	263,604
有価証券の償還による収入	24,915	87,605
金銭の信託の増加による支出	△ 14,423	△ 23,109
金銭の信託の減少による収入	31	15,041
固定資産の取得による支出	△ 88	△ 87
外部出資の減少による収入	210	△ 26,467
投資活動によるキャッシュ・フロー	40,931	104,411
<b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
出資の増額による収入	1,600	—
出資配当金の支払額	△ 1,822	△ 1,826
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 222	△ 1,826
<b>4 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)</b>	<b>137,315</b>	<b>△ 121,774</b>
<b>6 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>118,429</b>	<b>255,745</b>
<b>7 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>255,745</b>	<b>133,970</b>

# 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科目	令和5年度	令和6年度
当期末処分剰余金	28,787	28,031
剰余金処分額	6,971	7,433
利益準備金	1,500	1,200
任意積立金	1,900	1,600
施設整備積立金	400	400
SDGs取組積立金	1,500	1,200
出資配当金	1,826	1,830
普通出資に対する配当金	393	393
後配出資に対する配当金	1,432	1,436
事業分量配当金	1,745	2,802
次期繰越剰余金	21,816	20,597

注：① 出資金の配当率  
 普通出資金 令和6年度 3.0% 令和5年度 3.0%  
 後配出資金 令和6年度 0.5% 令和5年度 0.5%

② 事業分量配当金の分配基準、分配率  
 分配基準 基本部分(1年定期)の平均残高  
 分配率 令和6年度 0.08% 令和5年度 0.05%

③ 施設整備積立金の積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準  
 (1) 積立目的  
 厚木駅前農協会館の建替えや、JAグループ神奈川ビルの経年劣化に伴う大規模修繕等に備えて積み立てます。  
 (2) 積立目標額  
 厚木駅前農協会館分：24億円  
 JAグループ神奈川ビル分：56億円  
 (3) 積立基準  
 目標額に達するまで剰余金処分の方法により計画的に積み立てます。

(4) 取崩基準  
 施設取得時に経営管理委員会の決議によって必要と認められた額を取り崩します。  
 ④ SDGs取組積立金の積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準  
 (1) 積立目的  
 農業振興、環境・地域対策、健康福祉といった重要課題への取り組みや、臨時的な激甚災害に対する耐性確保に備えて積み立てます。  
 (2) 積立目標額  
 100億円  
 (3) 積立基準  
 目標額に達するまで、剰余金処分の方法により計画的に積み立てます。  
 (4) 取崩基準  
 積立目的に示す取り組みにかかる年度支出相当額を経営管理委員会の決議によって取り崩します。

## 注記表

### 令和5年度

#### 1 重要な会計方針に関する事項

(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については、「0」で表示しております。

(2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに、次のとおり行っております。  
 ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)  
 ・子会社・子法人等株式…原価法(売却原価は移動平均法により算定)  
 ・および関連法人等株式  
 ・その他有価証券…時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は移動平均法により算定)。  
 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っております。

(3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって、貸借対照表に計上しております。

(4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しております。  
 建物 定額法(ただし、平成10年3月31日以前に取得した建物(建物附属設備を除く)および、平成28年3月31日以前に取得した建物附属設備については、定率法)を採用しております。なお、主な耐用年数は6年～50年であります。  
 上記以外 定率法(ただし、平成28年4月1日以後に取得した構築物については、定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は3年～35年であります。

(6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(8) 引当金の計上方法  
 ① 貸倒引当金  
 貸倒引当金は、「経理規程(資産の評価および償却・引当基準)」に基づき、次のとおり計上しております。  
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)にかかる債権およびそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)にかかる債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻

### 令和6年度

#### 1 重要な会計方針に関する事項

(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については、「0」で表示しております。

(2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに、次のとおり行っております。  
 ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)  
 ・子会社・子法人等株式…原価法(売却原価は移動平均法により算定)  
 ・および関連法人等株式  
 ・その他有価証券…時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は移動平均法により算定)。  
 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っております。

(3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって、貸借対照表に計上しております。

(4) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しております。  
 建物 定額法(ただし、平成10年3月31日以前に取得した建物(建物附属設備を除く)および、平成28年3月31日以前に取得した建物附属設備については、定率法)を採用しております。なお、主な耐用年数は6年～50年であります。  
 上記以外 定率法(ただし、平成28年4月1日以後に取得した構築物については、定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は3年～35年であります。

(5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(6) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(7) 引当金の計上方法  
 ① 貸倒引当金  
 貸倒引当金は、「経理規程(資産の評価および償却・引当基準)」に基づき、次のとおり計上しております。  
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)にかかる債権およびそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)にかかる債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻

業績

経営

業務

組織

フ  
ア  
イ  
ル

索引

## 令和5年度

に陥る可能性が大きいと認められる債務者にかかる債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、「自己査定要項」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は96百万円です。

### ② 相互援助積立金

相互援助積立金は、JAバンク神奈川の信頼性維持を目的として、「神奈川県JAバンク支援制度要領」等に基づき計上しております。

### ③ 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、「経理規程(資産の評価および償却・引当基準)」に基づき、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

### ④ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「職員退職給付規程」に基づき、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。

### ⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支払に備えるため、「役員退任慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しております。

### ⑥ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、「経理規程(資産の評価および償却・引当基準)」に基づき、当年度末現在における将来負担見込額を計上しております。

### (9) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式となっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

## 2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度の計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

### (1) 貸倒引当金

① 当年度の計算書類に計上した額

貸倒引当金 2,498百万円

② 当該項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### i. 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1重要な会計方針に関する事項」(8)引当金の計上方法「①貸倒引当金」に記載しております。

#### ii. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

#### iii. 翌年度の計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度の計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 3 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は2,765百万円、圧縮記憶額は845百万円です。

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機および事務機器等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	0	0	1
オペレーティング・リース	46	84	130

(3) 担保に供している資産は、次のとおりです。

担保に供している資産

有価証券 393,787百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 398,777百万円

上記のほか、為替決済の担保として預け金50,000百万円を差し入れております。

(4) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に81,955百万円、外国債券に8,947百万円含まれております。

(5) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債権はありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(6) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債務はありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(7) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩衝債権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	47百万円
危険債権額	73百万円
三月以上延滞債権額	一百万円

## 令和6年度

に陥る可能性が大きいと認められる債務者にかかる債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、「自己査定要項」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21百万円です。

### ② 相互援助積立金

相互援助積立金は、JAバンク神奈川の信頼性維持を目的として、「神奈川県JAバンク支援制度要領」等に基づき計上しております。

### ③ 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、「経理規程(資産の評価および償却・引当基準)」に基づき、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

### ④ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「職員退職給付規程」に基づき、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。

### ⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支払に備えるため、「役員退任慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しております。

### ⑥ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、「経理規程(資産の評価および償却・引当基準)」に基づき、当年度末現在における将来負担見込額を計上しております。

### (8) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式となっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

## 2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度の計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

### (1) 貸倒引当金

① 当年度の計算書類に計上した額

貸倒引当金 2,013百万円

② 当該項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### i. 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1重要な会計方針に関する事項」(7)引当金の計上方法「①貸倒引当金」に記載しております。

#### ii. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

#### iii. 翌年度の計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度の計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 3 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は2,946百万円、圧縮記憶額は845百万円です。

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機および事務機器等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	0	0	0
オペレーティング・リース	60	139	200

(3) 担保に供している資産は、次のとおりです。

担保に供している資産

有価証券 325,916百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 321,029百万円

上記のほか、為替決済の担保として預け金50,000百万円を差し入れております。

(4) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に53,485百万円、外国債券に9,030百万円含まれております。

(5) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債権はありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(6) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債務はありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(7) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩衝債権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	38百万円
危険債権額	49百万円
三月以上延滞債権額	一百万円

## 令和5年度

貸出条件緩和債権額 合計額	一百万円 121百万円
------------------	----------------

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (8) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約にかかる融資未実行残高は、80,318百万円であります。
- (9) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金147,813百万円が含まれております。

### 4 損益計算書に関する事項

- (1) その他の特別利益3百万円は、旧JA神奈川信用から譲り受けた貸出債権にかかる取立益であります。

### 5 金融商品に関する事項

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に対する取組方針

当会は、神奈川県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、受益証券、株式等の有価証券による運用を行っております。

##### ② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先(および個人)に対する貸出金(当座貸越契約、貸出コミットメントを含む)、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当年度末における貸出金のうち、56%は金融・保険業に対するものになっております。

金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は、株式および外貨建ての外国証券等であり、純投資目的(その他目的)で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、受益証券、株式であり、純投資目的(その他目的)、満期保有目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、債券には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債404,569百万円が含まれております。

借入金は、農林中央金庫から借り入れた日銀成長基盤強化支援資金であります。デリバティブ取引には、JAとの金利スワップ取引から生ずるリスクを回避することを目的とした金利スワップ取引があります。

##### ③ 金融商品にかかるリスク管理体制

###### a 信用リスクの管理

当会は、「リスクマネジメント基本方針」、「リスクマネジメント規程」および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理(内部格付)、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、食農営業部、リスク統括部が行っており、定期的に経営陣によるリスクマネジメント会議や経営管理委員会・理事会を開催し、報告を行っております。また、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

###### b 市場リスクの管理

当会は、金利の変動リスク、価格変動リスクおよび為替リスクといった市場リスクを管理しております。

市場リスクの管理は、「リスクマネジメント規程」等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM会議において協議・決定された方針に基づき、経営管理委員会・理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

###### (a) 金利リスクの管理

金利リスクの管理は、ALMによる管理とともに、日常的にリスク統括部が金融資産および負債の金利や期間の把握や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、所定のサイクルで経営層に報告しております。

###### (b) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関しては、適正なリスク量となるよう管理を行っております。

## 令和6年度

貸出条件緩和債権額 合計額	一百万円 88百万円
------------------	---------------

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (8) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約にかかる融資未実行残高は、73,381百万円であります。
- (9) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金266,565百万円が含まれております。

### 4 損益計算書に関する事項

- (1) その他の特別利益3百万円は、旧JA神奈川信用から譲り受けた貸出債権にかかる取立益であります。

### 5 金融商品に関する事項

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に対する取組方針

当会は、神奈川県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、受益証券、株式等の有価証券による運用を行っております。

##### ② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先(および個人)に対する貸出金(当座貸越契約、貸出コミットメントを含む)、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当年度末における貸出金のうち、66%は金融・保険業に対するものになっております。

金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は、株式および外貨建ての外国証券等であり、純投資目的(その他目的)で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、受益証券、株式であり、純投資目的(その他目的)、満期保有目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、債券には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債399,249百万円が含まれております。

借入金は、農林中央金庫から借り入れた日銀成長基盤強化支援資金であります。

##### ③ 金融商品にかかるリスク管理体制

###### a 信用リスクの管理

当会は、「リスクマネジメント基本方針」、「リスクマネジメント規程」および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理(内部格付)、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、食農営業部、リスク統括部が行っており、定期的に経営陣によるリスクマネジメント会議や経営管理委員会・理事会を開催し、報告を行っております。また、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

###### b 市場リスクの管理

当会は、金利の変動リスク、価格変動リスクおよび為替リスクといった市場リスクを管理しております。

市場リスクの管理は、「リスクマネジメント規程」等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM会議において協議・決定された方針に基づき、経営管理委員会・理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

###### (a) 金利リスクの管理

金利リスクの管理は、ALMによる管理とともに、日常的にリスク統括部が金融資産および負債の金利や期間の把握や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、所定のサイクルで経営層に報告しております。

###### (b) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関しては、適正なリスク量となるよう管理を行っております。

## 令和5年度

### (c) 価格変動リスクの管理

価格の変動リスクに関しては、適正なリスク量となるよう管理を行っております。

外部出資の多くは、事業遂行上の目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は、リスク統括部を通じ、リスクマネジメント会議や経営管理委員会・理事会において定期的に報告しております。

### (d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行と事務管理に関する部門を分離し内部牽制を確立するとともに、「金利スワップ取引取扱規程」に基づき実施しております。

### (e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「買入金銭債権」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「金銭の信託」のうち他の金銭の信託に分類されるもの、「貯金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末日後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.60%上昇したものと想定した場合には、経済価値が86,846百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じ、日常の資金繰りに配慮した流動性預金の一定量の確保や貯金の受入動向を踏まえた預け金の資金量調整など、運用と調達全体の資金繰り管理を徹底することで、適切な資金の流動性を確保し、流動性リスクを管理しております。

### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

### ① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	2,652,222	2,650,697	△1,524
買入金銭債権			
その他目的	3,438	3,438	—
有価証券に該当しないもの	26,020	26,004	△15
金銭の信託			
その他の金銭の信託	228,187	227,836	△350
有価証券			
満期保有目的の債券	371,389	378,934	7,545
その他有価証券	1,347,231	1,347,231	—
貸出金	601,543		
貸倒引当金	△2,361		
貸倒引当金控除後	599,182	603,277	4,095
資産計	5,227,671	5,237,421	9,749
貯金	4,371,532	4,369,567	△1,964
債券貸借取引受入担保金	398,777	398,777	—
借入金	92,200	91,955	△244
負債計	4,862,509	4,860,300	△2,209
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
デリバティブ取引計	0	0	—

(注)1. その他の金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。  
2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。  
3. デリバティブ取引の貸借対照表計上額および時価は、デリバティブ取引によって生じた正味の債権を純額で表示しております。

### ② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

#### 【資産】

#### a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下「OIS」という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

#### c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記dおよびeと同様の方法により評価しております。

#### d 有価証券

## 令和6年度

### (c) 価格変動リスクの管理

価格の変動リスクに関しては、適正なリスク量となるよう管理を行っております。

外部出資の多くは、事業遂行上の目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は、リスク統括部を通じ、リスクマネジメント会議や経営管理委員会・理事会において定期的に報告しております。

### (d) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「買入金銭債権」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「金銭の信託」のうち他の金銭の信託に分類されるもの、「貯金」、「借入金」であります。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末日後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.80%上昇したものと想定した場合には、経済価値が96,175百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じ、日常の資金繰りに配慮した流動性預金の一定量の確保や貯金の受入動向を踏まえた預け金の資金量調整など、運用と調達全体の資金繰り管理を徹底することで、適切な資金の流動性を確保し、流動性リスクを管理しております。

### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

### ① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	2,347,726	2,342,687	△5,038
買入金銭債権			
その他目的	215	215	—
有価証券に該当しないもの	7,481	7,482	0
金銭の信託			
その他の金銭の信託	237,694	237,408	△285
有価証券			
満期保有目的の債券	407,627	393,436	△14,191
その他有価証券	1,134,614	1,134,614	—
貸出金	681,234		
貸倒引当金	△1,934		
貸倒引当金控除後	679,299	677,223	△2,076
資産計	4,814,660	4,793,068	△21,591
貯金	4,141,512	4,134,025	△7,486
債券貸借取引受入担保金	321,029	321,029	—
借入金	50,700	50,459	△240
負債計	4,513,241	4,505,514	△7,727

(注)1. その他の金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。  
2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

### ② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

#### 【資産】

#### a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下「OIS」という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

#### c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記dおよびeと同様の方法により評価しております。

#### d 有価証券

令和5年度

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等は、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

c 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)であり、公表された相場価格が存在しないため、割引現在価値により算出した価額によっております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利等が含まれています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	760
その他外部出資	221,250

(注)非上場株式およびその他外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	2,652,222	-	-	-	-	-
買入金銭債権 その他目的 のうち満期 があるもの	3,228	216	-	-	-	-
有価証券に 該当しない もの	26,000	-	-	-	-	-
金銭の信託 その他の 金銭の信託	224,881	-	-	-	-	-
有価証券 満期保有 目的の債券	26	37	37	37	2,037	271,439
その他の有価 証券のうち満期 があるもの	75,189	78,598	90,594	115,966	100,283	726,894
貸出金	97,377	104,229	38,240	32,749	16,330	312,616
合計	3,078,925	183,080	128,871	148,753	118,650	1,310,950

(注)貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)344百万円については、「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約貸出金125,613百万円については「5年超」に含めております。

令和6年度

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等は、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

c 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	760
その他外部出資	247,717

(注)非上場株式およびその他外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	2,347,726	-	-	-	-	-
買入金銭債権 その他目的 のうち満期 があるもの	216	-	-	-	-	-
有価証券に 該当しない もの	2,000	5,500	-	-	-	-
金銭の信託 その他の 金銭の信託	232,949	-	-	-	-	-
有価証券 満期保有 目的の債券	46	37	637	2,037	10,837	295,456
その他の有価 証券のうち満期 があるもの	81,320	75,165	73,930	77,930	66,994	605,511
貸出金	131,798	39,105	33,752	18,678	25,008	432,891
合計	2,796,058	119,808	108,320	98,645	102,840	1,333,858

(注)貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)41百万円については、「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約貸出金94,365百万円については「5年超」に含めております。

## 令和5年度

### ⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	4,371,030	1	0	—	500	—
譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引	398,777	—	—	—	—	—
受入担保金	—	—	—	—	—	—
借入金	41,500	42,000	8,700	—	—	—
合計	4,811,307	42,001	8,700	—	500	—

(注)貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めております。

## 6 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は、次のとおりであります。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の金銭債権信託の受益権証書が含まれております。以下(4)まで同様であります。

### ① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	189,197	198,936	9,739
	社債	40,000	40,303	303
	小計	229,197	239,240	10,042
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	58,956	57,083	△1,873
	地方債	917	870	△46
	社債	82,318	81,741	△577
	小計	142,192	139,694	△2,497
合計		371,389	378,934	7,545

### ② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	47,232	14,997	32,235
	債券			
	国債	196,199	191,504	4,694
	地方債	9,450	9,418	31
	社債	126,199	124,731	1,467
	外国証券	143,163	110,902	32,260
	その他	188,767	148,478	40,289
小計	711,012	600,032	110,979	
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,881	2,148	△266
	債券			
	国債	131,917	142,911	△10,993
	地方債	8,823	9,308	△484
	社債	408,569	424,422	△15,852
	その他	88,464	95,670	△7,205
小計	639,657	674,459	△34,802	
合計		1,350,669	1,274,492	76,176

(注)上記差額合計から繰延税金負債21,153百万円を差し引いた金額55,023百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。  
(3) 当年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	売却額	売却益	売却損
債券	227,287	4,486	18,540
合計	227,287	4,486	18,540

- (4) 売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等を除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当年度における減損処理額は、788百万円(債券)であります。

なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っております。

## 令和6年度

### ⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	4,139,911	—	500	500	600	—
譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引	321,029	—	—	—	—	—
受入担保金	—	—	—	—	—	—
借入金	42,000	8,700	—	—	—	—
合計	4,502,941	8,700	500	500	600	—

(注)貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めております。

## 6 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は、次のとおりであります。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の金銭債権信託の受益権証書が含まれております。以下(3)まで同様であります。

### ① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	105,442	107,318	1,875
	小計	105,442	107,318	1,875
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	160,882	148,734	△12,147
	地方債	903	780	△123
	社債	135,706	132,063	△3,643
	外国証券	4,692	4,540	△151
	小計	302,184	286,118	△16,066
合計		407,627	393,436	△14,191

### ② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	41,292	15,470	25,822
	債券			
	国債	93,797	93,047	750
	地方債	600	600	0
	社債	66,130	65,530	599
	外国証券	123,640	93,253	30,387
	その他	166,571	132,818	33,753
	小計	492,032	400,719	91,312
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	769	1,000	△230
	債券			
	国債	150,160	164,622	△14,461
	地方債	3,637	3,692	△54
	短期社債	9,996	9,998	△1
	社債	291,649	306,044	△14,394
	外国証券	7,926	8,040	△114
その他	178,657	186,020	△7,363	
小計	642,798	679,418	△36,620	
合計		1,134,830	1,080,138	54,692

(注)上記差額合計から繰延税金負債15,554百万円を差し引いた金額39,137百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。  
(3) 当年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	1,633	636	416
債券	261,939	4,397	20,077
合計	263,572	5,034	20,494

令和5年度

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表	うち貸借対照表
				計上額が取得原価 を超えるもの	計上額が取得原価 を超えないもの
その他の 金銭の信託	228,187	224,881	2,954	11,410	8,455

- (注)1.上記差額合計に繰延税金負債823百万円を差し引いた金額2,131百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。  
2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。  
3.「貸借対照表計上額」は時価と金銭の信託にかかる未収収益の合計額であり、「差額」は評価損益の額であります。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では「職員退職給付規程」に基づき、勤続年数や在職年数等に応じた退職給付を退職者に支給しています。支給にあてるため、一般財団法人神奈川県農業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度および全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。  
退職給付債務および退職給付費用の計上にあたっては、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号)に基づき、簡便法により行っています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

期首における退職給付引当金	25
退職給付費用	88
退職給付費用	△22
制度への拠出額	△69
期末における退職給付引当金	22

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:百万円)

積立型制度の退職給付債務	1,039
年金資産(神奈川県農業団体共済会への積立金を含む)	△1,030
小計	8
非積立型制度の退職給付債務	13
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	22
退職給付引当金	22
前払年金費用	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	22

c 退職給付に関連する損益

(単位:百万円)

簡便法で計算した退職給付費用	88
----------------	----

(2) 人件費には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、19百万円となっております。

また、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、150百万円となっております。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(単位:百万円)

繰延税金資産	
相互援助積立金超過額	5,517
未払奨励金	582
貸倒引当金超過額	171
貸出金償却超過額	71
賞与引当金超過額	49
繰延資産償却超過額	43
特例業務負担金引当金	41
未払事業税	20
その他	54
繰延税金資産小計	6,553
評価性引当額	△5,791
繰延税金資産合計(A)	762

令和6年度

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表	うち貸借対照表
				計上額が取得原価 を超えるもの	計上額が取得原価 を超えないもの
その他の 金銭の信託	237,694	232,949	4,458	13,318	8,860

- (注)1.上記差額合計に繰延税金負債1,273百万円を差し引いた金額3,184百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。  
2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。  
3.「貸借対照表計上額」は時価と金銭の信託にかかる未収収益の合計額であり、「差額」は評価損益の額であります。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では「職員退職給付規程」に基づき、勤続年数や在職年数等に応じた退職給付を退職者に支給しています。支給にあてるため、一般財団法人神奈川県農業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度および全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。  
退職給付債務および退職給付費用の計上にあたっては、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号)に基づき、簡便法により行っています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

期首における退職給付引当金	22
退職給付費用	73
退職給付の支払額	△25
制度への拠出額	△68
期末における退職給付引当金	1

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:百万円)

積立型制度の退職給付債務	1,011
年金資産(神奈川県農業団体共済会への積立金を含む)	△1,022
小計	△11
非積立型制度の退職給付債務	12
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1
退職給付引当金	1
前払年金費用	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1

c 退職給付に関連する損益

(単位:百万円)

簡便法で計算した退職給付費用	73
----------------	----

(2) 人件費には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、19百万円となっております。

また、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、140百万円となっております。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(単位:百万円)

繰延税金資産	
相互援助積立金超過額	5,658
未払奨励金	544
賞与引当金超過額	52
未払事業税	51
貸出金償却超過額	44
特例業務負担金引当金	40
繰延資産償却超過額	39
貸倒引当金超過額	19
その他	49
繰延税金資産小計	6,499
評価性引当額	△5,748
繰延税金資産合計(A)	751

## 令和5年度

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 21,976
固定資産圧縮積立金	△ 53
資産除去債務(固定資産計上額)	△ 3
全農外部出資評価益	△ 1
繰延税金負債合計(B)	△ 22,035
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 21,272

前年度に比べ、評価性引当額が716百万円減少しております。この減少の主な内容は、貸出金償却超過額の減少によるものです。

### (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位:%)

法定実効税率(調整)	27.86
評価性引当額の増減	△ 9.54
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 6.64
事業分量配当金	△ 6.47
その他	△ 0.02
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.19

## 10 持分法損益等に関する事項

関連法人に対する投資の金額ならびに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額および投資利益の金額は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

関連法人に対する投資の金額	582
持分法を適用した場合の投資の金額	972
持分法を適用した場合の投資利益の金額	17

## 11 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金、通知預け金としております。

## 令和6年度

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 16,828
固定資産圧縮積立金	△ 55
資産除去債務(固定資産計上額)	△ 3
全農外部出資評価益	△ 1
繰延税金負債合計(B)	△ 16,888
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 16,136

前年度に比べ、評価性引当額が43百万円減少しております。この減少の主な内容は、貸出金繰入超過額の減少によるものです。

### (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位:%)

法定実効税率(調整)	27.86
事業分量配当金	△ 11.69
評価性引当額の増減	△ 2.78
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.33
その他	△ 0.08
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.98

### (3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

防衛特別法人税に関する政令が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日に開始する年度に解消が見込まれる一時差異について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前年度の27.86%から28.57%に変更されました。その結果、繰延税金負債が418百万円増加し、その他有価証券評価差額金が418百万円、法人税等調整額が0百万円それぞれ減少しています。

## 10 持分法損益等に関する事項

関連法人に対する投資の金額ならびに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額および投資利益の金額は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

関連法人に対する投資の金額	582
持分法を適用した場合の投資の金額	993
持分法を適用した場合の投資利益の金額	20

## 11 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金、通知預け金としております。

## 経費の内訳

(単位:百万円)

科目	令和5年度	令和6年度
人件費	1,909	1,991
役員報酬	84	83
給料手当	1,297	1,342
福利厚生費	278	316
退職給付費用	82	67
役員退職慰労金	0	7
賞与引当金繰入額	154	163
役員退職慰労引当金繰入額	10	9

科目	令和5年度	令和6年度
物件費	1,770	1,907
事業推進費	301	386
債権管理費	3	2
旅費・交通費	14	56
業務費	825	842
負担金	161	150
施設費	451	458
雑費	12	10
税金	204	184
合計	3,883	4,082

# 自己資本の充実状況

## 1. 自己資本の状況

### ◆自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、有価証券等への積極的な投資を行っており、令和7年3月末における自己資本比率は、13.29%となりました。

### ◆経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金および後配出資金により調達しています。

#### 普通出資金

項目	内容
発行主体	神奈川県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	131億円(前年度 131億円)
配当率	3.0%(前年度 3.0%)

#### 後配出資金

項目	内容
発行主体	神奈川県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,873億円(前年度2,873億円)
配当率	0.5%(前年度 0.5%)

規制対応および事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。具体的には、「規制資本管理要項」、「自己資本比率算出要項」および「自己資本比率算出基準」を定め、信用リスクについては標準的手法および信用リスク削減手法、マーケット・リスクについては標準的方式、オペレーショナル・リスクについては標準的計測手法を採用して、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

これに加えて、経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、市場リスク等、保有しているリスクを一定の前提に基づき金額に換算し、自己資本額と対比することで、経営上許容できる範囲にあるかどうかをモニタリングしています。

## (1) 自己資本の構成

(単位：百万円・%)

項目	令和5年度末	令和6年度末
<b>コア資本に係る基礎項目</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	498,688	499,932
うち、出資金及び資本準備金の額	300,478	300,478
うち、再評価積立金の額	1	1
うち、利益剰余金の額	201,780	204,085
うち、外部流出予定額(△)	3,571	4,633
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
うち、処分未済持分の額(△)	0	0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	22,210	21,753
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	22,210	21,753
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	520,899	521,685
<b>コア資本に係る調整項目</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	155	138
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	155	138
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	155	138
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	520,744	521,546
<b>リスク・アセット等</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	3,191,302	3,482,939
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		55,372
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 55,404	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 55,404	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		401,320
勘定間の振替分		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	30,441	37,209
信用リスク・アセット調整額		
資本フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額		-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	3,221,744	3,921,469
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.16%	13.29%

注：①農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。  
 ②当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、マーケット・リスクについては

標準的方式を、オペレーショナル・リスク相当額については標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

### 信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度末		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 (A)	所要自己資本額 (B=A×4%)
現金	3,732	—	—
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	583,925	—	—
外国の中央政府及び 中央銀行向け	111,847	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の 地方公共団体向け	21,027	—	—
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向 け	—	—	—
我が国の政府関係機関向 け	10,090	1,009	40
地方三公社向け	1,466	293	11
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	3,169,662	599,026	23,961
法人等向け	813,975	363,600	14,544
中小企業等向け及び 個人向け	92	64	2
抵当権付住宅ローン	349	122	4
不動産取得等事業向け	8,758	8,758	350
三月以上延滞等	0	0	0
取立未済手形	36	7	0
信用保証協会等による 保証付	69	6	0
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—	—	—
出資等	44,776	44,776	1,791
（うち出資等のエク スポージャー）	44,776	44,776	1,791
（うち重要な出資の エクスポージャー）	—	—	—
上記以外	748,033	1,836,437	73,457
（うち他の金融機関等 の対象資本等調達手段 のうち対象普通出資等 及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当す るもの以外のものに係 るエクスポージャー）	374,611	936,529	37,461
（うち農林中央金庫の 対象資本調達手段に係 るエクスポージャー）	343,527	858,817	34,352
（うち特定項目のうち 調整項目に算入されな い部分に係るエク スポージャー）	764	1,910	76
（うち総株主等の議決 権の百分の十を超える 議決権を保有している 他の金融機関等に係る その他外部 TLAC 関連 調達手段に関するエク スポージャー）	—	—	—

注: ①「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原  
エクスポージャーの種類ごとに記載しています。  
②「エクスポージャー」とは、リスクに晒されている資産(オフ・バランスを含む)のこ  
とをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
③「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延  
滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取  
引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポ  
ージャーのことです。  
④「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。  
⑤「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポ  
ージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のこ  
とです。

信用リスク・アセット	令和5年度末		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 (A)	所要自己資本額 (B=A×4%)
（うち総株主等の議決 権の百分の十を超える 議決権を保有していな い他の金融機関等に係 るその他外部 TLAC 関 連調達手段のうち、そ の他外部 TLAC 関連調 達手段に係る5%基準 額を上回る部分に係る エクスポージャー）	20,099	30,149	1,205
（うち上記以外のエク スポージャー）	9,030	9,030	361
証券化	8,236	1,630	65
（うちSTC要件適用分）	—	—	—
（うち非STC要件適用 分）	8,236	1,630	65
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし 計算が 適用されるエクスポ ージャー	466,001	390,831	15,633
（うちルックスルー方 式）	466,001	390,831	15,633
（うちマンドート方式）	—	—	—
（うち蓋然性方式 250%）	—	—	—
（うち蓋然性方式 400%）	—	—	—
（うちフォールバック 方式）	—	—	—
経過措置によりリスク・ア セットの額に 算入されるものの額	—	—	—
他の金融機関等の対象資本 調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によ りリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額 (△)	—	55,404	2,216
標準的手法を適用する エクスポージャー別計	5,992,081	3,191,161	127,646
CVAリスク相当額÷8%	—	141	5
中央清算機関関連エクスポ ージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	5,992,081	3,191,302	127,652
オペレーショナル・リスクに 対する 所要自己資本の額(基礎的手 法)	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 (A)	30,441	1,217
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 (A)	3,221,744	128,869

⑥「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」とは、土地再評価差額  
金にかかる経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。  
⑦「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用  
リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれ  
ます。  
⑧オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では令和5年度まで基礎的手法を  
採用しています。  
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>  
(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額 ÷ 8%  
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

業  
績

経  
営

業  
務

組  
織

フ  
ァ  
イ  
ナ  
ン  
ス

索  
引

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和6年度末		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 (A)	所要自己資本額 (B=A×4%)
現金	2,941	—	—
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	525,238	—	—
外国の中央政府及び 中央銀行向け	102,155	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	6,436	—	—
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	7,185	718	28
地方三公社向け	1,430	286	11
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	2,732,469	539,909	21,596
（うち第一種金融商品 取引業者及び保険会社 向け）	273,735	64,999	2,599
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権 向けを含む。）	554,632	218,326	8,733
（うち特定貸付債権向け）	2,302	1,727	69
中堅中小企業等向け及び 個人向け	3,375	2,829	113
（うちトラザクター向け）	0	0	0
不動産関連向け	5,807	6,517	260
（うち自己居住用不動産等向け）	5	2	0
（うち賃貸用不動産向け）	5,439	6,297	251
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	362	217	8
（うちADC向け）	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等 延滞等向け（自己居住用不 動産関連向けを除く。）	84,692	84,692	3,387
自己居住用不動産等向けエ クスポージャーに係る延滞	71	10	0
取立未済手形	14	14	0
信用保証協会等による保証付 株式会社地域経済活性化支 援機構等による保証付	276	55	2
株式等	55	5	0
上記以外	35,150	35,150	1,406
（うち重要な出資のエ クスポージャー）	905,517	2,204,481	88,179
（うち他の金融機関等 の対象資本等調達手段 のうち対象普通出資等 及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当す るもの以外のものに係 るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫の 対象資本調達手段に係 るエクスポージャー）	370,411	926,028	37,041
（うち特定項目のうち 調整項目に算入されな い部分に係るエクスポ ージャー）	478,774	1,196,935	47,877
（うち総株主等の議決 権の百分の十を超える 議決権を保有している 他の金融機関等に係る その他外部 TLAC 関連 調達手段に関するエク スポージャー）	745	1,863	74
（うち総株主等の議決 権の百分の十を超える 議決権を保有していな い他の金融機関等に係 るその他外部 TLAC 関 連調達手段のうち、そ の他外部 TLAC 関連 調達手段に係るエク スポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決 権の百分の十を超える 議決権を保有していな い他の金融機関等に係 るその他外部 TLAC 関 連調達手段のうち、そ の他外部 TLAC 関連 調達手段に係るエク スポージャー）	48,134	72,201	2,888
（うち上記以外のエ クスポージャー）	7,451	7,451	298

信用リスク・アセット	令和6年度末		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 (A)	所要自己資本額 (B=A×4%)
証券化	5,128	1,242	49
（うちSTC要件適用分）	—	—	—
（短期STC要件適用分）	—	—	—
（うち不良債権証券化 適用分）	—	—	—
（うちSTC・不良債権証 券化適用対象外分）	5,128	1,242	49
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし 計算が適用されるエク スポージャー	551,012	443,901	17,756
（うちルックスルー方式）	551,012	443,901	17,756
（うちマナデート方式）	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—
他の金融機関等の対象資本 調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によ りリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額 (△)	—	55,372	2,214
標準的手法を適用する エクスポージャー別計	5,523,593	3,482,769	139,310
CVAリスク相当額÷8%（簡便法）	—	170	6
中央清算機関関連エクスポ ージャー	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	5,523,593	3,482,939	139,317
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 （標準的方式）	マーケット・リスク相当額の 合計額を8%で除して得た額 (A)	401,320	16,052
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 （標準的計測手法）	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 (A)	37,209	1,488
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）合計 (A)	3,921,469	156,858

オペレーショナル・リスクに対する  
所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

令和6年度末	
オペレーショナル・リスク相当額の合 計額を8%で除して得た額	37,209
オペレーショナル・リスクに対する所 要自己資本の額	1,488
BI	24,806
BIC	2,976

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
  - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
  - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. マーケット・リスク相当額については標準的方式、オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

## 2. 信用リスクに関する事項

### ◆リスク管理の方針および手続の概要

#### ○信用リスク管理の方針

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。当会では、信用リスクは収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけ、良質な貸出等運用資産の積上げによる収益向上を目指しており、業種・大口集中等に配慮し、リスク分散を図ることを基本的なスタンスとしています。

また、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する体制および規程類を整備しています。

具体的には、経営管理委員会で決定される「リスクマネジメント基本方針」に基づき、理事会が経営戦略やリスクの種類・特性に応じて、リスク管理の態勢整備を行います。

体制面では、信用リスクをはじめその他のリスクにかかる重要事項は、理事長・常務・部長で構成される「リスクマネジメント会議」において協議・決定し、会議の決定事項に基づきリスク管理を実施します。

「リスクマネジメント会議」において協議・決定された重要な内容は経営管理委員会・理事会に報告し、会内でリスクに関する認識の共有化を図っています。

また、リスク管理担当理事のもと、リスク統括部が具体的なリスク管理の取り組み（大口与信先等の信用状況のモニタリング、与信限度額のモニタリング等）を進めています。

与信審査については、取引執行部署から独立した審査役を設置し、内部信用格付の審査、案件審査、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンを確保を図っています。

#### ○貸倒引当金の計上基準

経営の健全性を堅持するため、「自己査定要項」および「自己査定実施マニュアル」に基づき、決算日（3月31日）・仮決算日（9月30日）を基準日として自己査定を行っています。自己査定においては、債務者の状況に応じて正常先から破綻先までの5区分に区分し、また、債務者区分ごとに担保等の回収可能性により債権をⅠ分類からⅣ分類に分類しています。

貸倒引当金については、「経理規程（資産の評価および償却・引当基準）」に基づき、正常先および要注意先の将来の損失に備えるための一般貸倒引当金と、破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に対する個別貸倒引当金に分け、それぞれ計上しています。

このうち一般貸倒引当金については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

個別貸倒引当金については、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先に対する債権について、個別債務者ごとに予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を計上しています。

このうち破綻懸念先に対する個別貸倒引当金は、原則として、債務者ごとに今後3年間のキャッシュ・フローを見積り、Ⅲ分類債権額からキャッシュ・フローによる回収可能額を控除した残額を計上しています。

実質破綻先および破綻先に対する債権については個別債務者ごとに、Ⅲ分類およびⅣ分類とした債権額全額を予想損失額とし、Ⅲ分類とした額全額を個別貸倒引当金に計上し、Ⅳ分類とした額全額を償却しています。

ただし、債務保証見返勘定のⅣ分類については個別貸倒引当金を計上しています。

### ◆標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は、告示に定める標準的手法により算出しています。

また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

なお、「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関	株式会社格付投資情報センター(R&I)
	株式会社日本格付研究所(JCR)
	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
	S&Pグローバル・レーティング(S&P)
	フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

②リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行向けエクスポージャー		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R & I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R & I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和5年度末					令和6年度末					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	
国内	5,405,996	1,197,049	1,277,764	—	0	4,860,569	1,176,664	1,049,578	—	86	
国外	111,847	—	111,847	—	—	106,883	—	106,883	—	—	
地域別残高計	5,517,844	1,197,049	1,389,611	—	0	4,967,453	1,176,664	1,156,462	—	86	
法人	農業	1,378	1,376	—	—	1,515	1,514	—	—	8	
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製造業	157,405	40,236	93,661	—	—	95,951	47,738	40,708	33	
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	141,900	71,099	70,785	—	—	117,329	72,838	44,475	—	
	電気・ガス・熱供給・水道業	6,300	4,202	2,098	—	—	7,139	4,122	3,016	—	
	運輸・通信業	106,059	41,706	51,843	—	—	58,547	39,109	10,361	—	
	金融・保険業	4,213,883	932,273	406,393	—	—	3,902,684	904,903	399,577	—	28
	卸売・小売・飲食・サービス業	156,544	99,040	49,398	—	—	133,846	99,729	25,729	—	
	日本国政府・地方公共団体	604,952	1,368	603,584	—	—	531,675	1,237	530,437	—	
	上記以外	115,580	—	111,847	—	—	105,097	—	102,155	—	
個人	5,745	5,745	—	—	0	5,469	5,469	—	—	15	
その他	8,093	—	—	—	—	8,197	—	—	—	—	
業種別残高計	5,517,844	1,197,049	1,389,611	—	0	4,967,453	1,176,664	1,156,462	—	86	
1年以下	3,204,510	491,882	60,397	—	—	2,999,288	565,883	81,665	—	—	
1年超3年以下	265,166	141,176	123,990	—	—	179,262	70,312	103,413	—	—	
3年超5年以下	170,683	50,310	120,322	—	—	166,728	42,025	124,604	—	—	
5年超7年以下	79,171	25,035	54,135	—	—	59,021	40,885	18,136	—	—	
7年超10年以下	225,880	105,045	120,415	—	—	267,007	99,646	166,822	—	—	
10年超	778,515	189,964	588,551	—	—	745,031	299,423	445,607	—	—	
期限の定めのないもの	793,914	193,634	321,798	—	—	551,114	58,485	216,213	—	—	
残存期間別残高計	5,517,844	1,197,049	1,389,611	—	—	4,967,453	1,176,664	1,156,462	—	—	

注：①「信用リスクに関するエクスポージャーの残高」には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

②「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

③「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をい

います。

④「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

⑤「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。  
(a)金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

(b)重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

(c)3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

## (2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

### 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

33ページをご覧ください。

### 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和5年度末				令和6年度末				
	個別貸倒引当金			貸出金償却	個別貸倒引当金			貸出金償却	
	期首残高	期中増減額	期末残高		期首残高	期中増減額	期末残高		
法人	農業	166	△ 139	27	—	27	△ 22	4	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	33	—	33	—	33	—	33	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	34	△ 2	31	—	31	△ 3	28	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—
	個人	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別計	233	△ 141	93	—	93	△ 25	66	—	

注：①一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。  
②当会では、国外への貸出等を行っていないため、地域別(国内・国外)の開示を省略しています。

## (3) 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位：百万円)

	令和6年度末						リスク・ウェイトの加重平均値 (F(=E/(C+D)))
	リスク・ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
		オン・バランス資産項目(A)	オフ・バランス資産項目(B)	オン・バランス資産項目(C)	オフ・バランス資産項目(D)	信用リスク・アセットの額(E)	
現金	0	2,941	—	2,941	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	525,238	—	525,238	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	102,155	—	102,155	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	6,436	—	6,436	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10~20	7,185	—	7,185	—	718	10
地方三公社向け	20	1,430	—	1,430	—	286	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	2,483,999	249,309	2,433,239	248,469	539,909	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	68,183	206,392	68,183	205,552	64,999	24
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—

業績

経営

業務

組織

フェイタ

索引

	令和6年度末						リスク・ウェイトの加重平均値 ( $F=(E/(C+D))$ )
	リスク・ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
		オン・バランス資産項目 (A)	オフ・バランス資産項目 (B)	オン・バランス資産項目 (C)	オフ・バランス資産項目 (D)	信用リスク・アセットの額 (E)	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~150	338,309	224,918	338,283	216,322	218,326	39
(うち特定貸付債権向け)	20~150	2,302	—	2,302	—	1,727	75
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	3,117	262	3,117	256	2,829	84
(うちトランザクター向け)	45	—	0	—	0	0	45
不動産関連向け	20~150	5,807	—	5,807	—	6,517	112
(うち自己居住用不動産等向け)	20~75	5	—	5	—	2	35
(うち賃貸用不動産向け)	30~150	5,439	—	5,439	—	6,297	116
(うち事業用不動産関連向け)	70~150	—	—	—	—	—	—
(うちその他不動産関連向け)	60	362	—	362	—	217	60
(うちADC向け)	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	84,692	—	84,692	—	84,692	100
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	50~150	6	29	6	0	10	150
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	14	—	14	—	14	100
取立未済手形	20	276	—	276	—	55	20
信用保証協会等による保証付	0~10	55	—	55	—	5	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	20,567	36,458	20,567	14,583	35,150	100
上記以外	100~1250	905,517	—	905,517	—	2,204,481	243
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	370,411	—	370,411	—	926,028	250
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	478,774	—	478,774	—	1,196,935	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	745	—	745	—	1,863	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	48,134	—	48,134	—	72,201	150
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	7,451	—	7,451	—	7,451	100
証券化	—	5,128	—	5,128	—	1,242	24
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	5,128	—	5,128	—	1,242	24

	令和6年度末						
	リスク・ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(F(=E/(C+D)))
		オン・バランス資産項目(A)	オフ・バランス資産項目(B)	オン・バランス資産項目(C)	オフ・バランス資産項目(D)	信用リスク・アセットの額(E)	
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	551,012	—	551,012	—	443,901	81
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	55,372	—
合計(信用リスク・アセットの額)	—	—	—	—	—	3,482,769	—

注:最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

#### (4) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和6年度												
	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	525,238						525,238						
外国の中央政府及び中央銀行向け	102,155						102,155						
国際決済銀行等向け													
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	6,436							6,436					
外国の中央政府等以外の公共部門向け													
地方公共団体金融機構向け													
我が国の政府関係機関向け		7,185						7,185					
地方三公社向け			1,430					1,430					
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け													
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,475,720	99,767		5,602				100,618	2,681,709				
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	125,213	85,218		5,602				57,701	273,735				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け													
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	149,567	201,882	38,460			31,805			132,890	554,605			
(うち特定貸付債権向け)			2,302							2,302			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等株式等		84,692				84,692							
			17,282	17,868		35,150							
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け(うちトランザクター向け)	0	92	71	3,209	3,373								
	0				0								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け				5									5
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け						473			3,188	1,776		5,439	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け													
	60%	その他	合計										
不動産関連向けうちその他不動産関連向け		362	362										

業績

経営

業務

組織

データ

索引

	令和6年度					
	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)					
	100%	150%	その他	合計		
不動産関連向け うちADC向け						
	50%	100%	150%	その他	合計	
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)			6		6	
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞		14			14	
	0%	10%	20%	100%	その他	合計
現金	2,941					2,941
取立未済手形			276			276
信用保証協会等による保証付 株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付		55			0	55

注:最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

## (5) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		令和5年度末		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	895,159	895,159
	2%	—	—	—
	4%	—	—	—
	10%	—	10,159	10,159
	20%	136,340	3,199,652	3,335,993
	35%	—	349	349
	50%	357,412	—	357,412
	75%	—	91	91
	100%	87,555	129,055	216,611
	150%	—	20,100	20,100
	250%	—	681,966	681,966
	その他	—	—	—
	1250%	—	—	—
合計	581,308	4,936,535	5,517,844	

注:①信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

②「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ

使用しています。

③経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットに算入したものについても集計の対象としています。

④「1250%」には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資のエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## (6) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円、％）

リスク・ウェイト区分	令和6年度末			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 （％）	資産の額および与 信相当額の合計額 （CCF・信用リスク 削減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	3,195,280	461,858	100%	3,604,338
40%～70%	206,000	5,828	40%	208,320
75%	38,143	910	45%	38,552
80%				
85%	2,983	178	100%	3,162
90%～100%	29,596	5,739	40%	31,891
105%～130%	3,188			3,188
150%	86,475	0	100%	86,476
250%	16,470	2,030	40%	17,282
400%	4,097	34,428	40%	17,868
1250%				
その他		2	17%	0
合計	3,582,236	510,978	94%	4,011,082

注：最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

### 3. 信用リスク削減手法に関する事項

#### ◆信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要項」に定めており、信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の「簡便手法」を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、金融機関または第一種金融商品取引業者、およびこれら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定、その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は適格金融資産（レボ形式の取引）です。

## 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位: 百万円)

	令和6年度末		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	162,350	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	198,164	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	46	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合 計	360,515	46	—

注: ①「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

②「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

(a)金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

(b)重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

(c)3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

④「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

⑤「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位: 百万円)

	令和5年度末		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	276,574	—	—
法人等向け	203,017	73	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合 計	479,592	73	—

注: ①「エクスポージャー」とは、リスクに晒されている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

②「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

③「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

④「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

⑤「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

### ◆派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。当会では、派生商品取引に関して、リスク資本および信用供与額の割当方法に関する方針は定めておらず、主に損失額の管理によりリスク管理を行っています。

なお、派生商品取引のうち、スワップについては、ヘッジ目的のために実施しています。

また、「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払いを行う取引であり、当会では、該当する取引は行っていません。

### (1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	令和5年度末	令和6年度末
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

#### (令和6年度末)

(単位:百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
外国為替関連取引	—	375	—	—	—	375
金利関連取引	86	193	—	—	—	193
金関連取引	—	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	86	568	—	—	—	568
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—
合 計	86	568	—	—	—	568

#### (令和5年度末)

(単位:百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
外国為替関連取引	—	375	—	—	—	375
金利関連取引	0	95	—	—	—	95
金関連取引	—	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	0	470	—	—	—	470
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—
合 計	0	470	—	—	—	470

注:①「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。

②「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

③「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

## (2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

## (3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

## 5. 証券化エクスポージャーに関する事項

### ◆リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。また、「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会における証券化エクスポージャーのリスクについては、「与信限度額等設定基準」に基づき内部信用格付に応じた与信限度額を設定し、管理を行っています。

また、証券化エクスポージャーについては、投資の体制、投資時のデューデリジェンスおよび投資後の管理等の取り扱いを定めており、適宜モニタリングを行っています。

なお、当会が保有する証券化エクスポージャーは、自動車ローンを裏付資産とするもの等から構成されており、再証券化エクスポージャーは保有していません。

### ◆体制の整備およびその運用状況の概要

証券化取引については、投資の体制、投資時のデューデリジェンス、投資後の管理等の取り扱い態勢等を「証券化商品にかかる管理基準」で規定しています。

投資を検討するにあたって、取引執行部署は市場環境、投資対象商品のリスク・プロファイル（裏付資産、構造上の特性、信用補完等）および外部格付の妥当性を検証し、審査役は、投資商品にかかる対応可否の審査と外部格付にかかる検証結果の妥当性について確認を行っています。

リスク統括部はモニタリング部署として、投資実行後の証券化商品の外部格付の変遷や裏付資産のパフォーマンスなど信用リスクの変化等をモニタリングしており、投資商品のレビュー結果については、定期的に「リスクマネジメント会議」へ報告しています。「リスクマネジメント会議」では証券化商品にかかる投資方針についての協議を行っているほか、モニタリングおよびレビューの結果、信用の劣化が見込まれる場合等に協議のうえ、売却や継続保有等の方針の見直しにかかる決定を行っています。

### ◆信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当する取引はありません。

### ◆信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセット額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

### ◆当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産にかかる証券化取引

該当する取引はありません。

### ◆当会が行った証券化取引にかかる証券化エクスポージャーを保有している子会社等および関連法人等

該当する子会社等および関連法人等はありません。

### ◆証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に関する会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

## ◆証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関	株式会社格付投資情報センター(R&I)
	株式会社日本格付研究所(JCR)
	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
	S&Pグローバル・レーティング(S&P)
	フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

## ◆内部評価方式の概要

当社は内部格付手法を採用していないため該当しません。

### (1) 当社がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

### (2) 当社が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

## 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

		令和5年度末		令和6年度末	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	2,422	—	3,382	—
	自動車ローン	2,369	—	850	—
	その他	3,444	—	894	—
	合計	8,236	—	5,128	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

注:証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額  
 (令和6年度末)

(単位:百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%~15%未満	—	—	オン・バランス	0%~100%未満	—	—
	15%~50%未満	4,845	38		100%~250%未満	—	—
	50%~100%未満	—	—		250%~400%未満	—	—
	100%~250%未満	282	11		400%~1250%未満	—	—
	250%~400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%~1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
	合計	5,128	49		合計	—	—
オフ・バランス	0%~15%未満	—	—	オフ・バランス	0%~100%未満	—	—
	15%~50%未満	—	—		100%~250%未満	—	—
	50%~100%未満	—	—		250%~400%未満	—	—
	100%~250%未満	—	—		400%~1250%未満	—	—
	250%~400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%~1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
	合計	—	—		合計	—	—

(令和5年度末)

(単位:百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%~15%未満	—	—	オン・バランス	0%~100%未満	—	—
	15%~50%未満	8,236	65		100%~250%未満	—	—
	50%~100%未満	—	—		250%~400%未満	—	—
	100%~250%未満	—	—		400%~1250%未満	—	—
	250%~400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%~1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
	合計	8,236	65		合計	—	—
オフ・バランス	0%~15%未満	—	—	オフ・バランス	0%~100%未満	—	—
	15%~50%未満	—	—		100%~250%未満	—	—
	50%~100%未満	—	—		250%~400%未満	—	—
	100%~250%未満	—	—		400%~1250%未満	—	—
	250%~400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%~1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
	合計	—	—		合計	—	—

注:証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

自己資本比率告示第224条ならびに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和5年度末	令和6年度末
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他	—	—
合計	—	—

注:自己資本比率告示第224条ならびに第224条の4第1項第1号および第2号の規定に基づき、証券化取引のデュレリジェンス等の要件を満たさなかったもの、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したもの、および信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。  
 なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引にかかる他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組みられたもののことです。

## 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の有無

信用リスク削減手法の有無

無

## 6. CVAリスクに関する事項

- ◆ **CVA リスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全な BA—CVA、限定的な BA—CVA 又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要**  
CVA リスク相当額は「簡便法」により算出しており、派生商品取引のうち、主に外国為替関連取引が対象となります。
- ◆ **CVA リスクの特性及び CVA に関するリスク管理体制の概要（CVA リスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）**  
CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行ってまいります。

## 7. マーケット・リスクに関する事項

- ◆ **リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法**  
「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフ・バランス取引の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。当会では、マーケット・リスクを、為替変動に伴う外貨建て有価証券等の時価変動により損失が発生するリスクと認識しております。  
リスク管理および削減にかかる方法、ヘッジの有効性に係る監視の方法については、金利リスクの項に記載しております。

## 8. オペレーショナル・リスクに関する事項

- ◆ **リスク管理の方針および手続の概要**  
「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、オペレーショナル・リスクを、金融業務を行ううえで晒されているリスクのうち、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）以外の受動的に発生する各種リスクと位置づけ、当該リスクに応じた予防的措置を講じることにより、リスクの顕在化を未然に防止することを基本的なスタンスとしています。リスクが顕在化した場合には、速やかに復旧に努め、再発防止策を講じることとしています。  
また、オペレーショナル・リスクを確実に認識し、報告するための態勢として、リスク管理に関する体制および規程類を整備しています。  
具体的には、経営管理委員会で決定される「リスクマネジメント基本方針」に基づき、理事会が経営戦略やリスクの種類・特性に応じて、リスク管理の態勢整備を行います。  
体制面では、リスクにかかる重要事項は、理事長・常務・部長から構成される「リスクマネジメント会議」において協議・決定し、会議の決定事項に基づきリスク管理を実施します。  
「リスクマネジメント会議」において協議・決定された重要な内容は経営管理委員会・理事会に報告し、会内のリスクに関する認識の共有化を図っています。  
また、リスク管理担当理事のもと、リスク統括部が具体的なリスク管理の取り組みを進めています。  
以上のほか、日常業務の中では各所管部署で内部牽制を発揮するとともに、業務監査部がその適切性の検証を実施しています。  
規程類としては、「リスクマネジメント規程」等を定めて管理しています。

## オペレーショナル・リスクとして捉えている主なリスク

リスク	概要
事務リスク	業務の過程または役職員の活動が不適切であることにより損失が発生するリスクであり、具体的には、事務処理を手続に定められたとおりに行うことを怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク 実務規定の整備が不十分あるいは規定する業務プロセス自体に不備があり、適切な処理が行われないリスク
法務リスク	経営判断や個別業務の執行において、法令違反や不適切な契約締結等に起因し、当会に損失が発生したり、取引上のトラブルが発生するリスク
システムリスク	コンピュータシステムのダウン、誤作動、システム不備等に伴い損失を被るリスク コンピュータやコンピュータネットワークが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスク
情報漏洩等リスク	セキュリティ・ポリシーが遵守されずに、情報が漏洩することに伴うリスク

### ◆事務リスク管理方法

- ①各種事務手続・マニュアル類の整備、適正人員の配置およびOJT等研修の実施
- ②事務ミスの把握・原因分析・未然防止策の検討
- ③業務の取引執行と後方事務の分離
- ④コンプライアンス・マニュアルの遵守
- ⑤内部監査と店内検査の実施
- ⑥苦情等処理の迅速・誠実な対応

### ◆法務リスク管理方法

- ①コンプライアンス・マニュアルの遵守
- ②弁護士・税理士等の専門家の活用

### ◆システムリスク管理方法

- ①信用オンラインシステム（JASTEM）、会内PC ネットワーク、クローズドシステムの物理的な分離（それぞれ独立したネットワークシステムの構築）
- ②それぞれのシステムに対し定められた事務手続、運用規程の遵守
- ③システムリスク管理にかかる職員への啓発

### ◆情報漏洩等リスク管理方法

- ①個人情報保護法等法令の遵守
- ②個人データ取扱台帳の整備と定期的な点検
- ③情報セキュリティ規程類の遵守
- ④情報漏洩防止にかかる職員への啓発

### ◆BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

### ◆ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

### ◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無 該当する取引はありません。

### ◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無 （特殊損失を除外した場合には、その理由も含む） 該当する取引はありません。

## 9. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

### ◆出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上しているもので、当会が保有する有価証券勘定の株式は其他有価証券として区分しています。

#### ◆其他有価証券として区分した株式

其他有価証券として区分した株式については、市場リスク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。詳細については、「金利リスクに関する事項」の「リスク管理の方針および手続の概要」において、「金利リスクを含む市場リスク」として記載しています。

#### ◆外部出資勘定の株式または出資

外部出資勘定の株式または出資については、其他資産として自己査定を行い、個別財務諸表による財務状況や株式の実質価値の把握を行っています。

### (1) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

	令和5年度末		令和6年度末	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	49,113	49,113	42,061	42,061
非上場	222,011	222,011	248,478	248,478
合計	271,125	271,125	290,540	290,540

注:「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### (2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位:百万円)

令和5年度末			令和6年度末		
売却益	売却損	償却損	売却益	売却損	償却損
-	-	-	636	416	-

### (3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分を其他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

令和5年度末		令和6年度末	
評価益	評価損	評価益	評価損
32,235	266	25,822	230

### (4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する評価損益の額はありません。

## 10. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度末	令和6年度末
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	466,001	551,012
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

## 11. 金利リスクに関する事項

### ◆リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

#### ◆リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置づけ、適切な管理体制のもと、主体的なリスクテイクにより効率的な市場ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。また、金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

#### ◆リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会では、金利リスクを含む市場リスクについては有価証券・貸出金・預け金・貯金等を含めた全体ALMの中で管理しています。具体的には、理事長・常務・部長から構成される「ALM会議」および「リスクマネジメント会議」（毎月開催）において、当面の金融経済見通しを分析のうえ、市場リスク・流動性リスクに配慮しながら、運用方針を協議・決定しています。

リスクテイクにあたっては、金利リスクを含む市場リスク量とリターン、運用資産全体のリスクバランスに配慮した分散投資を基本とし、市場環境等に応じて効率的な運用を目指すとともに、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行い、リスク削減に努めています。

#### ◆金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBおよび内部管理上の算定方法に基づくVaRを計測しています。

#### ◆ヘッジ等金利リスクの削減手法

分散投資によるリスク削減を基本としています。

### ◆銀行勘定の金利リスク（IRRBB）算定方法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーブ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

#### ◆流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。なお、当年度末においてはコア貯金に該当する額はありません。

#### ◆固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

#### ◆複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

#### ◆スプレッドに関する前提

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

◆内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVE および  $\Delta$ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

◆前事業年度末の開示からの変動に関する説明

金利リスクの前事業年度末からの変動要因は、有価証券残高の減少等によるものです。

◆計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

■金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1 :金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta$ EVE		$\Delta$ NII	
		令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末
1	上方パラレルシフト	153,593	126,588	16,028	13,507
2	下方パラレルシフト	0	0	230	33
3	スティープ化	116,175	94,994		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	153,593	126,588	16,028	13,507
		ホ		ヘ	
		令和5年度末		令和6年度末	
8	自己資本の額	520,744		521,546	

◆用語説明

- ・「 $\Delta$ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「 $\Delta$ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

◆ $\Delta$ EVE および  $\Delta$ NII 以外の内部管理上使用している金利リスク算定方法の概要

当会では、 $\Delta$ EVE および  $\Delta$ NII 以外の内部管理上の金利リスクについて、次の手法により計測し、単純合算しています。金利リスク量については、他の市場リスク（為替リスク・価格変動リスク等）や信用リスクと一体的に管理し、自己資本の充実度の評価やリスク管理に活用しています。

◆有価証券

ヒストリカル法による VaR（信頼区間99%、保有期間1年）

◆貸出金・預け金等

ヒストリカル法による VaR（信頼区間99%、保有期間1年）

（ただし、貸出金のうち仕組みローンは1%金利上昇時の価格変動額による金利リスク量を採用。）

※令和6年度よりリスク量計測手法を分散共分散法からヒストリカル法に変更しています。

## 付属明細

### 貯金等

#### 科目別貯金平均残高

(単位:百万円・%)

区分	令和5年度		令和6年度		増減額
	金額	構成比	金額	構成比	
流動性貯金	152,588	3.4	157,607	3.6	5,018
定期性貯金	4,259,520	96.2	4,118,167	96.2	△ 141,353
その他の貯金	1,437	0.0	1,556	0.0	118
小計	4,413,547	99.7	4,277,331	100.0	△ 136,215
譲渡性貯金	10,085	0.2	-	-	△ 10,085
合計	4,423,633	100.0	4,277,331	100.0	△ 146,301

注: 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+納税準備貯金+貯蓄貯金+通知貯金  
定期性貯金=定期貯金+財形貯金+定期積金

#### 貯金者別貯金残高

(単位:百万円・%)

区分	令和5年度		令和6年度		増減額
	金額	構成比	金額	構成比	
会員	4,353,234	99.5	4,131,071	99.7	△ 222,162
地方公共団体 (貯金の会員みなし)	591	0.0	407	0.0	△ 184
員外	18,297	0.4	10,440	0.2	△ 7,857
金融機関	-	-	2,019	0.0	2,019
その他	18,297	0.4	8,420	0.2	△ 9,877
合計	4,371,532	100.0	4,141,512	100.0	△ 230,019

注: 譲渡性貯金は含めていません。

#### 定期貯金残高

(単位:百万円・%)

区分	令和5年度		令和6年度		増減額
	金額	構成比	金額	構成比	
定期貯金	4,192,535	100.0	4,005,637	100.0	△ 186,898
固定金利定期	4,192,535	100.0	4,005,637	100.0	△ 186,898
変動金利定期	-	-	-	-	-

注: 固定金利定期: 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金  
変動金利定期: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

### 貸出金

#### 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円・%)

区分	令和5年度		令和6年度		増減額
	金額	構成比	金額	構成比	
手形貸付	18	0.0	-	-	△ 18
証書貸付	589,738	96.1	547,342	95.5	△ 42,395
当座貸越	23,343	3.8	25,618	4.4	2,274
割引手形	-	-	-	-	-
合計	613,100	100.0	572,961	100.0	△ 40,138

#### 貸出金の金利条件別残高

(単位:百万円・%)

区分	令和5年度		令和6年度		増減額
	金額	構成比	金額	構成比	
固定金利貸出	350,435	58.2	302,667	44.4	△ 47,767
変動金利貸出	251,108	41.7	378,566	55.5	127,458
合計	601,543	100.0	681,234	100.0	79,690

## 貸出先別貸出金残高

(単位:百万円・%)

区 分	令和5年度		令和6年度		増減額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
会員	101,855	16.9	59,980	8.8	△ 41,875
総合農協	92,330	15.3	50,759	7.4	△ 41,570
その他農協・連合会	1,099	0.1	1,179	0.1	79
会員の組合員	8,352	1.3	7,994	1.1	△ 357
准会員	73	0.0	46	0.0	△ 27
員外	499,687	83.0	621,253	91.1	121,566
地方公共団体・公社等	2,030	0.3	1,862	0.2	△ 167
金融機関	201,803	33.5	313,738	46.0	111,934
その他	295,854	49.1	305,652	44.8	9,798
合 計	601,543	100.0	681,234	100.0	79,690

## 業種別貸出金残高

(単位:百万円・%)

区 分	令和5年度		令和6年度		増減額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
農業	1,641	0.2	1,656	0.2	14
林業	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—
製造業	40,709	6.7	48,340	7.0	7,630
鉱業	—	—	—	—	—
建設業	3,520	0.5	3,874	0.5	353
電気・ガス・熱供給・水道業	1,820	0.3	1,820	0.2	—
運輸・通信業	35,656	5.9	34,304	5.0	△ 1,351
卸売・小売業・飲食店	9,911	1.6	9,144	1.3	△ 766
金融・保険業	339,933	56.5	454,073	66.6	114,139
不動産業	73,973	12.2	75,248	11.0	1,274
サービス業	92,906	15.4	51,456	7.5	△ 41,449
地方公共団体	1,365	0.2	1,234	0.1	△ 130
その他	105	0.0	81	0.0	△ 23
合 計	601,543	100.0	681,234	100.0	79,690

## 貸出金の使途別内訳

(単位:百万円・%)

区 分	令和5年度		令和6年度		増減額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
設備資金	209,324	34.7	177,816	26.1	△ 31,507
運転資金	392,219	65.2	503,417	73.8	111,198
合 計	601,543	100.0	681,234	100.0	79,690

## 貸出金の担保別内訳

(単位:百万円・%)

区 分	令和5年度		令和6年度		増減額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
貯金・定期積金等	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—
動産	—	—	—	—	—
不動産	14,314	2.3	15,390	2.2	1,075
その他担保物	—	—	—	—	—
小 計	14,314	2.3	15,390	2.2	1,075
農業信用基金協会保証	—	—	—	—	—
その他保証	4,351	0.7	4,753	0.6	402
小 計	4,351	0.7	4,753	0.6	402
信用	582,878	96.8	661,090	97.0	78,212
合 計	601,543	100.0	681,234	100.0	79,690

業  
績

経  
営

業  
務

組  
織

フ  
ァ  
イ  
タ  
ル

索  
引

## 債務保証の担保別内訳

(単位:百万円・%)

区分	令和5年度		令和6年度		増減額
	金額	構成比	金額	構成比	
貯金・定期積金等	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—
動産	—	—	—	—	—
不動産	199	64.7	174	53.2	△ 24
その他担保物	46	15.1	46	14.1	0
小計	246	79.9	221	67.4	△ 25
信用	61	20.0	106	32.5	44
合計	308	100.0	328	100.0	19

## 主要な農業関係の貸出金残高等

### ◆営農類型別

(単位:百万円・%)

区分	令和5年度		令和6年度		増減額
	金額	構成比	金額	構成比	
農業	3,291	73.6	3,348	75.3	57
穀作	1	0.0	0	0.0	△0
野菜・園芸	355	7.9	296	6.6	△ 59
果樹・樹園農業	50	1.1	42	0.9	△ 7
工芸作物	14	0.3	12	0.2	△ 1
養豚・肉牛・酪農	1,018	22.7	1,101	24.7	82
養鶏・養卵	273	6.1	321	7.2	48
養蚕	—	—	—	—	—
その他農業	1,577	35.3	1,573	35.4	△ 4
農業関連団体等	1,177	26.3	1,094	24.6	△ 82
合計	4,468	100.0	4,443	100.0	△ 24

注:① 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。  
なお、81ページの業種別貸出金残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

②「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。  
③「農業関連団体等」には、JAや全農(神奈川県本部)とその子会社等が含まれています。

### ◆資金種類別

#### (貸出金)

(単位:百万円・%)

区分	令和5年度		令和6年度		増減額
	金額	構成比	金額	構成比	
プロパー資金	4,468	100.0	4,443	100.0	△ 24
農業制度資金	—	—	—	—	—
農業近代化資金	—	—	—	—	—
その他制度資金	—	—	—	—	—
合計	4,468	100.0	4,443	100.0	△ 24

注:①「プロパー資金」とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。  
②「農業制度資金」には、(1)地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、(2)地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、(3)日本政策金融

公庫が直接融資するものがあり、ここでは(1)の転貸資金と(2)を対象としています。  
③「その他制度資金」には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

#### (受託貸付金)

(単位:百万円・%)

区分	令和5年度		令和6年度		増減額
	金額	構成比	金額	構成比	
日本政策金融公庫資金	2,312	98.8	2,463	98.9	150
その他	26	1.1	26	1.0	△0
合計	2,339	100.0	2,489	100.0	150

注:「日本政策金融公庫資金」は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

## ◆ 有価証券

### 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円・%)

区 分	令和5年度		令和6年度		増減額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
国債	608,961	35.9	576,782	36.7	△ 32,179
地方債	27,125	1.6	9,286	0.5	△ 17,839
社債	703,158	41.5	565,405	36.0	△ 137,753
短期社債	—	—	3,366	0.2	3,366
株式	17,233	1.0	17,068	1.0	△ 164
受益証券	218,565	12.9	292,680	18.6	74,114
外国証券	111,970	6.6	103,410	6.5	△ 8,560
その他の証券	5,978	0.3	1,779	0.1	△ 4,199
合 計	1,692,993	100.0	1,569,779	100.0	△ 123,214

### 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

### 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計	
	令和6年度末	国債	28,156	21,758	56,420	—	142,518	261,429	—
地方債		2,898	346	—	—	992	903	—	5,141
社債		40,544	47,368	15,322	10,651	17,513	152,103	209,983	493,486
短期社債		9,996	—	—	—	—	—	—	9,996
株式		—	—	—	—	—	—	42,061	42,061
受益証券		—	31,108	20,077	13,523	121,265	125,602	33,435	345,012
外国証券		—	47,022	67,761	8,857	4,692	7,926	—	136,259
その他の証券		215	—	—	—	—	—	—	215
令和5年度末		国債	20,360	28,718	58,359	22,971	87,358	358,503	—
	地方債	5,731	3,264	1,092	—	805	8,297	—	19,190
	社債	34,596	93,008	62,199	31,556	31,257	199,900	204,568	657,087
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	株式	—	—	—	—	—	—	49,113	49,113
	受益証券	—	16,819	33,164	21,546	25,002	147,035	30,225	273,794
	外国証券	13,502	25,528	60,287	35,690	—	8,154	—	143,163
	その他の証券	3,222	215	—	—	—	—	—	3,438

業  
績

経  
営

業  
務

組  
織

フ  
ァ  
イ  
タ  
ー  
ファイル

索  
引

## ◆ 有価証券等の時価情報等

### ■ 有価証券の時価情報

#### ◆ 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

#### ◆ 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	189,197	198,936	9,739	105,442	107,318	1,875
	社債	40,000	40,303	303	—	—	—
	小計	229,197	239,240	10,042	105,442	107,318	1,875
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	58,956	57,083	△ 1,873	160,882	148,734	△ 12,147
	地方債	917	870	△ 46	903	780	△ 123
	社債	82,318	81,741	△ 577	135,706	132,063	△ 3,643
	外国証券	—	—	—	4,692	4,540	△ 151
小計	142,192	139,694	△ 2,497	302,184	286,118	△ 16,066	
合計		371,389	378,934	7,545	407,627	393,436	△ 14,191

#### ◆ その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	47,232	14,997	32,235	41,292	15,470	25,822
	債券						
	国債	196,199	191,504	4,694	93,797	93,047	750
	地方債	9,450	9,418	31	600	600	0
	社債	126,199	124,731	1,467	66,130	65,530	599
	外国証券	143,163	110,902	32,260	123,640	93,253	30,387
その他	188,767	148,478	40,289	166,571	132,818	33,753	
小計	711,012	600,032	110,979	492,032	400,719	91,312	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,881	2,148	△ 266	769	1,000	△ 230
	債券						
	国債	131,917	142,911	△ 10,993	150,160	164,622	△ 14,461
	地方債	8,823	9,308	△ 484	3,637	3,692	△ 54
	短期社債	—	—	—	9,996	9,998	△ 1
	社債	408,569	424,422	△ 15,852	291,649	306,044	△ 14,394
	外国証券	—	—	—	7,926	8,040	△ 114
その他	88,464	95,670	△ 7,205	178,657	186,020	△ 7,363	
小計	639,657	674,459	△ 34,802	642,798	679,418	△ 36,620	
合計	1,350,669	1,274,492	76,176	1,134,830	1,080,138	54,692	

### ■ 金銭の信託の時価情報

#### ◆ 運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

#### ◆ 満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

#### ◆ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	228,187	224,881	2,954	11,410	8,455	237,694	232,949	4,458	13,318	8,860

注：①「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

②「貸借対照表計上額」は時価と金銭の信託にかかる未収収益の合計額であり、「差額」は評価損益の額であります。

## ◆ デリバティブ取引等

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

### 金利関連取引

(単位:百万円)

区 分			令和5年度			令和6年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	金利先物	売 建	-	-	-	-	-	-
		買 建	-	-	-	-	-	-
	金利オプション	売 建	-	-	-	-	-	-
		買 建	-	-	-	-	-	-
店頭	金利スワップ	受取固定・支払変動	400	△ 1	△ 1	-	-	-
		受取変動・支払固定	400	1	1	-	-	-
	金利オプション	売 建	-	-	-	-	-	-
		買 建	-	-	-	-	-	-
合 計			800	0	0	-	-	-

### 通貨関連取引

該当する取引はありません。

### 株式関連取引

該当する取引はありません。

### 債券関連取引

該当する取引はありません。

## ◆ 受託業務、為替業務等

### 受託貸付金の残高

(単位:百万円)

受託先	令和5年度末	令和6年度末
日本政策金融公庫(農林水産事業)	2,312	2,448
住宅金融支援機構	3,889	3,214
福祉医療機構	31	28
日本政策金融公庫(国民生活事業)	2	2
農業改良資金	26	26
合 計	6,264	5,720

### 内国為替の取扱実績

(単位:件・百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	197,190	40,904	197,962	39,874
	金 額	743,545	467,254	732,297	408,584
代金取立	件 数	-	-	-	-
	金 額	-	-	-	-
雑為替	件 数	11,480	9,670	10,762	8,781
	金 額	22,325	7,094	21,991	7,174

### 外貨建資産の残高

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
資産残高	143,163	131,567

業  
績

経  
営

業  
務

組  
織

フ  
ァ  
イ  
タ  
ー

索  
引

粗利益・平均残高・利回等

利益総括表

(単位:百万円・%)

区分	令和5年度	令和6年度	増減
資金運用収支	14,993	21,922	6,928
役務取引等収支	△ 511	△ 647	△ 135
その他事業収支	△ 11,801	△ 15,669	△ 3,867
事業粗利益	2,680	5,605	2,925
事業粗利益率	0.05	0.12	0.07

注: ①資金運用収支=資金運用収益-(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用)  
 ②役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用  
 ③その他事業収支=その他事業収益-その他事業費用

④事業粗利益=資金運用収支+役務取引等収支+その他事業収支  
 ⑤事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100  
 ⑥利回りは小数点以下第3位を四捨五入しています。

事業純益

(単位:百万円)

区分	令和5年度	令和6年度	増減
事業純益	△1,202	1,522	2,725
実質事業純益	△1,202	1,522	2,725
コア事業純益	13,639	17,202	3,562
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	14,720	11,619	△3,100

注: ①事業純益=事業収益-(事業費用-金銭の信託運用見合費用)-一般貸倒引当金繰入額  
 ②実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額

③コア事業純益=実質事業純益-国債等債券関係損益  
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

(単位:百万円・%)

区分	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	4,965,699	39,381	0.79	4,782,244	47,988	1.00
うち預け金	2,619,162	12,825	0.49	2,592,340	17,049	0.66
うち有価証券	1,687,014	21,306	1.26	1,568,000	27,430	1.75
うち貸出金	613,100	5,152	0.84	572,961	3,344	0.58
資金調達勘定	4,673,487	24,387	0.52	4,502,138	26,066	0.58
うち貯金・定期積金	4,413,547	25,434	0.57	4,277,331	26,731	0.62
うち譲渡性貯金	10,085	1	0.01	-	-	-
うち借入金	128,639	-	0.00	73,071	-	0.00
総資金利ざや			0.19			0.33

注: ①総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率  
 資金調達原価率=(資金調達費用(貯金利息+譲渡性貯金利息+売現先利息+債券貸借取引支払利息+借入金利息+金利スワップ支払利息+その他支払利息(支払雑利息等))+経費-金銭の信託運用見合費用)/資金調達勘定平均残高(貯金+譲渡性貯金+売現先勘定+債券貸借取引受入担保金+借入金+その他(貸付留保金等))-金銭の信託運用見合額)×100

②資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。  
 ③資金調達勘定の「うち貯金・定期積金」の利息には、支払奨励金が含まれています。  
 ④資金調達勘定の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。  
 ⑤利回りは小数点以下第3位を四捨五入しています。

## 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
受取利息	2,137	8,607
うち預け金	△ 1,416	4,223
うち有価証券	2,842	6,124
うち貸出金	731	△ 1,808
支払利息	△ 367	1,678
うち貯金・定期積金	△ 296	1,297
うち譲渡性貯金	0	△ 1
うち借入金	—	—
差 引	2,505	6,928

注:①増減額は前年度対比です。

②受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。

③支払利息の「うち貯金・定期積金」には、支払奨励金が含まれています。

④支払利息の増減額は、金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

## 経営諸指標

(単位:百万円・%)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減
貯貸率(期末)	13.76	16.45	2.69
貯貸率(期中平均)	13.89	13.40	△ 0.50
貯証率(期末)	39.31	37.24	△ 2.08
貯証率(期中平均)	38.22	36.66	△ 1.57
一職員当り貯金残高	17,347	15,928	△ 1,418
一職員当り貸出金残高	2,387	2,620	233
一店舗当り貯金残高	4,371,532	4,141,512	△ 230,019
一店舗当り貸出金残高	601,543	681,234	79,690
一職員当り総資産残高	21,696	19,619	△ 2,076
一職員当り当期剰余金	28	22	△ 5
経費率	0.09	0.10	0.01
総資産経常利益率	0.14	0.13	△ 0.01
純資産経常利益率	1.40	1.21	△ 0.20
総資産当期純利益率	0.13	0.11	△ 0.02
純資産当期純利益率	1.33	1.06	△ 0.27

注:①一職員当りの諸指標は、職員数に常勤嘱託も含めて算出しています。

②利回りは小数点以下第3位を四捨五入しています。

③貯貸率(期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

④貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

⑤貯証率(期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

⑥貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

⑦総資産経常利益率 = 経常利益 / ((期首総資産 + 期末総資産) / 2) × 100 (総資産は債務保証見返勘定除く)

⑧純資産経常利益率 = 経常利益 / ((期首純資産 + 期末純資産) / 2) × 100

⑨総資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / ((期首総資産 + 期末総資産) / 2) × 100 (総資産は債務保証見返勘定除く)

⑩純資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / ((期首純資産 + 期末純資産) / 2) × 100

## ◆ 信託業務の状況

### 信託財産残高表

〈令和6年度〉

(単位:百万円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
預け金	404	指定金銭信託	404
合 計	404	合 計	404

〈令和5年度〉

(単位:百万円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
預け金	299	指定金銭信託	299
合 計	299	合 計	299

### 金銭信託等の年度末受託残高

(金銭信託、年金信託、財産形成給付信託および貸付信託)

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
金銭信託	299	404
年金信託	—	—
財産形成給付信託	—	—
貸付信託	—	—
合 計	299	404

### 元本補てん契約のある信託の種類別の年度末受託残高

該当する取引はありません。

### 信託期間別の金銭信託および貸付信託の元本残高

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
金銭信託	299	404
期限の定めのないもの	299	404
貸付信託	—	—

### 金銭信託等の種類別の貸出金および有価証券の区分ごとの年度末運用残高

貸出金および有価証券による運用はありません。

注: ① 当会では貸出金による運用を行っていないため、科目別、貸出期間別、担保種類別、使途別、業種別および中小企業等に対する貸出にかかる開示を省略しています。  
② 当会では有価証券による運用を行っていないため、種類別の開示を省略しています。

### 遺言信託・遺産整理業務の受託実績

(単位:件)

取扱業務		令和5年度	令和6年度	累計実績
遺言信託	管理コース	426	444	5,069
	執行コース	7	5	269
遺産整理		50	58	446
合 計		483	507	5,784

注: 「累計実績」は、業務取扱開始以来の累計件数を記載しています。

## ◆ 主な手数料一覧

### 内国為替の取扱手数料

区 分		他行宛	
振込手数料(1件につき)		電信扱い	文書扱い
3万円未満		660円	1,760円
3万円以上		990円	1,760円
代金取立手数料			
電子交換 手数料	電子交換所手数料(期近入金)	880円	
	電子交換所取立手形組戻料	1,100円	
	電子交換所不渡手形返却料	1,100円	
	個別取立手数料(1件につき)	1,100円	

注: 上記手数料には消費税等(10%)が含まれています。

### 円貨の両替手数料

取扱枚数	~100枚	101~500枚	501~1,000枚	1,001枚~
手数料金額	無料	550円	1,320円	1,980円

注: ①上記手数料には消費税等(10%)が含まれています。  
②取扱枚数は、硬貨と紙幣の合計枚数です。

③取扱枚数は、両替前の枚数と両替後の枚数のいずれが多いほうの枚数です。  
④記念硬貨への両替は無料です。

⑤新札への両替も含まれています。

### 貯金払戻時金種指定手数料

取扱枚数	~100枚	101~500枚	501~1,000枚	1,001枚~
手数料金額	無料	550円	1,320円	1,980円

注: ①上記手数料には消費税等(10%)が含まれています。

②取扱枚数は、払戻時に金種指定した硬貨と紙幣の合計枚数です。

③新札の指定も含まれています。

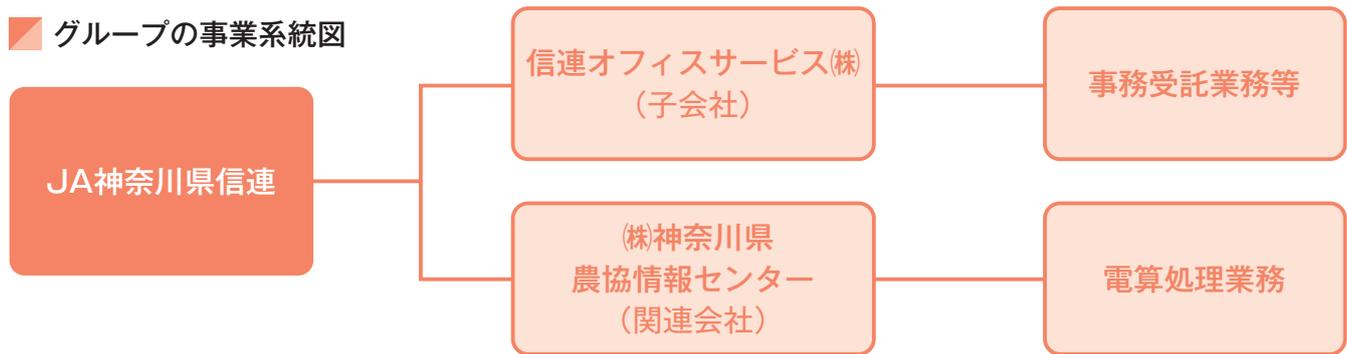
### その他の諸手数料

通帳・証書再発行	1件につき	1,430円	取引履歴照合表発行	ご依頼1件につき	1,760円
残高証明書(定例発行)	1通につき	880円	媒体持込	1媒体につき	22,000円
残高証明書(都度発行)	1通につき	990円	口座管理	1口座につき	19,800円
残高証明書(監査用)	1通につき	3,300円			

注: 上記手数料には消費税等(10%)が含まれています。

# グループの概況

## グループの事業系統図



## 子会社等の概況

会社名	信連オフィスサービス株式会社	株式会社神奈川県農協情報センター
主たる事務所の所在地	横浜市中区海岸通1丁目2番地の2	伊勢原市大住台2丁目1番地の3
設立年月日	平成11年11月17日	昭和49年9月2日
資本金	67百万円	100百万円
事業の内容	1. 神奈川県信用農業協同組合連合会または当連合会の会員農業協同組合等のための次の業務 (1) 不動産の賃貸または神奈川県信用農業協同組合連合会の所有する不動産もしくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務 (2) 福利厚生の事務を行う業務 (3) 広告宣伝を行う業務 (4) 自動車の運行を行う業務 (5) 金融・経済にかかる調査または情報の提供を行う業務 (6) 現金自動支払機等の集中監視を行う業務 (7) 住宅ローン、マイカーローン等の契約締結の勧誘を行う業務 (8) 事務にかかる文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送または配送を行う業務 (9) 現金、小切手、手形または有価証券、証書の整理、一時保管、輸送および集配を行う業務 (10) 有価証券の受渡しを行う業務 (11) 担保不動産を購入し、管理を行う業務 (12) 通信機器、電子計算機、事務機器等の賃貸借業務 (13) 上記各号の事務の取次を行う業務 2. 労働者派遣事業 3. 警備業 4. 前各号に掲げる業務に附帯する業務	1. 県内農協業務の電算機による処理業務 2. 前項に付随する一切の業務
議決権に対する当会の所有割合	100.0%	19.90%
役員数	8人	17人
議決権に対する当会および他の子会社等所有割合	100.0%	19.90%

## 子会社等の財務内容

(単位:百万円)

会社名	決算日	売上高	経常利益	当期純利益	総資産	純資産
信連オフィスサービス株式会社	3月31日	297	10	6	481	452
株式会社神奈川県農協情報センター	3月31日	2,221	141	101	5,791	4,990

当該子会社等については重要性に乏しいことから、令和6年度の連結財務諸表は作成しておりません。

なお、信連オフィスサービス株式会社については、農協法上の金融子会社に該当することから、当社を含めた連結自己資本比率を算出しておりますが、連結自己資本比率は13.30%と、単体自己資本比率(13.29%)と同水準となっております。

# 経営者確認書

## 確認書

私は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- 業務の実施部署から独立した業務監査部が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については業務監査部から理事会等に適切に報告されております。
- 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年7月3日

神奈川県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 鈴木 俊春

注:財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、剰余金処分計算書、注記表を指しています。

## 会計監査人の監査

令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、下記会計監査人の監査を受けております。

会計監査人	所在地
みのり監査法人	東京都港区芝5丁目29番11号

業績

経営

業務

組織

データ  
ファイル

索引

# 索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

**単体開示項目**（農業協同組合法施行規則第 204 条関連） ページ

<b>1 概況および組織に関する事項</b>	
(1) 業務の運営の組織	43
(2) 理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名	43
(3) 会計監査人の名称	91
(4) 事務所の名称および所在地	43
(5) 特定信用事業代理業者に関する事項	43
<b>2 主要な業務の内容</b>	35
<b>3 主要な業務に関する事項</b>	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	4
(2) 直近の 5 事業年度における主要な業務の状況	
a 経常収益	4
b 経常利益	4
c 当期剰余金	4
d 出資金および出資口数	4
e 純資産額	4
f 総資産額	4
g 貯金等残高	4
h 貸出金残高	4
i 有価証券残高	4
j 単体自己資本比率	4
k 剰余金の配当の金額	4
l 職員数	4
m 信託報酬	4
n 信託勘定貸出金残高	4
o 信託勘定有価証券残高（p に掲げる事項を除く）	4
p 信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高	4
q 信託財産額	4
(3) 直近の 2 事業年度における事業の状況	
a 主要な業務の状況を示す指標	86
b 貯金に関する指標	80
c 貸出金等に関する指標	80
d 有価証券に関する指標	83
e 信託業務に関する指標	88

**4 業務の運営に関する事項**

(1) リスク管理の体制	18
(2) 法令遵守の体制	24
(3) 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の状況	10
(4) 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	29

**5 直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項**

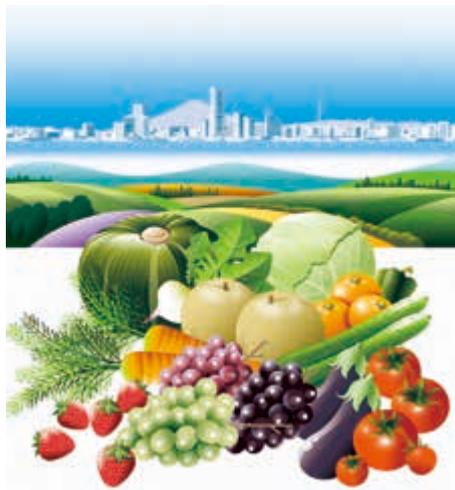
(1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書	48
(2) 債権にかかる額およびその合計額	
a 破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当する債権	32
b 危険債権に該当する債権	32
c 三月以上延滞債権に該当する債権	32
d 貸出条件緩和債権に該当する債権	32
e 正常債権に該当する債券	32
(3) 元本補てん契約のある信託にかかる債権に関する事項	33
(4) 自己資本の充実の状況	59
(5) 取得価額または契約価額、時価および評価損益	
a 有価証券	84
b 金銭の信託	84
c デリバティブ取引	85
d 金融等デリバティブ取引	85
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	85
(6) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	33
(7) 貸出金償却の額	33
(8) 会計監査人の監査を受けている旨	91

**その他重要な事項**（農業協同組合法施行規則第 207 条） ページ

役員等の報酬体系	44
----------	----

# Disclose

2025



## JA神奈川県信連の現況

神奈川県信用農業協同組合連合会

〒231-8806 横浜市中区海岸通 1丁目2番地の2 電話 045-680-3011